

障害学生に関する
紛争の防止・解決等事例集
ウェブコラム総集編

はじめに

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、国公立、私立を問わず、すべての大学等において、不当な差別的取扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、障害者差別解消法の下での紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために、参考にしていただける具体例を収集・分析・公表・普及することを目的に、平成 28 年度から、障害者差別解消法に関する対応状況調査並びに紛争の防止・解決等の参考となる事例の収集(以下「本調査」という。)を実施しています。毎年度、ご提供いただいた多くの事例を収集・分析したうえで、事例集として JASSO ウェブサイトで公表してきました。

また平成 30 年度から新たに、紛争の防止・解決等に関する留意点をわかりやすく対話形式でまとめたウェブコラムを事例集とともに掲載し、事例集をご参照いただく際の補足情報、あるいは各大学等で紛争の防止・解決に関してのご対応の際の参考情報としていただけることを期し、発信してきました。本誌は、3 年分のウェブコラム全 27 回をまとめた冊子となっております。参考資料としてご利用いただければ幸いです。

本調査の事例集に収録された事例は、すでに 5 年分(平成 28 年度～令和 2 年度)の蓄積があり、現実に発生したのですが、個々の障害のある学生の状況や大学等の実状は様々ですので、事例として提供された情報だけでは、その対応が適切かどうかの評価については難しいものが少なくありません。したがって、各大学等におかれましては、その実情等に鑑みて、適宜、参考としていただけますよう、お願い申し上げます。

また、末尾となりましたが、事例のご提供など、本調査にご協力いただいた高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

独立行政法人日本学生支援機構
学生生活部障害学生支援課

目次

「紛争」等の概念について.....	1
紛争の防止・解決等のための基礎知識.....	3
一緒に考えよう!合理的配慮の提供とは(平成30年度公開).....	17
第1回 障害理解(1) 大学等の責務とは.....	19
大学等の責務について具体例を基に理解を深める	
キーワード 不当な差別的取り扱い、合理的配慮、同等の機会、建設的対話	
第2回 障害理解(2) 社会モデルの考え方等.....	24
社会モデル、社会的障壁除去の考え方を理解する	
キーワード 社会モデル	
第3回 同等の機会の提供.....	28
同等の機会の提供と過重な負担の考え方を整理する	
キーワード 過重な負担、同等の機会、合理的配慮、建設的対話	
第4回 過重な負担.....	33
配慮不提供の正当な理由となる過重な負担、提供すべき合理的配慮の範囲を考える	
キーワード 合理的配慮、過重な負担、同等の機会、建設的対話、本質的な変更	
第5回 安全配慮と権利の制限.....	39
安全配慮を理由に障害のある学生の権利を不必要に制限していないか	
キーワード 不当な差別的取り扱い、抽象的な理由、建設的対話	
第6回 社会資源の活用.....	44
どのような社会資源をどのように活用すればよいのか	
キーワード 社会資源の活用、重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業、建設的対話	
第7回 入学要件、受験生への配慮.....	49
新入生受入への対応は合理的配慮提供における重要な最初の一步	
キーワード 不当な差別的取り扱い、本質的な変更、合理的配慮	
第8回 就職支援.....	54
就職活動は支援の対象となるか、移行支援について考える	
キーワード 就職支援、対象となる学生の活動の範囲、本来業務付随、社会資源の活用	
第9回 テクニカル・スタンダード.....	60
3つのポリシーだけではわからない、より詳細な技術基準・能力要件と合理的配慮	
キーワード 本質的な変更、合理的配慮	

第10回 支援体制の整備 66

組織的な対応の重要性、支援部署や担当者の在り方を考える

キーワード 体制の整備

こんなときどうする?障害学生支援部署の役割(令和元年度公開) 73

第11回 進学を希望する生徒への情報発信 75

進学希望者への情報発信の現状と課題、具体的な取組の紹介

キーワード 情報発信、本質の可視化、相談体制の整備、意思の表明

第12回 入学者選抜における同等の機会の提供 82

同等の機会の提供と教育の本質について考える

キーワード 同等の機会、合理的配慮、教育の本質

第13回 障害学生支援における教育部門との連携 88

シラバスの作成等に支援部署が果たすべき役割について考える

キーワード 同等の機会、社会モデル、合理的配慮、不当な差別的取り扱い

第14回 新入生への合理的配慮の提供 94

出身校での支援情報の取得方法や申し出対応プロセスの構築

キーワード 保護者からの申し出、高大連携、建設的対話

第15回 自己理解と意思表示支援 100

保護者等との関係を踏まえた本人主体の建設的対話の在り方を考える

キーワード 意思の表明、根拠資料、建設的対話

第16回 教材、授業、試験等における情報保障 107

支援内容の決定方法から支援機器の活用、フォローアップまでの課題、プロセスを整理する

キーワード 合理的配慮の内容の決定の手順

第17回 メンタルヘルスと合理的配慮 113

メンタルヘルスと合理的配慮の関係性を整理する

キーワード 合理的配慮、意思の表明、根拠資料、本質的な変更

第18回 事前的改善措置 119

教職員の理解啓発、防災・災害対策、ユニバーサルデザイン等、環境整備の重要性を理解する

キーワード 事前的改善措置、意識啓発・理解促進

第19回 学外機関との連携、社会資源の活用 124

通学、生活介助、情報保障等、どのような場面でどのような学外連携ができるか

キーワード 社会資源の活用

第20回 障害のある留学生、障害のある学生の海外留学 129

支援部署が果たすべき役割、学内及び海外の大学等との連携の在り方を考える

キーワード 対象とする学生

紛争の防止・解決のために(今後の課題)(令和2年度公開) 135

第21回 人材の確保と育成 137

体制整備に必要な人材の確保と養成、大学間連携について考える

キーワード 専門性のある人材

第 22 回 学生の多様なニーズと配慮	144
診断名だけではわからない多様なニーズについて理解を深める	
キーワード 教育の本質、根拠資料	
第 23 回 合理的配慮のモニタリングと調整(1)	151
モニタリングとは何か、その必要性和重要性について考える	
キーワード モニタリング、建設的対話	
第 24 回 合理的配慮のモニタリングと調整(2)	157
モニタリングをすることでどういった良い効果があるのかを理解する	
キーワード 建設的対話、他の学生の不利益・不公平	
第 25 回 合理的配慮のモニタリングと調整(3)	162
建設的対話と連携によってどのように合理的配慮を持続していくかを考える	
キーワード 本質の可視化	
第 26 回 建設的対話とは(参考対話)	170
参考対話を通じて、建設的対話の重要性和ポイントを知る(参考対話紹介)	
キーワード 建設的対話、合理的配慮の内容の決定の手順	
第 27 回 紛争の防止と解決	176
紛争の防止と解決に関する体制整備のために重要な基本的視点を確認する	
キーワード 事前的改善措置、社会モデル	
参考情報	182
協力者会議	186
索引	187

「紛争」等の概念について

紛争とは

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、例えば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します(注)。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況(対立した状況)で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

建設的対話とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

紛争の防止、解決

たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリス

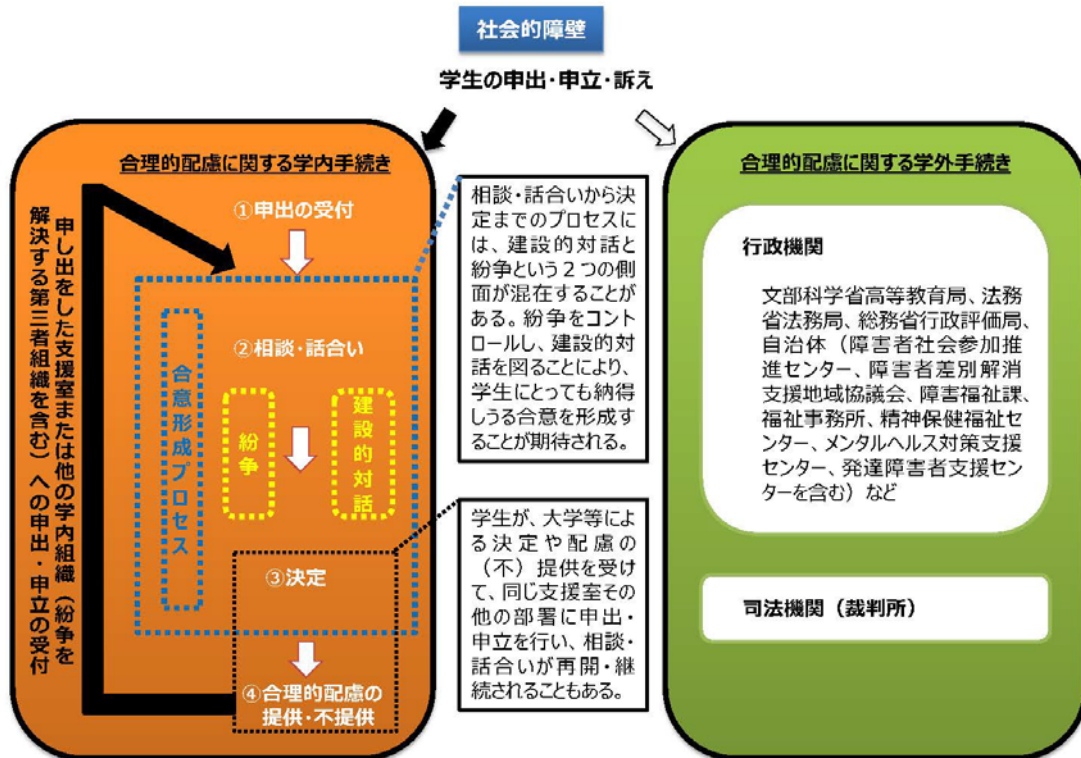
クマネジメントの点からも、「紛争」の継続化・全面化（対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること）を防止する必要性は高いといえます。そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するものが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

（注）例えば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）では、「『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、（③を意味の次元でとらえれば）要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト障害を理由とする差別の解消の推進ページでご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

合理的配慮の提供をめぐる紛争発生についての概念図



紛争の防止・解決等のための基礎知識

本基礎知識では、日本学生支援機構（JASSO）が設置した「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集協力者会議が、大学等において、障害のある学生に関する紛争を防止、解決するために必要な基礎知識を、理解のポイントとなるキーワードから解説しています。

（1）大学等における基本的な考え方

1. 「障害のある学生」とは

【学生とは】

我が国における大学等に入学を希望する者及び在籍する学生。学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含まれます（「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下、「第一次まとめ」、「第二次まとめ」））。

【障害のある学生（以下、障害学生）とは】

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（「第一次まとめ」、「第二次まとめ」）。ここでいう障害は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を意味します。「その他の心身の機能の障害」には難病に起因する障害などが含まれます。また、「継続的に」には、断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含まれます（平成 24 年版『障害者白書』）。

【社会モデル】

障害学生の定義は、障害学生が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会的障壁を除去するための手段の 1 つが合理的配慮の提供です（平成 24 年版『障害者白書』、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」）、「第二次まとめ」）。

【障害学生以外の障害者】

「第二次まとめ」は次のように記しています。「障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、例えば、障害学生以外の、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等も含まれ、本検討会の対象範囲よりも広がっている。このため、実際には本まとめの内容よりも広い範囲での対応が求められることに十分留意することが必要である。」

2. 学生の活動の範囲

【教育・研究等に関する事項】

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業、授業、課外授業、学校行事への参加等

【学生の活動や生活面に関する事項】

通学、学内介助（食事、トイレ等）等

※学生の活動や生活面に関する事項については、大学等において必ずしも合理的配慮提供義務の範囲内とは言えない面があり、自治体等と連携し、関連の支援事業を利用することも視野に入れた支援が必要です。

3. 不当な差別的取扱いとは

【不当な差別的取扱い】

障害学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

- ・財・サービスや各種機会の提供を拒否する、
- ・財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する、又は
- ・障害のない学生に対しては付さない条件を付ける

（「基本方針」、「第二次まとめ」）

【不当な差別的取扱いが禁止される場面】

不当な差別的取扱いは、入学前相談、入試、授業・ゼミ・研究室の選択、試験、評価、単位認定、実習・留学・インターンシップ・課外活動への参加等、修学や学生生活のあらゆる場面で発生する可能性があります（「第二次まとめ」）。

【「不当な」の意味】

「不当な」というのは、当該取扱いに正当な理由がある場合には、本法（障害者差別解消法）により禁止される不当な差別的取扱いには該当しないとの意味内容をもった文言です（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集〈地方公共団体向け〉」）。

【正当な理由の判断】

正当な理由に相当するのは、障害学生に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行なわれたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です（「基本方針」）。

正当な理由に相当するかどうかは、個別の事案ごとに、障害学生や大学等や第三者の権利利益（*）の観点から総合的・客観的に判断します。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではありません（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

大学等は、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」でしょう（「基本方針」）。

*権利利益の例：安全の確保、財産の保全、教育の目的・内容・評価の維持、損害発生の防止等

4. 合理的配慮とは

【合理的配慮】

・障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、大学等が行なう必要かつ適当な変更・調整で、

・大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、

・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担（以下、過重な負担）を課さないもの

（「第一次まとめ」「第二次まとめ」）

【合理的配慮の対象事項】

合理的配慮は、教育・研究等に関する事項（入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業、授業、課外授業、学校行事への参加等）を中心として、後述する「本来業務付随」の考え方などをふまえて判断することが必要です。ただし、学生の活動や生活面については、仮に大学等において合理的配慮の対象事項と考えにくい場合でも、自治体等との連携を通じて、学生が福祉サービス等を利用できるような働きかけが大切になるときもあります。

【過重な負担の有無】

大学等は、ある配慮が過重な負担となるか否かは、個別の事案ごとに、以下の諸要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します（「基本方針」）。

- ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

大学等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

以下の3つの要素は、過重負担の文脈において判断されるべきであるか、あるいは過重負担の文脈とは独立して判断されるべきか定かではありませんが、いずれにしても、ある配慮が合理的配慮だといえるためには、これらの要素も満たす必要があります（「基本方針」）。

- ・本来業務付随（事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること）
- ・同等の機会（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること）
- ・本質変更不可（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと）

【性別と年齢】

障害者差別解消法は、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」合理的配慮を提供しなければならない、と定めています。合理的配慮を提供する際には、障害の状態に加えて、性別や年齢を考慮に入れることも必要です。

5. 体制の整備

「第二次まとめ」では、大学等における実施体制として、以下の3点を挙げています。

1. 事前的改善措置
2. 学内規程
3. 相談体制の整備

【事前的改善措置】

不特定多数の障害学生のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

【学内規程】

国立大学・国立高等専門学校——国等職員対応要領の策定・公表（法的義務）

公私立大学等——同様の要領の作成・公表が望まれる（公立大学は努力義務）

これに限らず、障害学生の受入れ姿勢・方針を始めとする障害学生支援に関する様々なルールの作成・公表が望まれます。

【相談体制の整備】

1. 委員会——大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関
2. 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口——支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口
3. 専任の教職員——障害学生支援を主な職務とする専門性のある教職員やコーディネーター、カウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する支援者等
4. 第三者組織——障害学生と大学等の中で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織

6. 合理的配慮内容の決定手順

「第二次まとめ」では、合理的配慮内容の決定手順を以下のように示しています。

1. 障害学生からの申し出
2. 障害学生と大学等による建設的対話
3. 合理的配慮内容の決定
4. 決定された内容のモニタリング

【意思の表明】

原則として、障害学生本人から意思の表明（申し出）があった場合に、合理的配慮を行ないます。

申し出はなくても当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のように努めることも必要です。

- ・適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける

- ・日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努める
- ・障害学生自ら必要な申し出ができるようになるよう促す

【根拠資料】

原則として、申し出には根拠資料の提出が必要です。根拠資料は、個々の学生の障害の状況を適切に把握するためのものです。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
- ・高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

障害の内容によって根拠資料の提出が困難な場合があることにも留意する必要があります。その場合は、以下のように努めることも必要です。

- ・障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう
- ・建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する

【建設的対話】

合理的配慮の内容は、障害学生と大学等が建設的対話を行なって決定します。

建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮内容の決定が行なわれることは避ける必要があります。

また、障害学生が高等専門学校生等(後期中等教育段階)の場合は、必要に応じて保護者等から意見を聴取します。

内容の決定の際の留意事項

合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することに留意します。

【モニタリング】

合理的配慮内容の妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行ない、必要に応じて内容の調整を行なうことも重要です。

7. 紛争解決のための第三者組織

【第三者組織】

第三者組織とは、障害学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えたり、合理的配慮を含む障害学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に、障害学生支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる学内組織です。

障害のある当事者が委員として参加していることが望ましいとされています。

学外の相談・調停窓口

文部科学省高等教育局、法務省人権擁護局、障害者差別解消支援地域協議会等

学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織でも調停ができなかった場合、障害学生は、障害者差別解消法に基づき、学外の相談・調停窓口に、紛争解決のための相談を行なうことができます。大学等は、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を障害学生に周知することも必要です。

8. 意識啓発・理解促進

【心のバリアフリー】

- ・障害学生へのハラスメントは障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底
- ・学内のものに留まらず、外部の研修等の機会を積極的に活用する

○日本学生支援機構(JASSO)のセミナー、研修会等
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

障害学生自らが合理的配慮の提供を含む正当な権利を主張できるようにする

- ・障害学生への関連情報の提供
- ・自己選択・決定の機会の提供
- ・自己選択・決定能力向上の場の提供

支援学生への研修

障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組の実施

9. 情報公開

学内規程、相談窓口の整備、支援に関する大学の考え方や取組を積極的に公開する

【個人情報保護】

障害学生支援に関する情報は、障害学生の個人情報に配慮した範囲内で、積極的に公開します。

【アクセシビリティ】

公開の際には、情報のアクセシビリティに配慮することも重要です。

(2) 大学等における主な課題

1. 教育方法

障害学生に提供する教育は、教育の目標・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整することにより、全ての学生が同等の条件下で学べるようにすることが必要です。

【本質の可視化】

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、シラバス等の明確化・公開

- ・大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供する
- ・合理的配慮において変更可能な点と変更できない点を明確にする

とりわけ、シラバスに授業目標、内容、評価（方法）を明記することは、学生の授業選択の手がかりとなるばかりでなく、支援の必要性を事前に検討する上でも重要な情報となります。

授業

講義、演習等その形態を問わず、障害学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、情報保障や必要なコミュニケーション上の支援を行ないます。

教材

- ・教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料へのアクセシビリティの確保
- ・教員が作成する配付資料等の事前提供（障害学生が利用可能なフォーマットへの変換作業のため）

学外実習

- ・障害があることをもって参加を妨げることがないようにする
- ・指定科目の単位取得等、適正な参加要件を設定する
- ・成績評価における能力要件を定める
- ・実習先機関と密接に情報交換を行なう
- ・実習機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意する
- ・実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をしないような配慮のあり方を検討する

留学や海外研修

海外の受け入れ大学の担当者と十分な意見交換を行ない、必要な配慮が受けられるよう事前に調整を行ないます。

試験

入試や単位認定等のための試験においては、情報保障、試験時間の延長や別室受験、回答方法の変更、支援技術の利用等により、障害学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価できるよう配慮します。

- ・試験の形式や、試験で評価しようとする内容について、シラバスに明記しておく

レポートや発表

- ・課題の目的や評価基準を明確に示す
- ・目的を損なわないようにしながら、学生の学習成果を適切に評価できるよう、その形式については柔軟に変更できるようにする。

成績評価

教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は、行なわないよう留意します。

2. 高大連携

【引継ぎの円滑化】

障害のある生徒の大学等への進学を促進するため、出身校（特別支援学校高等部、高等学校等）と密接に情報交換を行なう必要があります。

支援情報（支援内容・方法等）の引継ぎ

- ・出身校が作成した個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、効率的な教育支援内容の引継ぎを図る
- ・支援情報の引継ぎは本人の意向を最大限尊重し、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なう

【情報発信】

- ・障害のある入学希望者等からの問い合わせを受け付ける相談窓口等の整備を図る
- ・相談窓口や、入試時、入学後に受けられる支援内容について、生徒や保護者、特別支援学校高等部や高等学校の教職員に幅広く発信する
- ・必要な支援を適切に提供することによって才能を開花させたモデルケースについて積極的に発信する

・情報発信にあたっては、障害学生本人や関係者の個人情報保護の観点に留意する

なお、学生によっては、入学後に、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、障害による困難・不適応が顕著になる可能性もあるため、こうした学生への支援の対応を進める必要もあります。

3. 就労支援

【キャリア教育】

障害学生はロールモデルを周辺に見つけづらい状況に置かれているため、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なう必要があります。

・職業観の^{かんよう}涵養や自らの障害特性、適性の理解に資する学内プログラムの提供

・学外において障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援

また、障害学生は、一般枠、障害者枠、福祉就労等、一般の学生に比べて特殊性の高い就職活動を行なうため、就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりの促進が必要です。

学内

修学支援と就職支援を担当する部署、障害学生支援を行なう学生課などとの間で連携を促進する

学外との連携

・ハローワークや地域の労働・福祉機関など就職・定着支援を行なう機関と連携を強化する

・インターンシップや就職先となる企業・団体との連携を図る

・大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談等を共同で実施するなど、大学間での連携を図り、ノウハウや情報の共有を図る

・支援の引継ぎにあたっては、障害学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なうこと

4. 関係機関との連携

【社会資源の活用】

地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有

- ・ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材活用・共有
- ・教材の利用方法の研修
- ・アクセシビリティに配慮されたデータや講義の映像の蓄積・共有
- ・一般教養科目における単位互換の活用等

支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築、他大学への支援学生の派遣等

5. 人材の育成・配置

【専門性のある人材】

組織的な障害学生支援を適切に行なうためには、支援を実質的にすすめていく能力を有する人材（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等）の確保が重要です。

求められる能力

- ・障害学生との対話を通じて、個々の状況にあわせたニーズを確認する
- ・大学等の状況を的確にアセスメントする
- ・支援の判断を行なうだけでなく、様々な関係者や関連部局と連携する

育成・配置

- ・支援人材が障害学生支援の中核を担う存在として機能できるシステムの構築
- ・支援人材の専門性の向上、キャリアパスの構築（長期的に支援を担うための組織的な位置づけ）

【支援学生】

人的な支援を担う支援学生の育成・研修等の推進、そのためのノウハウの共有、また、支援学生の活動をバックアップするための相談体制・スキルアップ・フィードバック等の仕組みの充実も重要です。

一緒に考えよう！

合理的配慮の提供とは

「障害者差別解消法」施行に伴い、全ての大学等についても、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が求められています。では、どんなことが不当な差別的取扱いにあたるのか、合理的配慮とは何なのか、その基本的な考え方について、わかりやすく解説します。

- 第 1 回 障害理解について(1) 大学等の責務とは
- 第 2 回 障害理解について(2) 社会モデルの考え方等
- 第 3 回 同等の機会の提供
- 第 4 回 過重な負担
- 第 5 回 安全配慮と権利の制限
- 第 6 回 社会資源の活用
- 第 7 回 入学要件、受験生への配慮
- 第 8 回 就職支援
- 第 9 回 テクニカル・スタンダード
- 第 10 回 支援体制の整備

第1回 障害理解(1) 大学等の責務とは

平成30年10月12日公開

第1回は講座形式で、障害者差別解消法に基づき大学等の責務について考えます。受験時の事前相談における対応を題材に、障害のある学生を受け入れるにあたっての対応が、法に照らして不当な差別的取扱いになっていないか、合理的配慮の不提供となっていないかを踏まえ、どのように対応していけばいいのかを検討します。

検討課題

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供義務
- ・ 同等の機会
- ・ 建設的対話



講師:まず、障害のある学生を受け入れるにあたっての対応から見ていきましょう。場面は入学試験後に行なわれた保護者面談です。



保護者:息子は発達障害のため、聞くことによる情報取得が苦手で、文字に書かれていれば理解できるのですが、話を聞くだけでは内容をうまく理解できないことがあります。また、二つ以上のことを並行してできないところがあって、授業を聴きながら板書を書き写すといったことが苦手です。それでも、今まで普通校で頑張ってきて、これからも、この大学で勉強したいと希望していますが、受け入れてもらえるでしょうか。

大学:大学として協力できることは協力しますが、十分にはできないこともあると思います。肝心なのは、ご本人が障害を乗り越えて頑張る強い意志があるかどうかです。保護者の協力も大事です。頑張って勉強させるという強いお気持ちはありますか。



保護者:はい、本人にも頑張らせませし、これまで以上に私たちも応援して努力させます。よろしくお願いします。

大学:わかりました。それでは学内で話を進めますので、ご本人に頑張る勉強に励むようにお伝えください。





講師:この保護者面談でのやりとりを見てどう感じましたか。一見、よくある面談風景のようにも見えますが、実は大きな問題が隠されています。このやりとりの中で、大学は「障害のある学生は障害のない学生よりも強固な意志がなければいけないこと」「保護者の協力なしには入学させられないこと」を確認しています。障害のある学生に、障害のない学生には課さない不要な条件を課しているのです。

不当な差別的取扱いの禁止

入学させるにあたって、障害のある学生にだけ不要な条件を課すことは、障害者差別解消法で禁じている**不当な差別的取扱い**です。同法は、その第三章第八条で「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」としています。たとえ「頑張って勉強してほしい」という善意の発露だったとしても、入学者選抜において、障害があることを理由に特別な条件を課すことは不当な差別的取扱いにあたることを覚えておいてください。教育熱心だからこそ陥りがちな例と言えます。

合理的配慮の提供義務

また「保護者の協力なしには入学させられない」としていることは、大学に課せられた義務の一部を放棄している、保護者に負わせているとも言えます。この場合、大学に課された義務とは、障害のある学生が障害のない学生と同等に学習できるよう、必要な**合理的配慮**を提供することです。これは保護者の責任ではなく、大学の責務であることを理解しておく必要があります。

さて、この学生は無事入学し、大学からは、授業のポイントを文字にして伝えるノートテイクや、教員による学習支援が提供されまし

【不当な差別的取扱い】

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業(講義、実習、演習、実技、実験)、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

出典(以下同):障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失った又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

た。次の場面は、1年次の終わりに行なわれた面談でのやりとりです。



学生:ノートテイクをつけてもらえたことで、授業の内容がとてもよくわかりました。それに、先生に受講内容や勉強の進み具合をチェックしてもらえたので、授業の中でわかっていなかったことがあったのも確認できて、とても助かりました。

大学:それはよかった。でも、今年の成績評価を見ると、ノートテイクをつけた科目の成績があまり良くないね。もしかして、ノートテイクで記録が残るからと甘える気持ちがあるのかな。2年生からはノートテイクをつけないで授業を受けてみたらどうかな?自力で勉強に立ち向かう、努力する気持ちが大事だよ。



学生:え……、あの……、わかりました。ノートテイクなしで頑張ってみます。ただ、そうになると、先生のお話を聴くことに集中しなくてはいけないので、ノートを取るのが難しいです。板書を撮影させてもらってもいいですか?

大学:それだと、努力しなくても記録が残るという意味では同じじゃないかな。自分の力で頑張ることが大事だよ。



学生:……、努力して頑張ります。



講師:今度のやりとりはどうでしょうか。1年次の間つけていたノートテイクを2年次ではつけないことになっていますね。その理由は、ノートテイクをつけた科目の成績が良くないからというものです。ノートテイクがつかない代わりに、学生から申し出のあった板書の撮影許可についても却下されています。

同等の機会

前項でも触れたとおり、大学等における合理的配慮提供の目的は、障害のある学生に障害のない学生と同等に学習できる環境を保障することです。つまり、スタートラインを整えるためのものと言えます。ノートテイクは「情報保障」という言葉で表現され、聴覚障害のある学生がほかの学生と同

じ情報(授業内容)を取得できるようにするために、よく行なわれる支援です。すなわち同等の機会を提供するための手段と言えます。発達障害のある学生の場合には、リアルタイムでの情報保障とは少し意味合いが違いますが、音による情報だけでは理解が難しいという障害特性がある場合に、授業のポイントをテイクすることで内容を理解するための支援として、よく行なわれています。従ってノートテイクをつけた科目の成績が良くないからといってノートテイク自体をやめてしまうのは、学習の保障という意味では本末転倒でしょう。学生はノートテイクが提供されない代わりに板書の撮影許可を求めましたが、これも「自分で努力することにならない」という理由で却下されています。これは、学生の障害特性についての理解不足から来ています。この学生が二つのことを同時にできないのは障害によるもので、努力して克服できることではないのですから、このままでは、ほかの学生と同じようには情報が取得できません。この状態を放置するということは、大学の責務である「同等の機会」の提供ができていないことであり、すなわち合理的配慮の提供を怠っているということになります。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

建設的対話

では、大学はどうすれば良かったのでしょうか。ここで重要になってくるのが建設的対話です。担当の先生は、ノートテイクをつけた科目の成績が良くないと話していますが、この原因は何なのか、学生とよく話し合うことが必要です。そもそも、合理的配慮を求めるということは、この授業には何らかの困難性があるということで、本人にとっては、ノートテイクを介して情報を得ることで、積極的かつ能動的に授業に参加しようとしていることがわかります。つまり、ノートテイクを利用することが、イコール、勉強する努力を怠り、他者に頼っているということではありません。もし、学生自身、ノートテイクに頼って授業に向き合う姿勢が真摯ではなかったと思うのであれば、合理的配慮を前提とした上で、授業に向き合う姿勢を改めるように指導すればいいのです。また、本人が一生懸命勉強しているにも関わらず、成績に反映されていないのだとすれば、支援の仕方に問題があり、十分な障害保障ができて

【建設的対話】

i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。

ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

いないのかもしれませんが。あるいは、授業の進め方や授業内容自体に学生の障害特性に合わない部分があるということも考えられます。このため、どうすれば授業の内容をほかの学生と同じように理解することができるか、学生とよく話し合いながら、提供できる支援を模索していくことが必要です。



講師:いかがだったでしょうか。本コラムの第1回は、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供義務」を理解し、大学の責務について考えることをテーマにしました。障害者差別解消法は「障害者はいろいろと大変だから助けてあげましょう」というものではなく、障害者でない者との同等な機会を障害者に保障し、同等な機会が保障されないことを「差別」として、その解消に取り組むことを規定している法律で

す。大学がその責務を果たすために求められる障害理解とは、単純に「この学生は障害があって授業の聞き取りに困難がある」と理解するだけではなく、どのような場面でどのような困難があり、どうすればその障壁を除去できるのか、より具体的なニーズの把握と対処方法の模索までを含んでいると考えましょう。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 3. 不当な差別的取扱いとは 4 ページ
- ・ 4. 合理的配慮とは 5 ページ
- ・ 6. 合理的配慮内容の決定手順 8 ページ

第2回 障害理解(2) 社会モデルの考え方等

平成30年10月26日公開

第2回は、障害者差別解消法が示す社会モデルの考え方について考えます。性別違和の学生からの申し出に関する事例を基に、社会的障壁とは何か、また、大学が取り組む社会的障壁の除去とは等について、ワークショップ形式で、意見交換していきます。ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ・性別違和は障害か
- ・性別違和の学生が直面する社会的障壁
- ・学生生活上の支援
- ・学外への情報発信、情報開示等に関する課題

参加者紹介



私立大学Aさん 私立大学Bさん 国立大学Cさん



Aさん:では、性別違和のある学生から相談があった事例について、紹介させていただきます。この事例は、最初は障害学生支援室ではなく、カウンセラーへの相談から始まりました。性別違和でロッカールームが使えず着替えの場所に困っている、教材等の荷物も置き場がないために毎日持ち帰っていて、とても大変だということでした。相談内容がメンタルのことでなくて物理的なものだったため、カウンセラーから障害学生支援室に連絡があり、支援室で対応することになりました。学生が所属する学部の先生方とも協議し、配慮を提供することになりました。着替えについては多目的トイレを使ってもらうことにし、荷物の保管用

には、学生が使いやすい場所に鍵のかかる専用ロッカーを設置しました。学生は納得して、問題なく修学しています。以上です。

性別違和は障害か



Bさん:最近よく話題になる LGBT の T、トランスジェンダーですよね? これは障害なんでしょうか。実際「我々は障害者ではない!」と発言している当事者をテレビで見たこともあります。障害学生支援室が扱う問題なのかというところが、ちょっと疑問なんです。

Aさん:障害かどうかは私もよくわかりませんが、実際に困っていて、メンタルを扱う相談室では対応できないとなると、うちの部署くらいしか適当な窓口がないんですよね。



【社会モデル】

障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



ファシリテーター:性別違和がいわゆる障害かどうかについては専門家の間でも議論があります。そこで重要なのは**社会モデル**の考え方です。社会モデルとは、機能障害ではなく社会的障壁の問題性に着目する視点です。性別違和のある学生の直面する社会的障壁の問題性に着目し、教育を受ける同等の機会を保障していくことが重要となります。

学生生活上の支援



Cさん:うちの大学でも障害学生支援室で対応していますね。性別違和のある学生の場合、入学後すぐに対応が必要となるのは、やはりトイレや着替えの場所、それと健康診断での配慮ですね。健康診断は、他の学生とは別に単独で保健室で実施しました。

Bさん:ほかにはどんな対応が必要になりますか。うちではまだそういう学生からの申し出は受けたことがないので、ぜひ教えてください。





Aさん: はい、事例の学生の入学時の申し出は、性別違和があることをほかの学生には知られたくないので、学内でも通称名を使って、自認する性別で通したいということです。そこで学籍簿や講義の履修者名簿は通称名を使うことにしました。ただ、卒業証書などの学外に出す書類については戸籍上の氏名と性別を使うということで、本人にも了解を得ています。それと、大学のウェブサイトにも、毎年度の入学者数が男女別に公表されていたんですが、これも学生からの依頼があって、男女別に分けるのをやめました。



ファシリテーター: 公的な書類における氏名や性別をどう扱うかは、学校によっても判断が異なるでしょうね。以前、卒業証書を通称名とした大学のことがニュースで話題になったことがありますね。ほかにも、必要な配慮は何かありますか。

Cさん: 宿泊研修の時に配慮が必要ですね。部屋割りとか入浴とか。ほかの学生にも関係することなので、本人ともよく話し合っ、結局、その学生だけ、普段は教員が使う浴室付きの個室にしました。新入生合宿だったので大人数ですし、まだ学生同士がよく知らなかったの、特に目立つこともなかったのですが、これが少人数のよく知っている同士で、他の学生には性別違和のことは知られたくないと言われたらちょっと困ったかもしれませんね。



学外への情報発信、情報開示等に関する課題



Bさん: なるほど、そういう問題もあるんですね。では、学外実習などでも、実習先に情報開示するかどうかという問題も出てきそうですね。学内と同じような配慮をしてほしいと実習先をお願いするのだとすれば、実習先にも情報開示しなくてはいいけないし、学生が実習先に知られたくない、通称名で通したいといった時に、そのまま送り出すのかといったことも検討しなくてはいいけないですね。

Aさん: はい、この事例の学生の場合、学内の授業でも、一つ懸案になっていることがあります。この学生が履修している中に、発表課題のある授業があるんですが、声を出すと周囲の学生にわかってしまう可能性があるの、発表課題を免除してほしいという申し出があったんですね。でも、この学生だけ発表を免除すると、ほかの学生にも説明が必要になってしまいますし、かといって発表させてしまうと、これまでずっと周囲の学生には開示せずに通称名で通してきたことが無になってしまいます。授業の先生からは、発表課題そのものをやめて他の課題にするという意見も出たのですが、学部では、それでは教育の目的が果たせなくなるという意見もあって、まだ結論が出ていません。





Bさん:難しい問題ですね。同じ授業を履修している学生たちに情報開示できればいいのですが、こればかりは本人が望まないのであればできませんね。本人にとっても納得のできる結果になるように、本人とよく話し合っって方法を模索していくかなさそうですね。また、教育の目的が果たせなくなるとの意見が出たということですが、一旦立ち止まって、発表課題を他の課題に変更することが本当に教育目的の実現を妨げることになるのかを、改めて客観的・具体的に検証することも必要でしょう。

Cさん:就職活動でも同じような問題が出てきます。成績証明書や健康診断証明書は、基本的にはやはり戸籍上の氏名で出すことになりますから、就職を希望する企業には情報開示せずに、というわけにはいかないだろうし。



ファシリテーター:いろいろな事例やご意見をありがとうございました。性別違和のある学生が学生生活を送る上で、様々な社会的障壁があることがよくわかりました。こうした障壁を一つひとつ取り除いて、他の学生と同等に修学できる環境を整えていくためには、いろいろと創意工夫も必要だということだと思います。また、情報開示の問題や他の学生への影響なども含めて、検討すべき課題もありました。今年7月、お茶の水女子大学が、「自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人(戸籍上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生)の受入を決定した」と発表しました。これから設備整備などの準備を始め、2020年度の入学者から受入を実施するそうです。性別違和のある入学希望者が皆さんの学校の門戸を叩くことも、今後はそう特別なことではなくなっていくかもしれません。本コラムでの検討が皆さんの参考になれば幸いです。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 1. 「障害のある学生」とは..... 3 ページ

第3回 同等の機会の提供

平成30年11月14日公開

第3回は、大学の責任で同等の機会を提供していくことの重要性について考えます。本人が感じている社会的障壁を理解し、それを取り除く努力をするということが、具体的にはどういうことなのかについて、ワークショップ形式で、意見交換していきます。ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ・ニーズの把握
- ・合理的配慮の提供に伴う負担(予算、人材等)
- ・今あるリソースの活用

参加者紹介



国立大学Aさん

私立大学Bさん

私立短期大学Cさん



ファシリテーター:今回は、学生から私のところに相談があった事例について紹介します。聴覚障害(ろう)の学生の事例です。通常の授業はノートテイクを利用し、先生方にも、自分からお願いして、口元がよく見えるように正面を向いてはっきりと話してもらうようにしていただいていたそうです。ところが、ある授業でグループ学習が始まると、発言する人が複数で、話す順番が決まっているわけでもないし、議論が盛り上がってくると、ほとんど同時に複数で発言するなど、ノートテイクが議論の進行に追いつかない事態に陥りました。そこで、学生は大学に「グループ学習の時だけ手話通訳をつけてほしい」と申し出たのですが、「手話通訳者にかかる費用が**過重な負担**なので配慮は提供できない」と言われてしまいました。実は、こ

ういう対応は全国の大学等で非常によくある典型的な事例です。手話通訳は、専門的な技術が必要とされますから、通訳者を配置するのもそれなりの費用がかかるためです。学生からは、「このままではグループ学習の授業についていけない、どうしたらいいでしょう」と相談を受けました。さて、このようなケースで、まず大学がすべきことは何でしょうか。

ニーズの把握



Bさん:グループ学習は、会話の内容をリアルタイムで知って、会話に参加できて、はじめてグループでの役割を果たせるものですね。この学生は現時点でそれができていない。それができるようにしてほしい、というのが学生の希望ですね。グループ学習での情報保障ってどこの大学でもよくある申し出だと思います。これを過

重な負担として何もしないのは、大学は、合理的配慮の提供義務を怠っていると言われても仕方がないんじゃないかな。ゼロ回答じゃなくて、なんとか支援する方法はないか、検討してみることが大事じゃないかな。

Cさん:でも、うちの学校でも障害学生支援に使える予算は限られているので、手話通訳者をつける費用はなかなか出せません。入学式とかの学校行事くらいならなんとかありますが、個別の学生の授業に毎回手話通訳をつけるというのは、ちょっと難しいです。



ファシリテーター:第1回のコラムでも触れましたが、大学等における合理的配慮提供の目的は、障害のある学生に障害のない学生と同等に学習できる環境を保障することです。Bさんからも指摘があったように、グループ学習における情報保障も、ほかの学生と同じ

情報を取得できるようにするためのもので、すなわち**同等の機会**を提供するための手段と言えます

【過重な負担】

過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

○事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

○費用・負担の程度

○事務・事業規模

○財政・財務状況

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

す。では、手話通訳の費用負担が難しいという現実がある場合、大学等としては、どうすればいいでしょう?

合理的配慮の提供に伴う負担(予算、人材等)



Aさん:うちの大学には、学生の手話サークルがあって、中には、技術が非常に高く、地域の手話通訳試験に合格して活躍している学生もいるくらいです。そうした学生には、大学の支援学生にも登録し

てもらっています。通常のノートテイクよりも高い技術を求められるということで、謝金単価も高めに設定していますが、外部の手話通訳者をお願いするよりは、予算の面では助かってます。学生の自発的な活動として始まったものですが、今では大学の予算で手話講習会を開いたりして、手話のできる支援学生の数を増やそうという取組もしています。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

Cさん:どうしても必要なら、手話通訳者の料金は、本人に負担してもらってはいませんか。



ファシリテーター:合理的配慮の提供は大学等に課せられた義務(国公立は法的義務、私立は努力義務)なので、予算面、人材

面を含めて大学側が用意するのが、本来は妥当です。情報保障の提供には一定の費用がかかりますが、これを保護者や本人に求めるのは、障害者差別解消法の趣旨にそぐわないと言えます。一部署で対応できなければ、大学全体で予算計上の道を探る姿勢が大事です。よく聞くのは、支援部署の予算だけでは賄えない場合に、学生が所属する学部が費用を負担するケースですね。ただ、学内でやりくりをしたとしても、小規模校などで、やはりどうしても費用負担は難しいという話も聞きます。ただ、例えば私立の場合でいうと、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金の中に、障害のある学生に対する具体的配慮の取組の授業等の支援の実施という項目があります。こうした制度を知らなかったとおっしゃる支援担当者もいらっしゃるのので、一度、学内予算についてきちんと調べてみることも重要です。このように、大学側が負担することを前提に様々な可能性を探ってみて、それでもどうしても過重な負担になる場合には、本人とよく話



し合っ、例えば全 15 回のうち、重要な 5 回だけ手話通訳を配置するなどの方法もとれると思います。いずれにしても、単純に配慮の不提供あるいは本人負担という選択をする前に、まだ、検討すべき余地はあるんじゃないでしょうか。

今あるリソースの活用



Bさん:なぜ手話通訳以外の選択肢について検討しなかったんでしょう。うちの大学では、グループ学習の授業には学生によるパソコンノートテイクをつけています。グループのメンバーごとの発言に発言者の名前をつけてテイクしています。グループ学習の時って、ついつい早口になったり、ほかの人が話し終わらないうちに話し始めたりしてしまいがちですから、テイクはその度に「待った」をかけて、順番にゆっくり話してもらうように理解を求める必要がありますが、そのうち学生たちも慣れてきて、発言する時には手を挙げて名乗ってから発言する等、自然にノートテイクを前提としたルールができていくみたいです。

Aさん:そういえば、うちの大学のあるゼミの教授が、ゼミ生全員にノートパソコンを持たせて、チャットでグループ学習をしたという話を聴きました。発言者はしゃべりながら自分の発言をチャット画面に打ち込むという方法です。パソコンが苦手な学生は、最初は苦労したそうで、話す内容を全部打ち込んでから読み上げたりするので時間は



かかるけど、会話が記録に残るので、聴覚障害のある学生以外の学生にも好評だったそうですよ。それに、この方法だと、聴覚障害と視覚障害のどちらの学生も同時に参加できるんですね。

Cさん:すごいですね! うちの場合は、難聴の学生で、聴力も比較的よく活用しているんで FM 補聴器を使っているんですが、FM 補聴器用のマイクを発言者が順番に回して使えば、グループ学習にも対応できそうですね。

ファシリテーター:その際には、グループ学習の時間を長めにとるなど、授業進行上も工夫が必要ですね。ありがとうございました。グループ学習の情報保障の方法やアイデアが、手話通訳以外にもいろいろと出てきましたね。皆さんご指摘のように、手話通訳は費用がかかるから無理……というところで終わらずに、学生が何に困っているのかによく耳を傾け、どうなることが学生の障壁の除去になるのか、ニーズの本質を



よく理解して、学生本人や担当教員、場合によってはそれ以外の関係者(この場合はグループ学習に参加する学生たち)とも話し合いながら、今あるリソースの利用を検討することも大事なことです。合理的配慮の提供とは、そうした**建設的対話**の中から、学校が提供できる配慮を探し出していくことによって成立するとも言えるでしょう。

【建設的対話】

i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。

ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 4. 合理的配慮とは 5 ページ
- ・ 6. 合理的配慮内容の決定手順 8 ページ

第4回 過重な負担

平成30年12月7日公開

第4回は、合理的配慮の提供における過重な負担の考え方について取り上げます。過重な負担の程度は、学校規模や設置者によっても違ってきます。また、大学による合理的配慮提供の範囲はどこまでなのか、予算はどのように調整すればよいかについて等、ワークショップ形式で意見交換していきます。ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ・ 提供すべき合理的配慮の範囲
- ・ 学校規模、設置者等による違い
- ・ 予算調整
- ・ 建設的対話

参加者紹介



国立大学 Aさん



私立大学 Bさん



私立大学 Cさん



Aさん:では、事例を紹介させていただきます。本学の外国語学科の中に、必須ではないのですが海外留学参加プログラムがあり、視覚障害のある学生が参加を希望しました。本人の希望する支援について、留学先の大学に問い合わせたところ、サポーターをつけることは可能だが、サポーターの費用は負担してほしいとの回答がありました。学内での検討では、必須ではないこともあって、合理的配慮提供の範囲を超えているという判断となり、支援を受

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

けるなら本人負担でと学生に伝えたのですが、とても無理ということで、結局、留学をとりやめることになったという事例です。

提供すべき合理的配慮の範囲



ファシリテーター:ありがとうございます。さて、障害のある学生が海外留学をする場合に、大学等はどこまで支援すべきなのかという点で、皆さんの学校ではどのように考えていらっしゃいますか。似たような事例、あるいは大学の方針等ありましたら、ご紹介ください。

Bさん:うちの大学では、ちょうど昨年度、やはり視覚障害の学生が半年間の海外留学をした事例があります。支援者の手配は先方の大学にしてもらいましたが、費用についてはうちの大学で負担しました。



Cさん:うちの大学では、海外留学中の支援までは**過重な負担**ということで行なっていないですね。支援がないと無理だろうと思われる学生については、代替措置として別の課題を与えて、留学はしない方向で調整していますね。

ファシリテーター:ありがとうございます。基本的には、大学のカリキュラムの中にあるものですか、障害のない学生と**同等の機会**の提供として、海外留学中の支援も、合理的配慮提供の範囲



であると考えるべきではないか
と思います。ただし、Cさんのご指摘にあった**過重な負担**に当たるかかどうかというのも、大きな判断基準になりますね。では、負担がどの程度なら**過重な負担**なのでしょう。

【本来業務付随、**同等の機会**、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の**機会**の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【過重な負担】

過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

○事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

○費用・負担の程度

○事務・事業規模

○財政・財務状況

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

学校規模、設置者等による違い



Aさん:先方の大学から知らせてきた費用はかなり高額だったので、これを負担するとなると、学内でも議論になりました。

Cさん:うちは、学生数1,000人にも満たない小規模校ですし、合理的配慮の提供については、私立は努力義務ということになっているので、費用のかかりすぎるものについては、学内の合意を得ることがかなり難しいです。



ファシリテーター:過重な負担の基本的な考え方について、文部科学省の対応指針は「個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行なうことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない」としています。つまり、一般論としての「費用がかかりすぎるから無理」だけでは、法の趣旨を損なう、というわけです。今、支援を必要としている学生の事案について、配慮の不提供は妥当なのか、という具体的な検討が必要です。これについては、学校の規模や国公立、私立といった設置者の違いによる財務状況(補助金の額)などが関わってきます。例えば、同じくらいの規模の他大学で、通常行なわれている支援と比較して著しく高額なのか、といったことが問われます。また、配慮を提供するための予算についても、具体的な検討が必要です。Bさんの大学では、費用はどのように捻出されたのでしょうか。

予算調整



Bさん:費用については、やはり障害学生支援に関する予算だけで支出するのは難しかったので、留学中の情報保障に関する費用を、海外留学を支援する部署と学生が所属する学部が負担し、ガイドヘルプの人件費を障害学生支援課が負担するという形で分担しました。

ファシリテーター:なるほど。予算について考える際には、大学等が受け取っている障害学生支援のための補助金がどれだけあるのか、検討事案について、どれくらい支出できるのか、それだけでは足りない場合、Bさんの大学のように、学生が所属する学部をはじめとする関係部局から予算を提供できないかについても検討してみることも視野に入れたいですね。



建設的対話



ファシリテーター:文部科学省の対応指針は、「個別の事案ごとに具体的な検討を行なった上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」としています。ここで重要なのが**建設的対話**です。修学に向けた建設的な話し合いによって、学生との間に信頼関係を醸成することができれば、妥協点は変化するものです。配慮が提供できない場合には、学生が理解し納得できるような説明をするとともに、今後の修学についても視野に入れて見守る姿勢が大切です。

では、同様の観点から、もう一つ別の事例についても検討してみましょう。Bさん、お願いします。



Bさん:はい、では紹介させていただきます。精神障害のある学生なのですが、在学中に症状が悪化して授業に出席することが難しくなってしまう、出席免除と、自宅で受講できるように授業をビデオ配信してほしいという申し出がありました。学部とも相談した結果、教育の目的・内容・機能の**本質的な変更**となること、また、ビデオ配信の設備が過重な負担となることなどで、配慮は提供しないということになりました。学生は現在、休学も視野に入れて、今後について検討中と聞いています。

【建設的対話】

- i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

提供すべき合理的配慮の範囲

ファシリテーター:ありがとうございます。では、まず、このケースが合理的配慮提供の範囲にあたるかどうかについては、いかがでしょう。



Cさん:本学でも、病弱の学生や精神障害の学生から、出席免除についての申し出があることはありますが、必須出席数を下回るのが!



～2回程度なら代替措置も可能ですが、ほとんど出席できないとなると無理でしょうね。全授業ビデオ配信というのも、そんな設備を一から作ることは、ほとんど不可能に近い。

Aさん:本学の場合は、授業を別の教室にリアルタイムでビデオ配信する設備はありますが、学生の自宅へ配信となると全く話は変わります。費用の面もちろんですが、そうした設備を設置すること自体にも時間がかかりますので、学期の途中からとなると、設置できた時にはその学期が終わってしまっているというようなことにもなりかねないですね。



学校規模、設置者等による違い、予算調整



ファシリテーター:この事例の場合は、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたるかどうかという問題と過重な負担の問題の2つの検討が必要だということですね。確かに、一度も授業に出席せずに単位を与えるということは、教育の目的を達成できたとは言えない可能性が高いですね。その代替措置としてビデオ配信という申し出があるわけですが、これについては、まず予算の点で、全くそうした設備のない

Cさんの大学と、ある程度の設備が既にあるAさんの大学では、対応できる可能性も変わってきますね。さらには、Aさんから指摘のあった、必要な時期に対応できるかどうかの実現可能性という問題もあるということですね。

建設的対話

ファシリテーター:では、学生との建設的対話についてはいかがでしょうか。



Aさん:この学生には、配慮の提供を検討するにあたって、病状について主治医の先生からお話を聞きたいと言ったのですが、学生は、大学が主治医と連絡を取ることはどうしても抵抗があったようです。そのところで、学生とのやりとりにつまずいてしまって、その後、病状がさらに悪化してしまったので、学生本人とは話し合いの機会を持てないままになっています。



Cさん:障害情報の取扱いについては、特に精神障害や発達障害のある学生の場合、慎重にしないと話し合いがこじれてしまうことがよくあります。





Bさん:うちの大学でも、できるだけ保護者の方も含めて話し合いをするようにしているのですが、中には保護者の方のほうがナーバスになっていらっしゃる場合もあって、なかなか難しいです。

ファシリテーター:皆さん、ご苦労されているようですね。学生は修学の意志があつて、その修学に困難や不安を感じているために支援の申し出をします。前半の事例でも触れましたが「今後の修学に関して、一緒に考えていきましょう」という姿勢が重要です。学生に、単に配慮の提供、不提供を判断するという観点で話し合いに臨んでいると感じさせてしまうと、いわゆる建設的対話にはなりにくいでしょう。学生の話をよく聞いて、その困難や不安を理解することからスタートすることが重要です。例えばカウンセラーにも話し合いのメンバーとして参加してもらおうといったことも有効かと思います。



配慮を必要としている学生の状況も様々ですが、配慮を提供する側の大学等の規模、設置者、環境なども様々です。文部科学省の対応指針では、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、(中略)過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」としています。建設的対話を通じて、過重な負担という時点で思考停止してしまうのではない、柔軟な対応を行なうことが求められていると言えるでしょう。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 4. 合理的配慮とは 5 ページ
- ・ 5. 体制の整備 7 ページ
- ・ 6. 合理的配慮内容の決定手順 8 ページ

第5回 安全配慮と権利の制限

平成30年12月21日公開

第5回は、安全配慮と権利の制限について考えます。障害のある学生が参加したら「危険かもしれない」といった判断によって、他の学生と同等の機会が提供されないという話を時々耳にします。大学等にとって、安全配慮義務は重要な問題ですが、それを重視するあまりに、「危険かもしれない」という抽象的な理由(抽象的な不安、おそれ)によって、障害のある学生の参加の機会を、不必要に制限したり奪ったりしていないでしょうか。

検討課題

- ・授業における安全配慮
- ・学生生活における安全配慮
- ・学外活動における安全配慮

授業における安全配慮



よく話題に挙がるのは、体育実技や実験への参加の問題です。例えば、視覚障害や肢体不自由、病弱・虚弱等の学生から「体育実技に参加したい」という希望があった場合、皆さんの学校では、どんな対応をされているでしょうか。よく聞くケースとしては、他の学生と一緒に実技を行なうのは危険だという判断から、見学だけさせる、レポート提出で代替するというものです。ここで問題になるのは、ただ、「何か事故があっては困る」という心配から、「参加させられない」という判断をしていないか、その学生が体育実技に参加するためにできる配慮について、十分に具体的な検討が行なわれたのか、ということです。他の学生と同等の機会を提供できないと判断するためには、**抽象的な理由**(抽象的な不安、おそれ)ではなく、「この学生のこういう状況には〇〇の危険があり、□□といった理由で、それを回避できる方法がない」といった具体的な理由が必要になります。

【不当な差別的取り扱い】

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・**抽象的な理由**に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業(講義、実習、演習、実技、実験)、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

なお、体育実技への参加に関する配慮としては、アダプテッド・スポーツやパラ・スポーツ¹のクラスを用意している、特別クラスはなくても様々な工夫によって可能な範囲で参加できるようにしているという学校もあり、配慮次第では、全てではなくとも実技に参加できる可能性のあるケースも多いようです。

実験等への参加についても同様です。「薬品を使うから危険」「車椅子で実験器具は扱えないだろう」といった抽象的な理由で参加させないのではなく、どうしたら安全に参加できるかを前提に、TAを配置して実験を補助する(TAが代わりに実施するのではなく、障害のある学生が主体的に手順を指示することで、補助者を使って学生が主体的に実験が実施できるようになることを目指して学ぶ機会を保障します)、手順を口頭ではなく文書にして説明を明確化する、車椅子でも扱えるように実験器具や実験室の配置を変更する等、多くの学校で様々な工夫が行なわれています。このように、その学生の個別の状態に合わせて、具体的に配慮を検討することが必要です。また、支援者を配置する場合には、支援者のボランティア活動保険への加入などを行なっている学校もあります。こうした具体的な検討をした上で、どうしても避けられない危険があるとなってはじめて、同等の機会が提供できない合理的な理由になると考えましょう。

こうした対応をするためには、学部全体や授業担当教員の理解も欠かせない要素になります。同等の機会の提供が大学等の責務であること、個々の学生については、それぞれの授業への参加のための様々な配慮が考えられること等、学生本人や授業担当者を交えて検討しながら、理解を深めていくことも重要です。

学生生活における安全配慮



授業以外の場面でも、危険に関する抽象的な理由(抽象的な不安、おそれ)により、障害のある学生の参加の機会を制限したり奪ったりしているケースはないでしょうか。例えば、食物アレルギーのある学生の宿泊研修への参加、肢体不自由の学生の

¹ 障害者スポーツを総称する呼び方として、「アダプテッド・スポーツ」や「パラ・スポーツ」という名称があります。障害者スポーツには様々なものがありますが、障害種ごとに独自の発達を遂げてきたため、例えば、パラリンピックには聴覚障害者の競技はなく、聴覚障害者スポーツの大会としては別にデフリンピックがある等、その状況も様々です。また、日本体育学会は、アダプテッド・スポーツとは「ルールや用具を障害の種類や程度に適合(adapt)することによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツを言います。このアダプテッド・スポーツという概念は、障害のある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境を問題として取り上げ、両者を統合したシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づくものです。」と解説しています。

フィールドワークへの参加等、なんらかの配慮を行なうことで参加が可能になるケースもあると思われます。いずれのケースでも「事故があつたら困るから参加させられない」ではなく、どう配慮したら参加できるかを、まず検討することが必要です。

また、てんかん、失神発作、アレルギー、低血糖等による体調急変や、パニック発作を起こす可能性がある学生への初期対応についてはどうでしょう。よく聞くのは、教職員に初期対応をお願いしても「医療従事者ではないので無理、責任が取れない」という回答が返ってくるというものです。しかし、学内で発作等を起こした場合には、身近にいる教職員が初期対応をせざるを得ません。こうした場合にあるべき安全配慮とは、個々の学生の症状や必要な対応についての情報を本人との合意形成の上、必要かつ適切な範囲で共有し、できる範囲での対応についても、本人を交えてマニュアル等を作成して共有することです。

学外活動における安全配慮



学外実習、海外研修、留学といった学外活動においては、特に安全配慮義務の問題が重視されるのではないのでしょうか。例えば、医療や福祉、教育といった分野の学外実習では、学生本人だけでなく、対象となる患者、施設利用者、児童、生徒の安全にも配慮をする必要があり、実習先の機関の安全配慮義務にも関わってくる問題です。報告された事例の中には、実習先に、想定される危険やトラブルについて大学等の責任を明記した文書を渡している、当該学生の実技について模擬実習のビデオを作製して見てもらっている、当該学生が教員として児童の危機管理にどう対応するかについての資料を作成して渡している等、様々な工夫が見受けられます。いずれも、ただ「危険だから参加させられない」で終わらせることなく、参加できるようにするための配慮について、具体的に検討をした結果として出てきた工夫です。学生が研修等に参加を希望したり、実習等に参加する際に、障害の有無にかかわらず、「参加する学生が満たしておく必要があると考えられる基準」をあらかじめ考えておくと、曖昧で抽象的な理由（抽象的な不安、おそれ）で学生を排除してしまう可能性を低くすることに役立ちます。また、障害のある学生が研修や実習に参加する際も、学びの本質を損なわずに、どのような合理的配慮を行なうべきかを考えたり、学生本人と相談するきっかけや手助けにもなります。安易に危険を理由として排除することは、不当な差別的取り扱いになることがあります。それが正当な理由であることを学生に示す責務は、大学にあります。上記のような基準は、学生に示すことができる形で用意しておく、望ましい配慮の在り方について公平な対話ができるように、備えておくといでしょう。

また、海外研修や留学については、長期間、国外で生活することを含めての検討となりますから、想定される危険も多岐にわたることでしょう。1年かけて学生との対話を重ねながら、本人も大学も様々な準備をして送り出した事例もありますが、学内協議で「参加させられない」とした事例もあります。どう配慮しても難しいケースもあるでしょうが、十分な検討が行なわれることなく、参加できなかった学生もいるのではないのでしょうか。

一方で、報告された中には、当該学生の安全のために専任の介助者を同行させることを決めたが、本人は「自分は一人でも行動できる」として納得せず、結果的には本人が参加を辞退したという事例もありました。専任の介助者が本当に必要だったかどうかは、本人の状態や留学先の状況にもよるので明らかではありませんが、大学としては心配なので、できる限りの配慮を提案したのでしょう。大学の判断と当該学生の認識の間に乖離があった事例です。大学がどういう危惧のもとに専任介助者の配置を決めたのかについて、具体的に丁寧な説明ができ、学生にとってもそれが納得のいくものであったら、結果は違ったかもしれません。必ずしも、両者にとって納得のいく結論が出るとは限りませんが、ここでも**建設的対話**を積み重ねていくことが重要だといえるでしょう。

また、留学での支援については、配慮や支援の提供のために必要となる金銭的なコストの負担を、誰がどのように行なうのかについても必ず議論になります。留学生も自国の学生と同じように、分け隔てなく合理的配慮やその他の支援を提供してくれる国(又は大学)もあれば、そうでない国(又は大学)もあります。実際には個々のケースで、様々な資源を寄せ集めて、望ましい配慮の状況に一步でも近づけるように、本人を中心とした相談や調整が必要です。しかし、障害の有無にかかわらず公平な参加機会を保障するという社会的な役割を大学が果たすためには、コスト負担の議論が起こった時に、自校がどこまでコストを担保できるかについて、担保できる幅を広げる工夫を学内で考えておいて、障害のある学生の選択肢を広げる工夫をしておくこともまた、必要です。

【建設的対話】

i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。

ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



いかがだったでしょうか。授業や学生生活、学外活動等、安全配慮義務は、様々な場面についてまわる問題ですが、「同等の機会」の提供も、大学等に義務付けられた責務です。根拠の明確でない抽象的な不安や懸念だけで、障害学生の参加の機会

を制限したり奪ったりすることなく、参加を前提として、配慮内容等についての十分な検討を行なった上で、配慮の提供、あるいは代替措置の検討を行なう必要があるということを、改めてご確認いただけましたら幸いです。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 3. 不当な差別的取扱いとは 4 ページ
- ・ 4. 合理的配慮とは 5 ページ
- ・ 5. 体制の整備 7 ページ

第6回 社会資源の活用

平成31年1月11日公開

第6回は、社会資源の活用について考えます。通学支援や生活介助、あるいは学生ノートテイカーでは対応できない専門的な情報保障等、学内の支援体制だけではカバーできない支援については、社会資源を活用することも視野に入れる必要があります。

どのような社会資源をどのように活用すればよいかについて、ワークショップ形式で意見交換していきます。ワークショップの参加者は、いずれも、大学の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ・通学支援の現状と課題
- ・学内移動支援、生活介助
- ・情報保障の専門性

参加者紹介



国立大学 A さん



私立大学 B さん



私立大学 C さん

【社会資源の活用】

大学間連携を含む関係機関との連携

①地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有(他大学等への支援者や支援補助学生の派遣、ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ、講義の映像の蓄積・共有、これらの教材等の利用方法の研修、一般教養科目における単位互換の活用等)、支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築等、支援の量的・質的拡大に資する活動の促進が望まれる。

②障害のある学生から生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)を要する相談がある場合には、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供について検討することが望まれる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



Bさん:では、事例を紹介させていただきます。上下肢と体幹の機能障害で電動車椅子利用の学生が入学し、通学支援、学内移動支援、生活介助等について申し出がありました。通学支援については、本学では行っていないことを説明し、これについては理解してもらいました。学内での移動支援と生活介助については、本人の希望もあって、学内でサポーターの募集をしたのですが、人が集まらず、ヘルパーを雇用しました。本人は、「ヘルパーさんに介助してもらっていると、他の学生と話す機会がなく、友達もできない」と言って、引き続き、学生による支援を希望しているのですが、現在のところ、対応できていません。

通学支援の現状と課題



ファシリテーター:ありがとうございます。従来、通学や生活に関する支援は、多くの大学等で、修学に直接関係しないから支援対象範囲ではないとされてきました。一方で、学生が地域の福祉サービスを利用しようとしても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が定める訪問介護等には、「通年かつ長期にわたる外出」には利用してはならないという制約があり、通学はこれに該当するとして、支援を受けられませんでした。一部の大学等の独自の工夫や負担、自治体の裁量で行なわれる地域生活支援事業等によって支援を受けられる学生もいましたが、長年この問題は制度の空白と呼ばれ、課題とされてきた部分です。皆さんの大学ではどうされていますか。

Aさん:うちの大学にも電動車椅子利用で介助が必要な学生がいますが、入学が決まった時に相談を受けて、一緒に市の福祉課に相談に行きました。そこの相談支援専門員の方がとても頑張ってくださって、特例として市の福祉サービスが受けられるようになったので、通学と学内の介助にヘルパーを派遣してもらっています。



Cさん:うちの場合は、学内での移動や生活の介助は、職員や支援学生がやっています。通学については、大学ではできないことをお伝えしました。地域の支援も受けられなかったそうで、ご家族が車で送迎しています。

ファシリテーター:ありがとうございます。この問題については、平成30年度によく厚生労働省の**重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業**によって、重度障害のある学生が支援を受けられる道が開かれたところです。



Bさん:それはどんな事業ですか。

ファシリテーター:訪問介護を受けている重度障害者が、大学等への通学支援や学内での生活介助を受けられるサービスです。詳しくは、今回の最後に、関連



重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業

1 目的

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。

3 事業内容

(1) 支援内容

(2)に定める対象者が(3)に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等(以下「支援」という。)を提供する。

――後略――

地域生活支援促進事業実施要綱

するウェブサイトをご紹介しますので、確認してみてください。通学や生活に関する支援が、大学等における合理的配慮の範疇かどうかについては意見の分かれるところですが、文部科学省の、障害のある学生の修学支援に関する検討会でも、「障害学生への支援として、大学等において考えるべき重要な課題」としており、大学として支援が難しい場合でも、障害学生が何らかの支援を受けられるようにコーディネートすることが求められています。Aさんのご紹介にあったように、地域の福祉サービスを受ける場合にキーパーソンとなるのは相談支援専門員です。大学等の支援担当者としては、こうしたキーパーソンと連携し、学生が支援を受けられるように手助けすることも重要です。

学内移動支援、生活介助



ファシリテーター：学内の移動支援や生活介助については、Bさんの大学ではヘルパーさんに委託しているということでしたが、Cさんの大学では職員や支援学生がやっているということですね。具体的にはどんな様子ですか。

Cさん：電動車椅子利用の学生がいるんですが、学内には、彼1人では開けられないドアもあったりして、移動の時にも一部支援が必要なのですが、これは同じ授業を履修している学生たちが自発的にやってくれています。学食を利用する際の食事介助などはある程度ノウハウがあるので、登録している支援学生を配置していて、トイレ介助については職員が対応しています。



ファシリテーター：なるほど。生活介助等は、内容にもよりますが、学生や職員が対応できない場合は、地域の福祉サービス等を活用することも視野に入れておきたい分野ですね。ただ、事例の学生のように、そのために孤立感を感じてしまっているとしたら、どうしたらいいでしょう。

Aさん：直接的な支援という形でなくても、交流会を開くとか、他の学生と親しむことのできる機会を設ければいいんじゃないでしょうか。そういう機会を増やしていけば、学内移動の際に自然と手を貸してくれる学生が現れたりするものですし、今は、入学したばかりで不安なんじゃないでしょうか。





ファシリテーター:そうですね。障害のある学生が孤立することのないように、他の学生と交流できる場を提供することも、障害学生支援の一環として考えていけるといいですね。学生の申し出内容を、そのまま配慮として提供できない場合でも、**建設的対話**を通じて、学生とよく話し合い、その申し出をした理由、つまりニーズの本質を理解できれば、別の形の配慮を提供することで、ニーズを満たすことができるかもしれません。それも合理的配慮の提供といえます。

では、次に、情報保障の課題に関する事例を紹介していただきます。

【建設的対話】

i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。

ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

情報保障の専門性



Aさん:はい、紹介させていただきます。聴覚障害のある学生が理系学部から大学院に進学したのですが、授業の内容がより専門的になったために、今まで配置していた学生ノートテイクでは、的確な情報保障ができないという状態になってしまったんですね。元々ノートテイクに登録しているのは文系の学生が多くて、理系学部でも募集はしたのですが、なかなか集まらなくて。今はどうしても間に合わない時は、学部の先生にお願いしているような状態です。

ファシリテーター:ありがとうございます。学部でも学年が上がるにつれて専門性が高くなり、情報保障が難しくなっていくという話はよく聞きます。皆さんの大学ではいかがですか。何かいい取組がありましたら、ご紹介ください。



Cさん:うちの大学でも、専門分野のノートテイクや手話通訳者の確保は課題ですね。その授業を履修した先輩学生やOBにお願いするくらいしか対応策がなくて、なかなか必要な人数を揃えられないのが現状です。

Bさん:うちの大学では、講義式の授業については、音声認識ソフトを活用しています。今、使っているソフトは、用語などをあらかじめ登録できるので、学生が所属する



学部に協力してもらって、講義で使われる専門用語などを登録して、より正確な変換ができるように、ソフトを学習させています。



ファシリテーター：ありがとうございます。支援機器だけでなく、既存のソフトや機器の中にも、障害学生支援に活用できるものがありますね。人的配置が難しい場合には、これらも視野に入れると、提供できる配慮の選択肢も広がります。地域の福祉サービスや支援団体、企業だけでなく、技術や機材もまた、活用できる社会資源です。学内だけでは解決できない問題も、社会資源を活用することで解決できるケースもあるので、こうした情報も支援担当者間で共有できるといいですね。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(2) 大学等における主な課題

- ・ 4. 関係機関との連携…………… | 5 ページ

障害のある学生が利用できる障害福祉サービス

- ・ 厚生労働省「平成 29 年度障害者総合福祉推進事業_大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化成果報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307851.pdf>
- ・ 厚生労働省「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」
<http://www.kaigoseido.net/topics/18/syugakusien.htm>

第7回 入学要件、受験生への配慮

平成31年1月25日公開

第7回は、新入生受入における対応について考えます。大学等は、受験、入学に関する対応においても、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という2つの差別の問題について、検討する必要があります。このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・教育の本質的な変更
- ・過重な負担

参加者紹介



国立大学 Aさん 私立大学 Bさん 私立大学 Cさん



ファシリテーター: 障害のある新入生を受け入れるにあたって、まず問題となるのは、いわゆる入学要件です。障害のあることを理由に入学を断ったり、入学者選抜において不合格にしたりすることは、**不当な**

差別的取扱いに当たることは言うまでもありませんが、例えば、聴覚障害のある学生が外国語学部への入学を希望していて、受験前に、「聴覚障害があるため、リスニングはできない。受け入れてもらえるか、受け入れてもらえるとしたら、受験では、どのような支援をしてもらえるのか」と事前相談があったとします。大学としては、まず、どのように対応しますか？

【不当な差別的取扱い】

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

教育の本質的な変更



Aさん:まずは、リスニングの免除や代替措置が可能か、スピーキングはどうするのか、学部で相談する必要がありますよね。外国語の場合、リスニングやスピーキングができないと単位取得ができないカリキュラムになっている場合が多いと思います。

Bさん:うちの大学でも同じような事例がありました。学部からは、「代替措置、つまり、リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶのでは教育目標の到達を保障できない」という回答がありました。学生にもそのように伝え、学生はその学部への進学を諦めました。



ファシリテーター:これは、その学部の教育理念に関わる問題ですね。もしも学生への配慮が、その学部のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの**本質を変更**してしまうことになるのであれば、学生にその配慮を提供できない

理由について、客観的・具体的に説明する必要があります。その説明に整合性があれば、正当な理由があると認められるため、大学は不当な差別的取扱いをしたことにはなりません。ただし、それは、大学がカリキュラムの本質を変えない範囲で、合理的配慮を尽くした上での話です。つまり、その学部の教育目標を、リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶ手段について、どのように検討されたのかということです。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

Cさん:なるほど!確かに、英語のリスニングやスピーキングができないと英文科ではやっていけないような気がしてたけど、例えば英文学の研究者になるんだったら、読めて書ければ、話したり聞いたりできなくても良さそうですね。だとすると、その学部が、どういう人材を育成しようとしているのか、何をもってその学部において学問を修めたと考えるのかっていうことが、明確化されていることが必要ですね。職員の立場だと、先生に「教育目標に到達できない」なんて言われてしまうと「そうですか」って引き下がるしかない気がしてたけど、支援部署としては、「どうしてですか」って、具体的な説明を求める責任があるってことだな



あ……。そういうことについて、アドミッションポリシーにちゃんと明文化してもらおうとか、今後は考えないといけないなあ。



ファシリテーター：これは、ほかに、いろいろな学部、いろいろな障害種について、起きてくる問題ですね。例えば、視覚障害や肢体不自由のある学生が、薬品を使用して授業中に実験をするような理系学部に入りたい、というケースがあります。この場合、視覚障害や肢体不自由があると学生本人及び周囲の安全が脅かされる、という一般的・抽象的な理由から入学を断れば、不当な差別的取扱いになります。つまり、まずは前提として、大学等には、学生本人及び周囲の安全を確保しながら実験に参加することができるように、合理的配慮を提供する義務があるのです。こうした合理的配慮についての検討を尽くさずに入学を断ることは、不当な差別的取扱いに当たるのです。

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



Bさん：それって、どこまでやれば「合理的配慮を尽くした」と言えるのか難しいんじゃないでしょうか。そういうケースって、学部からは「危険だから無理」って言われてしまうことが多いです。

過重な負担



ファシリテーター：例えば、日本学生支援機構(JASSO)が「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の平成30年度合同ヒアリングで聴取した中に、心臓ペースメーカーを入れている学生が、強い電磁波を発生する実験が必要な学科に入学したケースについての報告がありました。このケースでは、支援担当者が学部の協力を得て、すべての実験機器の電磁波を計測して、その学生の主治医に相談したのですが、それだけでは判断できないと言われて、結局、ペースメーカーの製作会社に問い合わせ、その製作会社が、機器だけでなく、その学生が立ち入る必要のあるすべての場所で、ペースメーカーに与える影響を計測して、その結果、電磁波の強さによってどのくらいの距離を保てば安全かが明確になり、学生はその学科で修学できることがわかったということでした。

Aさん:えらいなあ。普通の感覚だと、強力な電磁波を発生する実験をやるから、ペースメーカー入れてたら無理でしょって決めつけてしまいそうですね。しかも、その結果、学生がその学科でやっていけることがわかったっていうんだから、本当にやってよかったって思えますよね。ちゃんとデータを集めてエビデンスを取る……、そうかあ、僕らの仕事って、ただ先生方を説得して回るんじゃなくて、きちんとした根拠を示して理解してもらうことが必要だってことですね。しかし、そこまでやるには費用的にもかなり大変なんじゃないですか。



ファシリテーター:このケースでは、その学生の高額医療費の検査料の枠内で賄えたので、大学負担はゼロだったそうですが、常にそういう形でできるわけではないでしょうね。例えば同じようなケースでも、そのままではペースメーカーに大きな影響があり、電磁波をシールドする等の大幅な施設改修が必要で、それが大学にとっては過重な負担になり、そこまでの配慮はできないという場合に、やむをえず学生の入学を断るのであれば、正当な理由があるため不当な差別的取扱いにはなりません。それが正当な理由と言えるほどの負担かどうか、という問題ですね。

Bさん:障害によっても、学部によっても、いろいろなケースがありそうですね。うちの場合は、学生が入学するまでは入試課と教務課が担当しているので、直接、そういうケースに対応したことはなくて、入試課や教務課から問い合わせが来た時に、うちで持ってる対応事例とかできる配慮について答えてるんですが、問い合わせ以前の段階で断ってしまっているケースとか、あるかもしれないですね。今後は、うちの部署も、事前相談の段階から関わっていったほうがいいのかもしれない。



ファシリテーター:ありがとうございました。新入生の受入や受験における配慮は、大学等にとって同等の機会提供の最初の一步ですから、とても重要です。障害学生支援部署だけでなく、入試や教務、学部等の教育部門等、全学的に共通した認識を持って臨む必要があります。一人ひとりの学生ときちんと向き合っ、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供といった対応にならないよう、適切な対応をすることが望まれます。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 3. 不当な差別的取扱いとは 4 ページ
- ・ 4. 合理的配慮とは 5 ページ

紛争の防止・解決等のための基礎知識(2) 大学等における主な課題

- ・ 1. 教育方法 11 ページ

- ・ 平成 28 年度・平成 29 年度合同ヒアリング報告
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/08/06/report2016_2017.pdf

第8回 就職支援

平成31年2月8日公開

第8回は、**就職支援**をとりあげます。大学における支援の中心は、やはり教育や研究に関することになると思いますが、言うまでもなく高校等から大学への移行期や、就職等の社会への移行期にも支援の必要性が生じる場合があります。ただし、このような支援をどの程度大学としての責任で実施していくかについては、様々な考え方があるかもしれません。今回は、いくつかの大学の実務担当者によるワークショップ形式で就職支援について考えます。ワークショップの参加者は、いずれも大学等の障害学生支援の実務担当者です。

検討課題

- ・就職活動は大学としての支援の対象となるか
- ・移行支援という視点
- ・学外の社会資源

【就職支援】

大学等から就労への移行(就職)

障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行なうことが難しい。また、学内において担当教員、障害学生支援室、就職課等の関係者が多岐にわたることに加えて、学外の支援機関や受入れ企業との連携が必要になる場合もある。このため、大学等においては、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なうとともに、以下のような就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりを促進することが重要である。

- ①職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援。
- ②障害のある学生には、一般の学生と異なる多様な就業・就労形態があることや、一般的な採用方式で雇用された場合においても、雇用主に合理的配慮等を求めることができることなどを伝える。また、大学等在籍時から相談できる地域の関係機関や、障害者雇用促進に関する諸制度、それらの活用方法についての情報提供を行なう。
- ③これらの支援や情報提供を行なうことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみでは困難であると考えられることから、以下のような関係部署・機関間の連携を強化する。
 - i 学内における、修学支援担当部署と就職支援担当部署、障害のある学生への支援を行なう部署等との間の連携。
 - ii 学外における、ハローワークや地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行なう機関、インターンの実施等を含む就職先となる企業・団体との連携。
 - iii 障害のある学生の就職のノウハウの共有のため、大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談を共同で実施するなどの大学等間での連携。
- ④高校や大学等が作成・引き継いでいる個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、支援内容の効率的な引継ぎを図る(6.(2)①参照)。
- ⑤支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人の同意を得た上で行なう。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

参加者紹介



国立大学 Aさん 私立大学 Bさん 私立大学 Cさん

就職活動は大学としての支援の対象となるか



Bさん: 本学には様々な障害のある学生がいます。障害の種別や程度によって、就職支援の必要性は大きく異なっているのが現状です。一方で、支援が必要となる場合に、どこまで支援をするべきなのか、つまり大学としてどこまで責任を持つ必要があるのかという点で、色々な意見が出ています。

Cさん: 本学では具体的な話として、就職活動に関するセミナーでの事例がありました。聴覚障害のある学生がいて、その学生は普段の授業等でノートテイク支援を利用していたので、そのセミナーでもノートテイク支援をしてほしいというものでした。その時は、実際にノートテイク支援を行なったのですが、学内からは授業ではない場面でも支援が必要なのかという点について、ネガティブな意見があったのも事実です。



ファシリテーター: ありがとうございます。現時点では、教育・研究上の支援も十分ではない大学も少なくないと思います。そのなかで、就職活動に関することなどでもニーズが出てくると、学内では色々な意見が出てくるかもしれませんね。

Aさん: 本学では、例えば就職に関する個別相談やエントリーシート作成の講座では合理的配慮をしたことがありますが、大規模のセミナーや企業を集めての説明



会等では、十分な配慮ができていないという実態があります。個人的には、そこも対象に入るような気がするのですが、どのように考えればいいかははっきりとしたコンセンサスがありません。



ファシリテーター:合理的配慮にはどこまでを**配慮の対象**とするのかということ判断するためのポイントがいくつかあります。その一つに**本来業務付随**というものがあるのですが、これは、それぞれの事業体、つ

まり大学等の組織の本来の業務と言えれば、合理的配慮の対象となり得る、という考え方です。この場合、就職活動に関する支援が本来の業務といえるかどうかということが出発点になると思いが

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

が、現在、多くの大学のミッションやポリシーとしては、やはり学生を社会に接続しているということや、たっていることがほとんどではないかと思えます。だからこそ、就職支援のための部署や窓口が設置されているわけですし、学生のために必要な機会と位置づけているからこそ、就職活動に関する相談やセミナーを実施するということになります。そう考えると、このような機

会においても障害のある学生に合理的配慮を提供するというのは当然のことと考えられます。学生一般の権利として存在しているものは、障害のある学生の権利でもあるという当たり前のことですね。

Aさん:ただ、障害のある学生自身が就職活動において支援を求めてもいいということを知らないこともあるように思います。又は、自ら遠慮しているようなこともあるかもしれません。



【対象となる学生の活動の範囲】

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む)への参加、就職活動等、教育に関する全ての事項

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)に関する事項

<本検討会における検討の対象範囲>

第一次まとめの記載事項との継続性を考慮し、基本的にはその対象範囲を踏襲するが、これに加え、第一次まとめでは十分に議論できなかった「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」についても、障害のある学生への支援にとって重要かつ大学等において考えるべき課題であることを委員間で共有した。ただし、「3.(2)」で示したデータでは、これらの教育以外の部分について、実態の把握が必ずしも十分でない状況にあり、また、対応の在り方について様々な考え方にに基づき模索が始まったばかりというのが現状である。このことを踏まえ、教育以外の部分については、我が国全体での検討・対応が加速されることを目指し、今後の参考になると考えられる特色ある取組や支援・配慮事例14(例:通学や学内介助(食事、トイレ等)に関するもの)をまとめる(別紙3参照)こととした。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



ファシリテーター:そうですね。教育・研究上の支援も同じですが、合理的配慮については十分な周知が必要だと思います。合理的配慮を申し出ていいということをしかりと明示(情報公開)しておくことで、障害のある学生の意思の表明を後押しできるかもしれません。また、そのことを関連する教職員が十分に理解しておくことも大切ですね。

Bさん:一方で、就職活動のことまで支援の対象となると、いわゆる過重な負担ではないかという意見も出てきそうな気がします。その点はどのように考えればいいのでしょうか。



ファシリテーター:どのような配慮でも、全く何もやっていなかった状況と比べれば、それまでとは異なる何らかの影響が出ることは当然で、時にそれを負担という言葉で呼んでしまうかもしれません。ただ、障害学生支援というのは、本来であれば教育機関としてのインフラ的な機能として位置づけられるべきもので、これまではそれが十分ではなかったという事実を受け止める必要があります。つまり、これまでやっていなかったことだから、又は新しいことだからということではなく、必要だけども出来ていなかったことだと考える必要があるのです。あくまで、オプションとしてのサービスでなく、教育機関で様々な事業を行なう上での前提ということですね。



Cさん:なるほど。それでは、障害のある学生が企業の主催する説明会や実際に面接を受ける際の配慮については、どのように考えればいいですか。

ファシリテーター:それは、やはり企業側に申し出ていく必要があるでしょう。企業のほうもそのような対応に慣れていないということがあるかもしれませんが、採用活動は企業側の本来業務でもあるわけなので、企業側に対応を求めていくことができる部分です。



移行支援という視点



ファシリテーター:ただ、企業側に配慮を求めていくにあたって、大切なポイントがあると思います。例えば、障害のある学生がどのように自分のことを企業に伝えていくのかという部分については、事前に相談しておくといいかもしれません。場合によっては、普段の授業ではこのような支援を利用していますということや、障害の影響で難しい

ことについてもこのような方法であれば可能です、ということ伝えていくことで、企業側との対話もスムーズに進むでしょう。

Aさん:そういうことは、やはり障害のある学生向けのセミナーを開いたりして、対応するのがいいのでしょうか。



ファシリテーター:もちろん、そのようなセミナーなどで対応することも一つの方法ですが、特別な機会を作るということ以外にも方法はあると思います。例えば、普段の授業等の相談や支援を進めるなかでも、社会を見据えた関わりを常に意識しておくことで、学生がそのような力を付けていけるかもしれません。これは中長期的な移行支援という視点ですね。就職活動の支援は一定の時期だけの支援のように見えますが、やはり、実際にその時期に入るまでにどのような経緯があったのかという点はとても大切だと思います。

Cさん:なるほど。普段の関わりの中なかでも社会への移行を意識しておくことで、それ自体が就職活動にも繋がっていくという部分があるということですね。そういう意味では、低学年の時からそのようなアプローチをしていく必要がありそうですね。



学外の社会資源



Bさん:本学では、支援機関の方にご協力いただいたケースもあります。本学の場合は、障害に関してそれほど高い知識を持ったスタッフがいないなかったので、とても助かりました。

ファシリテーター:そうですね、是非必要に応じて地域の支援機関等とも連携してもらいたいと思います。地域ごとにどの程度対応できるかなど、多少の違いはあると思いますが、現在では大学に在籍しながらでも利用できる学外の支援やサービスがあります。もし、どのような地域資源があるかわからないということがあれば、自治体にたずねてみるのもいいでしょう。



【社会資源の活用】

大学間連携を含む関係機関との連携

①地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有(他大学等への支援者や支援補助学生の派遣、ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ、講義の映像の蓄積・共有、これらの教材等の利用方法の研修、一般教養科目における単位互換の活用等)、支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築等、支援の量的・質的拡大に資する活動の促進が望まれる。

②障害のある学生から生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)を要する相談がある場合には、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供について検討することが望まれる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



Cさん:そういう発想はあまり持っていませんでした。例えば、うまく就職が決まらなかった障害のある学生のための支援機関などもあるのですか。

ファシリテーター:もちろんあります。これも少し地域差があると思いますが、新卒応援ハローワークや似たような機能を持った窓口を自治体で設置していることもありますし、今では就労移行支援というものを実施している支援機関も増えています。ただ、就労移行支援機関もどこでもいいというわけではなく、その学生のニーズにあった機関を探すということは支援が必要な部分かもしれません。



いかがでしたか。就職支援については、まずそのような支援自体が大学として行なうべき合理的配慮の対象として十分考えられるということ、また、就職活動の支援は短期的なサポートだけでなく中長期的な移行支援という視点が大切になると思います。さらに、大学だけで全ての支援を考えるのではなく、地域の支援機関等や場合によっては企業側との連携・協力により、よりいい対応を進められるのではないのでしょうか。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(2) 大学等における主な課題

- ・ 3. 就労支援..... | 4 ページ
- ・ 4. 関係機関との連携..... | 5 ページ

第9回 テクニカル・スタンダード

平成31年2月22日公開

障害のある学生が大学等に入学したものの、修学における基準（ディプロマポリシーやアドミッシ
ョンポリシーだけではわからない、より詳細な能力要件）が、前もって明確にされていなかったため
に、後になって、単位や資格の取得が難しいことや、大学等に配慮できる体制がないことがわかった
り、どのように配慮を行なうかの調整が難航することがあります。こうした詳細な基準を明示したも
のが、テクニカル・スタンダードです。今回は、私のところに相談に見えた支援担当者の話から、合理
的配慮の提供におけるテクニカル・スタンダードについて考えます。

検討課題

- ・テクニカル・スタンダードとは
- ・テクニカル・スタンダードの策定
- ・合理的配慮の提供における役割

登場人物紹介



支援担当者 Aさん



医学生 Bくん



指導教員 C先生

テクニカル・スタンダードとは



講師:Aさんのご相談は、医学部に所属する肢体不自由の学生B君が、OSCE²を受験するにあたっての合理的配慮の提供についてです。OSCEとは客観的臨床能力試験のことで、医学部等、医療系専攻の学生は、この試験に合格することが臨床実習に進むための条件の一つになっています。B君は、片手に麻痺があるため、基本的臨床手技という項目の中に、できないことがあることがわかりました。

そこで、Aさんは、B君の指導教員であるC先生に配慮依頼をしたのですが……。



Aさん:先生もご存知とは思いますが、B君は片手に麻痺があって、自分一人ではできないことがあります。OSCE試験での配慮をお願いしたいのですが、どのような配慮が可能でしょうか。

C先生:配慮って言われてもねえ、OSCEは共用試験だから、内容を変えたり評価基準を変えたりすることはできないよ。それに、医者として必要な手技を誰かが手助けするとか、しなくても合格させるというのは、医学部としての教育の本質に抵触するだろう。それは、合理的配慮とは言わないんじゃないの。



講師:上のやりとりを見て、皆さんはどう思われますか。B君は、医学部に入学し、座学の講座での学習も無事に修めたのですが、いざ実技というところで壁にぶつかってしまいました。国は、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針の中で、「合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある」としています。C先生は、B君ができない手技に対して

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

² OSCE=客観的臨床能力試験。医学部、歯学部、薬学部6年制課程、獣医学部の学生が臨床実習に上がる前に、この試験とCBT(薬学の実務実習を行なうために必要な知識、態度を評価する共用試験)の2つに合格することが、臨床実習に進むための条件となる。

配慮を提供することは、医学部の教育の本質的な変更になるんじゃないかとおっしゃっているわけです。

Aさん:でも、それではB君は、せっかく入学して、これまで一生懸命勉強してきたのに、病院実習に行くこともできないし、医師免許を取ることもできないんでしょうか。だとしたら、医学部に入学したことがそもそも間違いだったということなんですか。



講師:さて、ここでポイントになるのが、今回のテーマ、テクニカル・スタンダードです。テクニカル・スタンダードは、米国の大学で使われている言葉です。日本語では定訳がありませんが、「技術基準」と訳すことができそうです。米国の大学で使われるテクニカル・スタンダードとは、日本で言うところのディプロマポリシーやアドミッションポリシーよりも、もっと詳細な要件を明示したものです。例えば、「看護師になるためのプログラムのテクニカル・スタンダード」や、「教師になるためのプログラムのテクニカル・スタンダード」のように、特に職業や資格に関連したプログラム(メジャー)で作られていることが多いものです。求められる技術的な基準を満たしているかどうかを、「〇〇を行なうことができる」、「〇〇を身につけている」のように、明示的に示しています。例えば看護師のテクニカル・スタンダードを示したものの中には、「患者にシンパシーを示すことができる」とか、「長時間勤務することができる」という項目が書いてあるものを目にしたこともあります。

ただし、注意しなくてはならないのは、米国のテクニカル・スタンダードは、欠格条項とは異なるということです。テクニカル・スタンダードを満たしているかどうかを検討する際には、必ず**合理的配慮**の提供を考慮することが前提とされています。臨床実習等では、実習の現場に、安全で効果的な医療看護を必要としている患者がいます。そのため、そこでの業務遂行に本質的に必要とされている基準がテクニカル・スタンダードとして言語化・構造化されています。しかし、安易に障害を理由として、テクニカル・スタンダードを特定の学生が満たしていない、と判断されることはありません。米国では全盲や、聾(ろう)、肢体不自由のある看護師が病院で働いている事例があることから明らかですね。

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失った又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Aさん:なるほど。B君の場合も、C先生のように「必要な手技を誰かが手助けするか、しなくても合格させるというのは、医学部としての教育の本質に抵触する」といった抽象的な意見ではなく、医学部の特定のコースで、詳細なテクニカル・スタンダードがもしあれば、その要件を満たすために必要な合理的配慮について検討することができますね。配慮があることでB君がそのテクニカル・スタンダードを満たせるのかどうかを、具体的な基準を土台にして、本人や教員が対話することができるわけですね。



テクニカル・スタンダードの策定



講師:テクニカル・スタンダードは、医療系の分野だけに必要だというわけではありません。例えば、上肢麻痺のある学生が JABEE 認定³の工学部に入学する時、聴覚障害のある学生がリスニングやスピーキングを必須とする外国語学部に入学者など、様々な学科・専攻でも、障害のある学生が進路を選択する時の判断基準になったり、入学後に合理的配慮を提供する時の検討材料になったりします。その意味で、すべての学科・専攻にとって有用なものです。

Aさん:なるほど。では、学科や専攻ごとにテクニカル・スタンダードについて議論しておく必要があるということですね。でも、それをするのは、私たち支援担当者ではなく、学科や専攻を担当される先生方ですよ。私たちには、それぞれの学科や専攻の専門的なことはわかりませんし。



講師:そうですね。テクニカル・スタンダードは、まさに、その学科やコースの教育における具体的な到達目標や評価基準ですから、教員でなければこれを策定することはできません。しかし、それが合理的配慮を提供する上での柔軟性を持たない、欠格条項的なものになってしまわないようにすることも重要です。そこで、障害学生支援の専門性のある担当者が、それぞれの学科や専攻と連携して、障害学生支援の視点を入れたテクニカル・スタンダードを策定していただけるように協力していくことができます。それは障害学生支援部署の重要な役割だと思います。実際に米国でも、そのような形でテクニカル・スタンダードをつくっていくことにしている大学が少なくないようです。

³ JABEE 認定=工学・農学・理学系の学科やコースの技術者育成教育プログラムに関する認定基準で、「技術者に必要な知識と能力」「社会の要求水準」等、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定等に準拠している。

日本では、「ルールは守るもの」という考え方が強く、「例外は認められない」となりがちです。このため、学科や専攻の教員だけでテクニカル・スタンダードの策定にあたった場合、障害のある学生を排除するような記述となってしまう可能性があります。米国では、合理的配慮の妥当性について、過去の判例を参考にしながら、個々の事例でケースバイケースに決定していきます。そこでのルールは、単に従うべきものというよりは、ある特定の状況で、意思決定にいたるまで、関係者が公正に議論したり、交渉したりするための土台として使われます。土台がおかしければ、それを変更することも必要です。そうして社会全体で、社会参加の公平性についての共通理解を作り上げていくわけですね。テクニカル・スタンダードを言語化、明文化していく過程では、排除のためのルールにならないように注意して、教育の機会を公平に保障するためのツールとしていくことが重要です。

Aさん: そうやってできたテクニカル・スタンダードを、学校のウェブサイトで公開しておけば、入学を希望する高校生の皆さんが進路を選択するためにも、とても有益な情報になりますね。日本ではテクニカル・スタンダードという言葉が根付くかどうかはまだわかりませんが、そのような性質の情報が公開されているといいなと思います。



合理的配慮の提供における役割



講師: また、テクニカル・スタンダードは、合理的配慮の提供を円滑に進めることにもつながります。テクニカル・スタンダードは、障害のある学生から合理的配慮の申し出があった場合に参照する、何をもって合理的とするかを考えるための基準になるからです。教育の本質を変更することなく、学生のニーズを満たすためには、どのような配慮を提供すればいいのか、学生との建設的対話を進めるにあたって、教員への配慮依頼を行なうにあたって、テクニカル・スタンダードに照らして検討していけばいいのです。学生と話す時は、「テクニカル・スタンダードには、『〇〇が遂行できること』と書かれていますが、例えばどんな配慮があれば、それが達成できると思いますか?」のように、学生と対話を進めることができます。教員と話す時には、「テクニカル・スタンダードには、『〇〇が遂行できること』と書かれていますが、それは他の学生と全く同じ方法でないと認められないのでしょうか? その本質は〇〇という方法でも充足できるのではと思いますが、どうでしょうか?」と対話することができます。実際のところ、教員一人ひとりの講義の単位認定と、テクニカル・スタンダードが常に関係するわけではありません。しかし、必修単位とされている講義で、どこまでの範囲で配慮を認めることができるのかを検討する上で、関係者間の議論や交渉を助けるものになるでしょう。



講師:いかがでしたか。ちなみに OSCE では補助者の配置など、合理的配慮を利用して合格している例もありますし、配慮内容について共用試験機構と相談することも可能です。できれば、入学前等、できるだけ早い段階で、こうした見通しをつけておけるといいですね。

テクニカル・スタンダードが何故必要なのか、また、合理的配慮の提供について協議、決定する際に、どのように役立てればいいのか、今回の内容が参考になれば幸いです。また、こうした考え方については、支援部署だけでなく、学科や専攻の担当教員や教育部門全体、学校全体で理解していただけるよう、働きかけていくことも重要です。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(2) 大学等における主な課題

・1. 教育方法..... || ページ

第 10 回 支援体制の整備

平成 31 年 3 月 8 日公開

第 10 回は、支援体制の整備をとりあげます。障害のある学生への修学支援は、学生の状態や環境によって個別的で多様なものであると思いますが、そのような支援を進めるためには、学内においてある程度の支援体制があることが必要となるでしょう。ただし、支援体制の整備にあたっては、各大学の規模や状況によっても異なる部分もあるでしょう。今回は、いくつかの大学の実務担当者によるワークショップ形式で、大学における支援体制について考えます。

検討課題

- ・組織的な対応の重要性
- ・支援部署と専門担当者
- ・ネットワークの活用

参加者紹介



国立大学 A さん 私立大学 B さん 私立大学 C さん

【体制の整備】

大学等における実施体制

不当な差別的取扱いを 방지、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や手順を以下に示す。なお、体制整備にあたっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえるとともに、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要である。

①事前的改善措置

(中略)

②学内規程

(中略)

③組織

i 委員会

(中略)

ii 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口

(中略)

iii 紛争解決のための第三者組織

(中略)

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

組織的な対応の重要性



う機会にしたいと思います。

ファシリテーター：障害のある学生の支援というのは、なにも授業や試験だけにとどまらず、心理的な悩みをはじめ、学生生活全般が対象になるでしょう。学生の困りごとによって、保健診療の窓口や学生相談の窓口なども相談を受ける部署になると思いますが、ここでは、授業や試験での合理的配慮に関する支援体制について話し合



Bさん:本学では、まだ支援体制がありません。小規模の大学ということもありますが、これまで障害のある学生はほとんどいなかったということも影響していると思います。ただ、4月から視覚障害のある新生が入学することが決まっています、支援体制を整備する必要性が生じています。

Cさん:本学は以前から支援体制を持っています。もう10年くらいになりますが、年々障害のある学生のニーズも増えてきて、それに伴って何度か組織改編もしていますし、特に障害者差別解消法の施行をきっかけに、もう少しきちんとしたシステムをつくらなければいけない、という状況になっています。



Aさん:本学でも最近になって支援体制を整備しました。本学は国立大学なので、差別解消法が施行した際に教職員の対応要領を作りました。支援体制そのものはまだ十分ではないと思いますが、とりあえず、規程が1つできたというのは組織としてそれなりにインパクトがあります。

Cさん:本学は私立大学ですが、今おっしゃった対応要領のようなものの必要性を感じ始めていますね。やはり、教職員全体の意識の差というものは少なからずありますので、特に合理的配慮を提供していくための基本的な理念やシステムについて学内のルールを整備しておきたいというところです。



ファシリテーター:確かに、障害学生支援の体制を考える際には、規程もその一つになりそうですね。もちろん、障害のある学生に対する実質的な支援を良くしていくことが大切なのですが、障害学生支援は組織的なものでもあるので、教職員の間で共通認識を持つことは重要になってきます。規程をつくるということは、そのような状況を生み出すための一つの方法といえますね。

Bさん:規程というところまでは全然考えていませんでした。やはり、そういうことから始めたほうがいいでしょうか。



ファシリテーター:規程をつくることは大切です。障害者差別解消法に関する対応要領の策定は、国立大学等では法的義務とされていますが、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」第二次まとめでも、「これらの要領の作成・公表は公立大学等においても努力義務となっており、私立大学等においても、公的な性格を持つ教育機関という位置づけに鑑み、国立大学等と同様の対応が望まれる。また、これら

の職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルールの作成・公表が望まれる」としています。また、「障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい」ともして、規程の中には、紛争解決のための仕組みについても触れておくことが大切です。ただし、必ずしも規程がないと支援ができないわけではありません。むしろ、仕組みがちゃんと整っていないからという理由で、支援が足踏みしてしまうことは避ける必要があるでしょう。目の前に学生がいる以上、大学としての支援体制が整っているかないかではなく、学生が教育を受ける権利を保障するために合理的配慮の提供を考えていく必要があります。障害学生支援は、本来、教育機関にとって必要となるインフラ的な機能という言い方ができますね。

Bさん:なるほど。その認識は大切になりそうです。視覚障害のある方が入学するということが決まった時も、学内で色々な意見があったのも事実です。もちろん、前向きに支援を考えていこうということにはなったのですが、実は本人と話をしていると、必要な支援の内容が少し専門的で、専門的なノウハウのない本学としては、その点で頭を悩ませています。



支援部署と専門担当者



Cさん:本学では障害学生支援のための専門部署を設置していて、そこにはコーディネーターを配置しています。学生の相談はもちろん、ノートテイクを行なうサポート学生の調整などが主な仕事ですね。やはり、通常の事務作業とは異なり、障害に関する知識などが必要になるので、専門の担当者がいることは心強いです。

Bさん:専門のコーディネーターを配置されているんですね。本学は小規模の大学なので、最初からそのようにするのは難しそうですが、やはり専門性のある方が必要になるでしょうか。



ファシリテーター:もちろん、障害に関する知識やノウハウを持つスタッフが配置されていることは望ましい形だと思いますが、確かにすぐにそのような体制を作っていくことは難しいかもしれません。ただ、障害のある学生がどこで相談すればいいのか、誰に支援を求めればいいのかということは明確にしておく必要があり、そのこと

を学生達にわかる形で周知しておくことが大切です。その上で、支援体制として重要になるのは、学内における合理的配慮の提供について、学生からの申し出の受付や配慮内容が決定されるプロセス、また実施される配慮のモニタリング等、支援全般の状況を把握・コントロールできる状況にしておくことだと思います。これは、大学の規模や経験値などにかかわらず必要になってくると思います。



Aさん:本学でも支援部署を設置して、コーディネーターを配置しましたが、少し問題が生じています。実は、支援部署ができたことによって、障害のある学生の支援はその部署任せというような雰囲気になってしまっているのです。ニーズも増えてきているので、この状況だと支援部署としての負担が大きくなってしまいます。

ファシリテーター:それは良くないですね。もちろん、支援部署の人員配置などが、その大学の規模に見合っているものなのかは十分に検討する必要がありますが、いずれにしても支援部署任せになってしまうということについては、組織として改善する必要があるでしょう。そのためにも、合理的配慮の申請や決定のプロセスで、どこにそのような対応の責任があるのかなどを明確にしておくことが必要になるかもしれません。これは、システムだけでなく、規程等が果たす役割でもあるかもしれませんね。また、当然ですが、教職員が共通認識をもてるように、研修などを実施することも大切です。



Cさん:コーディネーターの存在は本当に心強いです。一方そのような専門的な人材を有期雇用で配置しているという現状があって、支援体制の安定性という面が課題になっています。もちろん、引き継ぎ等を行なっていくわけですが、新しく配置された方が必ずしも大学の中での支援というものを理解しているわけではなく、また、障害のある学生との信頼感・関係性という側面でもやや懸念があるのが事実です。

ファシリテーター:障害学生支援のコーディネーターは、障害に関する知識やスキルだけでなく、関連する法制度等の社会的動向の理解、また、それぞれの大学の文化や仕組みを理解した上でのケースワークが求められます。仮に、他の大学でコーディネーターの経験があったとしても、新しい大学でその経験をそのまま活かせるとは限りません。大学組織としては、その大学に合ったコーディネーターを育てていく、そして安定的に力を発揮できるような位置づけにしていくことが必要になると思います。何より、それが障害のある学生のためにもなることでもあると思います。





Bさん:なるほど。今は専門の担当者がいませんが、少なくとも障害のある学生が支援をどのように申し出ればいいのか、誰に相談すればいいのかなどは、きちんと決めておきたいと思います。また、対応のノウハウがその場限りにならないように、学内で蓄積していけるような体制を考えてみたいと思います。

ネットワークの活用



ファシリテーター:現時点では、それぞれの大学において、様々な障害種別に関する支援のノウハウがあるわけではないと思います。その時に重要になるのが、ネットワークの活用です。具体的には、近隣の大学間や少し広域の地域の大学間で障害学生支援に関する情報交換などができるようになっているといいですね。その他にも、障害種別によっては地域に専門の機関があることもあるでしょう。

Cさん:本学のある地域では、以前から障害学生支援の担当者が集まる懇談会が実施されてきました。他大学の状況を知ることができますし、何より本学では対応したことのない事例について、すでにノウハウを持っている大学から対応方法を教えてもらうことは、とても有り難いです。



Aさん:本学のある地域でも、最近そのような話が出てきました。ただ、本学はあまり経験があるわけではないので、参加しようか迷っていたのですが、今後は積極的に参加してみようと思います。

Bさん:本学でも地域のネットワークを探してみたいと思います。地域以外にも、障害種別のネットワークや全国的な研修などもあるのでしょうか。




ファシリテーター:もちろん様々なネットワークがあるので、是非利用してみてください。例えば、聴覚障害の関係だとPEPNet-Japanがありますし、全国的な研修であれば日本学生支援機構(JASSO)も様々なセミナー等を開催しています。また、障害学生支援の実践や最新の動向を知る機会としては、AHEAD JAPANの活動などにも参加してみるといいかもしれませんね。もちろん、他にも様々なネットワークがあります。障害のある学生のためにも学内にあるノウハウだけで対応するというのは勿体ないので、是非、ネットワークの活用も考えてください。

参考情報

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 5. 体制の整備 7 ページ



こんなときどうする？

障害学生支援部署の役割

「障害者差別解消法」施行から3年が経過し、関連するトラブルも増えつつある中、障害学生支援部署が果たすべき役割とは何か、対応の留意点や活用できる社会資源等、現場レベルの視点でより具体的に解説します。

- 第11回 進学を希望する生徒への情報発信
- 第12回 入学者選抜における同等の機会の提供
- 第13回 障害学生支援における教育部門との連携
- 第14回 新入生への合理的配慮の提供
- 第15回 自己理解と意思表示支援
- 第16回 教材、授業、試験等における情報保障
- 第17回 メンタルヘルスと合理的配慮
- 第18回 事前的改善措置
- 第19回 学外機関との連携、社会資源の活用
- 第20回 障害のある留学生、障害のある学生の海外留学

第 11 回 進学を希望する生徒への情報発信

令和元年 9 月 11 日公開

第 11 回は講座形式で、進学を希望する生徒や保護者、生徒が在学する高等学校・特別支援学校等への情報発信について、障害者差別解消法の観点から、その必要性和方法について検討します。



講師:文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下、「対応指針」)では、大学等の高等教育機関(以下、「大学等」)に対して、障害のある学生への支援体制に関する情報公開・情報発信を促しています。なぜ大学等は、在学生のみならず学外に向けて情報発信することが必要とされるのでしょうか。また、受験生に向けた情報発信や受験前相談の方法として、どのような事例や留意点があるのでしょうか。

現状とその課題

障害学生支援に関する相談機関には、受験を控えた障害のある高校生やその保護者、学校関係者等から、例年次のような問合せが寄せられています。

「障害のある学生を受入れている大学、支援の手厚い大学はどこか教えてほしい」

「入試時の配慮について相談したいが、どこにどのように問い合わせればよいのか」

「〇〇大学を受験したいが、支援の体制がどうなっているか教えてほしい」

一方で、大学等の障害学生支援担当者からは、次のような声が聞かれます。

「受験前相談も入試の配慮申請もなかったのに、入学してから支援の要望があるとわかり、新学期早々、対応に追われ大変だった」

「『入学後も当然入試の時と同じ配慮を受けられると思っていたのに、なぜ改めて面談や支援の申請をしなければならないのか?』と保護者から不満を言われてしまった」

こうした悩みや疑問、そして受験生と大学等とのズレが生じる背景には、大学等の情報発信の在り方に関わる課題が潜んでいます。

本来、各大学等が障害学生支援に関する情報を十分に発信できていれば、上述のような受験生の疑問は生じないでしょうし、受験から支援利用までの流れが大学等と入学者側で共有できていれば、支援担当者が困惑する事態も避けられるはずです。

大学等として求められる情報発信の在り方について、改めて整理してみます。

大学等が取るべき対応

必要な情報の公開



講師：情報発信の第一歩として、大学等ウェブサイト内や学校案内、パンフレット等に、障害学生支援に関するページを整備するなどして、広く公開することが挙げられます。対応指針においても各大学等の役割として、「障害のある大学等進学希望者や

学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。」とし、その具体的な方法として、入試時の対応体制、学内バリアフリー、入学後の支援体制等についてウェブサイト等で広く公開すること、またその情報アクセシビリティに配慮すること、等が記載されています。

具体的なポイントとして、次のような点が挙げられます。障害のある進学希望者が、ウェブサイトで大学等の支援体制を調べようとした時、これらがアクセスしやすい形に整備されているかどうか、検討してみてください。

- ◆ 大学等のトップページから、障害学生支援についての情報がどこに掲載されているかがわかるような構成になっているか（「障害学生支援」「障害のある学生」などのキーワードを含むメニュー）
- ◆ 支援に関する情報として、学内の体制、主たる担当部署名（窓口）とその所在地（バリアフリー情報を含むアクセスマップ）・連絡先（電話だけでなく FAX やメールを含む）、担当者の体制（スタッフ数、専門家の存在）、提供可能な支援の内容、対応可能な相談内容などが網羅されているか

【情報発信】

情報公開

- ①学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する。
- ②これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である。

初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等（以下、「高校等」という。）に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。（後略）

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

- ◆ 入試に関するページ、オープンキャンパスに関するページ内で、障害への配慮や対応についての説明や問合せ先が明記されているか
- ◆ 3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）が公開されていて、障害のある学生が進学、就学する際にどのような合理的配慮や事前的改善措置（環境整備）が必要かを検討する際の拠所となるかどうか
- ◆ 授業のシラバスが公開されていて、各授業の実施形態（講義、実技、演習等）や評価方法、達成すべき事柄等、障害のある学生が履修に際し配慮申請の必要性を判断するための必要事項が明記されているか

【本質の可視化】

3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

各大学等が、障害のある受験生がアクセスできる形で上記のような情報を公開していれば、冒頭で紹介したような高校生・保護者の疑問も解消され、スムーズに進学に向けた準備を進めることができるでしょう。また、窓口が明記されていることによって、早い段階で大学等の支援担当者につながる事ができ、大学等も受験を想定した対応準備を落着いて進めることが可能となります。

なお、3つのポリシーやシラバスについては、障害者差別解消法の施行に伴い、その文言や記載する内容が法律の趣旨に沿うものであるかどうかを検証する必要があるとの議論も挙がっています。このことは今回のテーマとは別の課題になりますが、情報発信の推進と合わせ、各大学等が学内で検討すべき課題であると言えます。

受験生の立場に寄り添う情報発信や対応の取組



講師：では、どのような情報発信の取組がなされているのでしょうか。

障害のある受験生に向けたウェブページの充実

大学等のウェブサイトの中で、障害のある受験生を対象としたページを設け、まとまった情報を発信している例があります。

A 大学では、学生支援を担うセンターのウェブサイト内に、障害のある受験生向けの動画コンテンツを掲載しています。受験準備から入試での配慮依頼、入学後の支援利用の流れなどの説明を、障害種別ごとに動画で説明しています。受験生は、手続きの流れがわかるだけでなく、受験や進学にあたって自分自身がすべきことも見通すことができ、法的に求められる情報公開であるだけでなく、円滑な移行支援としても障害のある受験生の助けになっていると言えます。

まずオープンキャンパスから大学等の情報を収集する受験生を想定し、障害のある受験生への情報をわかりやすく提示している事例もあります。B 大学では、オープンキャンパスの案内ページから、障害学生支援の説明ページへのリンクがあり、入学後の支援体制に関する情報と、オープンキャンパスの際に得られる配慮や個別相談に関する情報とが、まとめて得られるよう工夫されています。相談・問合せ先の窓口が明確に提示されていることは、受験生の安心につながります。

特に、オープンキャンパスに参加する受験生から求めがあった場合には、合理的配慮の方法について検討し、必要な配慮を提供するというプロセスを踏むこととなります。

いつまでに、どこに申請すればよいかを明示するとともに、合理的配慮の提供により障害のある受験生も他の受験生と同じように、学生生活や入学試験に関する情報を得られる機会を保障することが求められています。

障害のある生徒を対象とした高大連携の取組



講師：ウェブサイトやパンフレットでの情報発信に加え、障害のある高校生を対象にもう一步踏み込んだ取り組みを進める大学等も見られるようになっていきます。

C 大学では、発達障害のある高校生を対象に、進学後の学生生活や修学がイメージできるようなプログラムを提供しています。レクチャーや体験を通して、高校との授業や試験方法の違い、支援の利用方法、進学に向けて準備すべきことなどを学ぶことで、実際に進学

【相談体制の整備】

関係事業者における相談体制の整備

関係事業者においては、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である。また、ウェブサイト等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。なお、ウェブサイトによる周知に際しては、視覚障害者、聴覚障害者等の情報アクセシビリティに配慮し、例えば、音声読み上げ機能に対応できるよう画像には説明文を付す、動画を掲載する場合に字幕、手話等を付すなどの配慮を行なうことが望ましい。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

が決まった際のスムーズな移行を目指すと共に、大学等にとっても支援内容の決定から提供の手続きが円滑に行なわれるという効果が期待されます。こうした、障害のある高校生を対象とした体験プログラムや学校説明会の取組は、少しずつ広がりを見せています。

事前相談への対応



講師：ここからは、受験生からの個別に受験前相談への対応について扱います。以下は、聴覚障害のある高校生の保護者から、相談機関に寄せられた問合せの事例です。

保護者：娘が医療系の資格がとれる大学への進学を希望しています。実験の授業や病院実習でやっていけるのか心配で、ある大学に相談してみたところ、「聴覚障害のある学生の受入れ経験はないが、可能な範囲で対応する。どんな支援が必要か申請してほしい」と言われました。前向きに支援を考えてくれているので是非受験したいと思いますが、どんな支援を希望すればよいでしょうか。

この例で、対応した担当職員は、経験がないながらも要望にに応じ合理的配慮を提供する姿勢があることを、一見丁寧に説明しているようにも見えます。しかし、実際には、現段階から受験、合格発表、入学というプロセスに沿った手続きの流れが明示されていないため、受験生側としては、「まだ志望校の段階で、具体的な相談をしても申し訳ない」と躊躇したり、「支援してくれることが確認できたのでよかった」と安心して、相談がストップしたまま入学を迎えることにもなりかねません。また、「**どんな支援が必要か**申請してほしい」とは、受験生側に選択肢を与えているように見えますが、実際にこの投げかけに回答するのは難しいことです。なぜなら、高校段階の障害のある学生の多くは、支援を利用した経験が乏しかったり、学生生活の中でどのような支援が必要となるか、実際に障害のある学生はどのようにして学生生活を送っているのかという情報を持っていないことが少なくありません。この例のように聴覚障害のある高校生の場合、高校の授業でノートテイクなどの情報保障を利用している人はまだ少なく、聴覚特別支援学校の生徒であれば、聞える学生と一緒に音声で行なわれる授業に参加するというイメージもわきにくいかもしれません。「医療

【意思の表明】

障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。
- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

系の専攻であれば危険物を扱う実験もあるだろう」ということまでは予測できても、どのような環境整備や合理的配慮があれば参加できるのか、本人の経験値や知識の範囲で提案しづらいことは、想像に難くないでしょう。

この例では、大学側には聴覚障害学生支援の実績がないので、具体的に提供可能な合理的配慮の例を提示することはできないかもしれません。しかし、次のような事柄を整理し、情報を提示しつつ具体的な検討につなげることはどの大学等にも可能だと思われます。

- ◆ 志望する専攻ではどのような授業が行なわれるのか、また障害ゆえに授業参加や授業目標の達成に困難があると思われる科目としてどのようなものがあるのか
- ◆ 仮に、障害ゆえに履修や単位取得が難しいと思われる科目がある場合、その対応について学内でどのように検討され決定されるのか
- ◆ 学内に支援の実績や専門家がない場合に、相談したり助言を受けたりできる学外機関はどこか

このように個別の受験前相談を受ける上では、先に述べたような支援体制やシラバス等の情報公開がなされていることで、円滑な対応につながりますし、受験生の側も、必要な情報が公開されていて自身である程度の情報収集をしておけることで、相談時には具体的な相談や確認をすることが可能となります。

逆に、このような情報発信や相談対応が欠けることによって、入学後に思うような履修がかなわず転科を検討せざるを得なくなったり、合理的配慮の検討や提供が間に合わず修学の機会均等を保障できないという事態を生むことにもなりかねません。



いかがでしたでしょうか。障害者差別解消法の趣旨に沿い、在学する一人ひとりの障害のある学生へ同等の機会を保障することは、受験をする前段階の対応から始まっていると言えるでしょう。

参考情報

- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm
- ・ 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- ・ 合理的配慮ハンドブック「入学試験・高大連携」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/06.html
- ・ 教職員のための障害学生修学支援ガイド「第1章3 学内支援体制」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/kyotsu/index.html

第 12 回 入学者選抜における同等の機会の提供

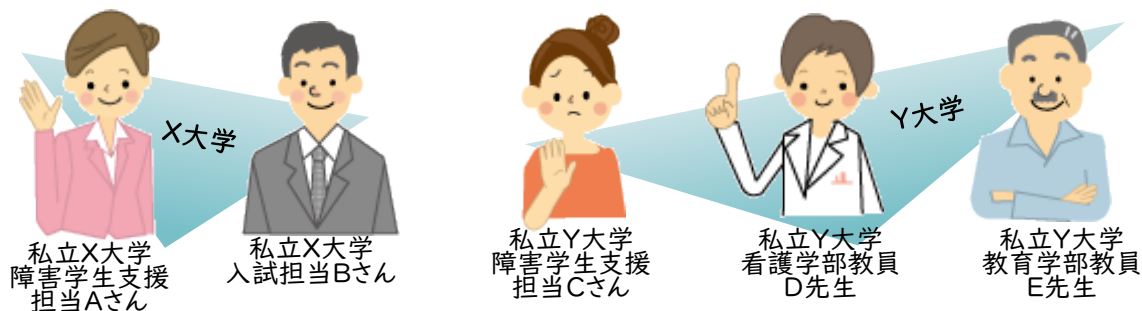
令和元年 10 月 2 日公開

第 12 回は、入学者選抜（入試）において、障害のない受験者と同等の機会を障害のある受験者に提供するために必要な対応について考えます。このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者、入試部署の担当者、教員です。

検討課題

- ・ 入試担当部署と障害学生支援担当部署の連携
- ・ アドミッションポリシーと合理的配慮

参加者紹介



入試担当部署と障害学生支援担当部署の連携



ファシリテーター：障害のある入学志願者の入試対応時に、こんなことがありました。聴覚障害のある入学志願者が AO 入試の面接試験で、手話通訳か PC 要約筆記の利用を試験時の合理的配慮として申請しました。申請を受けた大学では、初めてのケースであり学内の規程がなく、「手話通訳や PC 要約筆記を利用するとひょっとしたら他の障害のない入学志願者よりも高い点数になってしまうのではないかと懸念したため、手話通訳や PC 要約筆記が提供できないと入学志願者に伝えました。結果的に、この方は出願をしなかったのですが、大学等としては、このような申請が来た時にどのように対応すべきでしょうか？

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

X大学支援担当Aさん：聴覚障害のある受験希望者にとって、面接は口頭で聞かれることがほとんどだから、手話通訳やPC 要約筆記などの情報保障手段がないと、障害のない学生と**同等の機会**は提供されないですよね。なんでこんな対応したんだろう？ わからないなあ。私たちの大学では障害学生支援部署があるので入学してからの配慮については主体的に動けるのですが、入試での配慮など入学する前の対応は基本的に入試担当部署が動くことになっているんです。だから、実際には入試での配慮対応に関する情報が障害学生支援部署に届いていないこともよくあります。その点、Bさんいかがでしょうか？



【本来業務付随、**同等の機会**、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針



X大学入試担当 Bさん：そうですね。最近では、障害のある受験希望者からの事前相談が増えてきているので、どのような障害の場合にはどのような配慮を提供するのか、大学入試センター試験での配慮を参考に、ある程度の対応マニュアルは作ってはいます。うちは事務スタッフばかりで専門のスタッフがないのでマニュアルがないと動きづらくて……。ただ、手話通訳とPC 要約筆記のどちらも必要という申請が前にあって、「どっちかだけあればいいんじゃないの?」と思ったり、なかなか専門的知識がないと対応できないことも多いです。うちの大学は通信教育課程もあるので、全国各地に会場があって情報保障をどうやって地方の受験会場で手配するか、そのノウハウもないんです。こういう入試に関係するものも、もう少し障害学生支援担当の方と連携が取れるといいのかもしれないですね。どうでしょう、Aさん？

Aさん：そうですね。今度、試験時の配慮対応について連携方法を検討しましょう！
いつがいいですかね？



ファシリテーター：今回のケースでは、障害のある入学志願者から手話通訳やPC 要約筆記の配慮申請があったにもかかわらず、「他の入学志願者より高い点数になるかもしれない」という抽象的な理由により合理的配慮を提供しませんでした。これは、法律の下で禁止される差別になりうると考えられます。「学内の規程がないからできない」という主張についても、学内規程がなければ合理的配慮を提供しなくていいわけではありません。文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によれば、合理的配慮の内容の決定手順は障害学生支援室等の専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求めら

れる場合があることに留意すべき、と示されています。学内規程を設けることは組織的対応として必要ですが、それ以前に個々の障害のある入学志願者から合理的配慮の申請があれば、その時点で学内規程がなくても検討する必要があります。

ただ、このような問題の一因として、入試担当部署と障害学生支援担当部署が分掌していることも影響していたかもしれません。入試での配慮は、センター試験などで公的な手続きが定められています。二次試験や推薦、AO入試など大学等が行なう入試における配慮は大学によって対応が様々です。大学によっては同日に複数の会場で入試を行なうこともあり、地方の会場に人員を配置するなど過重な負担に感じられるかもしれません。障害学生支援に関係する教職員だけでなく、全学の入試担当者や各学部の入試担当者にも試験時の合理的配慮に関するリテラシーが求められるでしょう。例えば、入試担当部署や教育組織の入試担当者向けに障害学生支援担当部署が講師となり、合理的配慮に関する勉強会やFD/SD等を行なうなど、障害学生支援部署が主体的に入試担当者と連携を取ることができるといいですね。また、入試形態別（筆記試験、小論文、面接、集団討論等）で、よく用いられる合理的配慮の例をまとめておくことも有効でしょう。障害学生支援の担当者は日頃から他の地域の障害学生支援の担当者とネットワークを作っておくことで、自分だけで対応できない時は外部の力も借りながら、多様な障害のある入学志願者に同等の機会を保障できるように考えていく必要があります。

アドミッションポリシーと合理的配慮



ファシリテーター：もう一つ、こんな事例もありました。看護学部の受験を希望する自閉スペクトラム症（ASD）のある入学志願者で、「コミュニケーションが苦手だから面接試験時に応答するまでの時間を他の学生よりも延長してほしい」ことを合理的配慮として申請しました。その際、看護学部の入試担当者は「コミュニケーションが苦手な学生はコミュニケーションが必須の看護学では学ぶことが難しいだろう。とは言っても、合理的配慮の申請は断りづらいので、アドミッションポリシーに『コミュニケーション力』を求めることが書いてあることを断る理由としよう」ということで、この入学志願者からの合理的配慮の申請を認めませんでした。結果、その学生は看護学部以外の学部の受験を検討するようになりました。この事例について、みなさんどう思いますか？

Y大学看護学部D先生：私たち看護学部は、患者さんなど利用者の方とのコミュニケーションが最も大事なところで、それが教育の本質なのだと感じています。そのような教育の本質が入学志願者にもちゃんとわかるように、アドミッションポリ



シーに記載をしていこうという動きが実際に学内にもあります。看護の分野ではコミュニケーションの中でも、利用者の方と会話をするだけでなく、病状や気になる所がないかなど利用者の方が言葉では語らない暗黙な部分を察知する力も求められています。なので、今回のような対応はしょうがないかなとも思いました。仮に入学しても実習で上手いかわなくて退学してしまうかもしれませんし。



Y大学支援担当Cさん：ちょっと待ってください。この入学志願者は、自閉スペクトラム症（ASD）のある生徒さんなんですよ？ 自閉スペクトラム症（ASD）は対人関係やコミュニケーション上の質的な障害です。たしかに、アドミッションポリシーに記されたコミュニケーション力は、看護学部での教育の本質部分をなして、この事例でもそのポリシーを理由に配慮を断っています。しかし、一般的・抽象的にコミュニケーション力がないことだけを理由に配慮を断ってもよいのかなと感じました。

ファシリテーター：この法律は合理的配慮を求めています、教育の本質部分を変更するような配慮は合理的配慮にはなりません。今回のケースでは、断るという判断をする前に、障害のある入学志願者に、「実際にどのようなコミュニケーション上の困難があるか」を聞く必要があったかもしれませんね。例えば、自閉スペクトラム症（ASD）の方の中にも音声によるコミュニケーションは聞き取りが苦手だが、書面であれば理解しやすいという方もいますので、その場合は時間延長ではなくて質問内容を文字で示すという配慮だったら良かったのかもしれません。他にも、不安や緊張の度合いが高くてスムーズな会話が苦手な方の場合には、今回のような時間延長が必要だったと思います。入学志願者が抱える障害の程度や内容は何かを細かく聞きながら、併せて、アドミッションポリシーで示される『コミュニケーション力』とは何かを学部教員と一緒に考える作業も必要かもしれませんね。



Y大学教育学部E先生：なるほど。たしかにうちの学部でもアクティブ・ラーニングとを進めていることもあって、アドミッションポリシーにも『コミュニケーション』が必要という記述があるけど、大学4年間の内にグループワークや実習などを通して自分なりのコミュニケーション方法を学んでいく学生もいるから、あまり高校卒業の段階でいきなり色々な人と会話が上手にできるとかを強く求めるわけではないなあ。どっちかという、国際化を重視している大学だから、英語の4技能（読む・書く・聞く・話す）を高校生の段階でしっかり身につけてほしいところかな。

ファシリテーター：コミュニケーションと一口に言っても、学部で先生方で考え方が違うようですね。障害のある入学志願者からの申請を受けると、学部での教育の本質とは何かを議論するきっかけにもなって、それは大学等にとって大切なことだと思います。障害学生支援の側面から国立大学におけるアドミッションポリシーの傾向を分析した研究によると（真名瀬ら、2017;2019※下記参考情報参照）、アドミッションポリシーには、コミュニケーション能力を求める学部が多いものの、具体的にどのような能力を求めているのかが不明瞭なものも多いようです。抽象的にコミュニケーション能力を要求して、合理的配慮を提供しないと安易に決めてしまうと、聴覚障害や自閉スペクトラム症（ASD）のある学生などコミュニケーション上の障害を有する学生に対する差別に



【本質の可視化】

3つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

つながりかねません。合理的配慮があれば看護職に必要なコミュニケーションができる可能性があるわけで、「どのようなコミュニケーション上の困難があるか」細かく確認することが大事です。また、「コミュニケーション能力」が「言語能力」であるのか、「非言語コミュニケーション」であるのかは明確にしておくことも大事ですね。いきなりポリシーを変更することは難しい作業かもしれませんが、アドミッションポリシーや募集要項に「障害を理由として目標への到達が困難と感じられる場合には、修学上の相談や合理的配慮の申請を行なうこと」など追記したり、合理的配慮の例を示した URL リンクを貼り付けるだけでも、障害のある入学志願者にとっては助けになると思います。



いかがでしたでしょうか。入試における配慮では、大学教職員と障害のある受験者との間で話をする機会や時間が十分に取れないことも少なくありません。合理的配慮の不提供により、障害のある受験者が不服・不満を訴える機会も少ないため、軽視されやすい側面もありえます。日頃から、学内外の連携を密にして、入試での配慮対応を考えていくことが望まれます。

参考情報

※ファシリテーターが紹介している(真名瀬ら, 2017;2019)は、以下の文献です。

- ・ 1. 真名瀬陽平・佐々木銀河・田原敬・五味洋一・青木真純・竹田一則(2017) 障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるアドミッションポリシーの課題. 大学教育学会誌, 39(2), 95-104. (※現在、インターネット非公開のため、国会図書館等で閲覧申し込みが必要)
<https://ci.nii.ac.jp/naid/40021423495/>
- ・ 2. 真名瀬陽平・佐々木銀河・五味洋一・竹田一則(2019) 障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるディプロマポリシーの課題. 高等教育と障害, 1(1), 74-83. (インターネット公開中)
<https://ahead-japan.org/journal/01-01/74.html>

第 13 回 障害学生支援における教育部門との連携

令和元年 10 月 23 日公開

障害のある学生に合理的配慮を提供するにあたって、授業や実習、試験など、多くの場面でその役割を担うのは、学生が所属する学部・学科等の教育部門です。障害のある学生が修学し、単位を取得し、無事に卒業するためには、教育部門の理解と協力が大変重要です。第 13 回は、この教育部門との連携について、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・ 障害学生支援においてシラバスが果たす役割
- ・ テクニカル・スタンダードにおける合理的配慮の考え方

参加者紹介



国立大学Aさん



公立大学Bさん



私立大学Cさん

障害学生支援においてシラバスが果たす役割



ファシリテーター：障害のある学生に提供する配慮には、様々なものがありますが、中でも大きな比重を占めるのが、修学に関する配慮です。そこで重要な役割を占めるのは、授業や実習、試験などを担当する教員であり、学生が所属する学部・学科等の教育部門です。ところが、多くの大学等の支援担当者から、「教員の理解が得られないために配慮が提供できない」「配慮を提供するかどうかは、個々の教員に委ねられる」といった声を聞きます。こうした現状について、まず、Cさんから事例を紹介していただきます。

Cさん：はい、これは、学生から申し出のあった試験時間の延長に関する事例です。この学生は、上肢に不自由があって、筆記はできるのですが、一般の学生と比べるとかなり時間がかかるんですね。それで、定期試験の時間を通常の 1.5 倍にしてほしい



という申し出があり、担当教員に相談しました。試験時間は60分だったのですが、担当の先生は、「一般の学生なら30分程度で解ける問題だし、解答方法も記述ではなくて番号を選択するものなので、60分あれば十分でしょう」とおっしゃって、時間延長は認められなかったんですね。先生のご判断を学生に説明して、一応理解を得たんですが、別の教員だったら延長を認められたかもしれません。



ファシリテーター：なるほど、試験における配慮の提供に関する判断が、各担当教員の裁量によって変わってしまうということですね。これについて、何かご意見はありますか？

Bさん：うちの大学でも同じような状況です。授業に関する配慮でも、担当の先生のご判断にお任せするしかないので、支援の申し出があればその先生に「配慮願」を出しますが、実際に配慮するかどうかは、担当教員次第なんですね。ですから、同じような条件の授業でも配慮してもらえる授業としてもらえない授業が出てきてしまうんですね。



Aさん：うちの大学でも以前は同じような状況でしたが、やはり本来提供されるべき配慮が提供されない状態はまずいだろうということで、現在は、「配慮願」は学部の教授会あてに出す形にっていて、教授会で検討して、学部全体の対応として決めていただくようにしました。

Cさん：なるほど、それはいいですね。でも、教授会に理解がなかったら、一部の先生には理解してもらえていた配慮ができなくなったりしませんか？それに授業内容によって違うから、どんな配慮ができるかは担当教員にしかわからない、いちいち教授会にかけていられないとか言われませんか？



Bさん：うちの大学では、多くの先生方に、「そんなに配慮したら、一般の学生より有利になってしまう」とか言われます。

Aさん：このやり方になった当初はそういうことも実際にありました。最初の頃は、学生の申し出があるたびに、学部のシラバスを材料に、「こういう到達目標であればこういう配慮なら可能ではないか」みたいなことを一つひとつ提示して、教授会で理解を得るためのプレゼンをしたりして、結構大変でした。





ファシリテーター：合理的配慮の内容が、他の学生と**同等の機会**を提供することになるという客観性を担保するためには、シラバスを基にして検討することは大切です。そのためには、シラバスの内容自体、実際にどんな授業や実習、試験を行なうのか、具体的に示されている必要があります。シラバスを決めるのは、各講座等を担当する教員ですが、支援担当部署としては、シラバスの内容に関する合理的配慮について質問したり、助言したりできるような関係を、教育部門との間に築いていくことが重要です。また、シラバスが具体的であれば、学生が履修を検討する際にも、配慮を受ければ自分が履修できるものかどうかを判断する材料になります。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

テクニカル・スタンダードにおける合理的配慮の考え方



ファシリテーター：さて、こうしたより具体的なシラバスを作成するために必要な考え方が、昨年度の第9回ウェブコラムでも紹介した「テクニカル・スタンダード」です。これは、米国の大学が使われている用語ですが、ディプロマポリシーやアドミッションポリシーだけではわからない、より詳細な能力要件、技術基準といったものです。

Bさん：例えば、医学部のテクニカル・スタンダード、看護学部のテクニカル・スタンダードといった雛形があるんですか？



ファシリテーター：いいえ、それぞれの大学や学部によって、どのようなポリシーでどのような教育を目指しているかが違うのですから、当然、テクニカル・スタンダードも、大学や学部によって違ってきます。ユニバーサルなテクニカル・スタンダードは存在しないとも言われています。ですから、テクニカル・スタンダードについて議論するためには、まず、**社会モデル**からテクニカル・スタンダードを捉えることが重要になります。



【社会モデル】

障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行なわれるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Cさん：その社会モデルというのが、いまひとつよく理解できていないのですが、これまでの障害のある学生の捉え方として医学モデルという言葉も聞きますが、何が違うんですか？



ファシリテーター：障害のある学生の抱える困難の原因をどこに求めるか、という視点です。あるテクニカル・スタンダードを満たせない学生がいた場合、医学モデルの視点では、その学生が心身の機能障害（インペアメント）を克服できないことが問題視されます。一方、社会モデルの視点では、テクニカル・スタンダードをめぐる社会的障壁の問題性が強調されることとなります。障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者差別解消条例などでは、社会モデルの観点から、テクニカル・スタンダードを捉えることが求められています。

Bさん：障害があっても、合理的配慮を提供すれば、社会的障壁は取り除くことができる、つまり、テクニカル・スタンダードは満たせる、それをしていないのは差別だということですか？



【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」として」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



ファシリテーター：例えば、視覚障害のある方が自動車運転免許を取得できない場合があるように、障害があることが原因となって克服できないことはあります。将来的に科学技術の発展によって克服する方法が見つかるかもしれませんが、現時点では不可能です。同じように、合理的配慮さえ提供すれば、すべての社会的障壁が取り除けるわけではありません。これを踏まえた上で、障害者差別

解消法の観点から検証すべきテクニカル・スタンダードの問題は、大きく分けて2つあります。1つは、テクニカル・スタンダードそのものに問題がある場合です。もう1つはテクニカル・スタンダードそのものには問題はないけれど、合理的配慮が提供されないという問題です。どちらの問題も、心身の機能障害に関わる問題ではなく、人為的に構築された社会的障壁の問題であり、かつ、法律の下で除去されるべきものである、ということが出来ます。

Aさん：テクニカル・スタンダードそのものに問題があるというのは、どういうことでしょうか。テクニカル・スタンダードは、その学部や学科において求められる能力要件ですよ？例えば、医学部や看護学部など、国家試験によって資格を取得する専門職を養成する専攻の場合など、求められる能力要件は決まってくるのではないですか？それに、教育の本質に関わる部分ですから、私たち支援担当部署が口を出すことはできない分野かと思うのですが…。



ファシリテーター：例えば、専門職にとって本質的に求められる適性要件ではないものがテクニカル・スタンダードに含まれていて、そのために障害のある学生がプログラムから排除されるのであれば、**不当な差別的取扱い**となる可能性があります。その

要件が障害や障害特性を理由としたものである場合は、正当な理由がなければなりません。主観的・抽象的に「安全を確保する」というような理由では、正当な理由としては認められません。客観的・具体的に正当な理由が検討されなければなりません。このような観点からテクニカル・スタンダードを見直し、それが教育の目的に照らして必要不可欠なものであるか、などを説得力を持って説明する責任を果たすよう、教育部門の責任者に求める、あるいは助言するといった役割が支援担当部署には求められます。

Cさん：なるほど、先生方は当然と思っているようなことでも、支援担当部署の我々から見れば、それは本質的な要件ではないんじゃないかということはあるよね。このままでは差別になるかもしれませんから、見直してもらえませんかというふうに働きかけていくということですね。



【不当な差別的取扱い】

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付かない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、判断することが必要である。事故の危険がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）



ファシリテーター: はい。次に、テクニカル・スタンダードそのものには問題がない場合について考えてみましょう。この場合、障害者差別解消法の下では、合理的配慮の不提供は障害者差別にあたると考えられています。大学等は、合理的配慮を提供することなく、障害のある学生をテクニカル・スタンダードに不適合だとして排除することは許されていません。合理的配慮が提供されれば、テクニカル・スタンダードを満たすことができる場合があるからです。もしも合理的配慮を提供することなく、障害のある学生を排除すれば、不当な差別的取扱いとして不服申し立てを受けたり、訴えられたりする可能性もあります。障害者差別解消法の下で、合理的配慮は、本人の意向の尊重、非過重負担、本質手変更不可、本来業務付随などの7つの要素を満たすものです。支援担当部署の役割は、これらの7つの要素の観点から、合理的配慮が、法律に沿って提供されることを確保できるように、障害のある学生と教育部門に建設的対話の場を提供し、その双方を支援することです。



いかがでしたでしょうか。教育部門は専門知識集団であり、その本質の部分に踏み込んでいくことは、なかなか難しいと思います。しかし、障害学生支援にとって、教育部門との連携は不可欠です。正当な理由なく、障害のある学生を排除するようなことになれば、障害者差別解消法の下で禁じられている不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供につながるということをよく説明し、テクニカル・スタンダードの見直し、策定を支援することは、これからの支援担当部署の重要な役割となっていくことと思います。

参考情報

- ・ 第9回「テクニカル・スタンダード」 60ページ
- ・ 事例に学ぶ 紛争の防止・解決等につながる対応や取組 17_肢体不自由の学生の体育実技、フィールドワークへの参加について https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaijitsu/ref/682.html

第 14 回 新入生への合理的配慮の提供

令和元年 11 月 13 日公開

第 14 回は、入学が決まった障害のある学生に対して、大学等はどのように対応していけばいいのか、その中で障害学生支援部署が果たすべき役割とは何か、入学前、入学後の対応について考えます。このテーマについてワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・ 出身校での支援内容に関する情報取得の方法
- ・ 支援の申し出への対応プロセスの構築
- ・ インテークにおける建設的対話とは

参加者紹介



国立大学Aさん



公立短大Bさん



私立大学Cさん

出身校での支援内容に関する情報取得の方法



ファシリテーター：障害のある学生の入学が決まると、皆さんの部署には様々な支援を求める申し出があることと思います。まずは、Aさんから、事例を紹介していただきます。

Aさん：本日ご紹介するのは、本人ではなく**保護者から申し出**のあった事例です。この学生は、自分が発達障害であることを知らないまま、保護者の申し出によって、小・中・高と支援を受けてきた



【意思の表明】

障害のある学生からの申出

i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。

ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

という学生で、保護者から、大学でも同じように支援をしてほしいという申し出がありました。本学としては、本人からの申し出がなく、本人に困り感もないのに、いきなり支援を開始するというのも難しく、非常に対応に困った事例です。学部には、保護者からこういう申し出のある学生がいるという情報だけ伝えて、様子を見守るという対応になりました。



Cさん：本学でも、過去に同じような事例がありました。その時は、とりあえず出身高校に連絡して、これまで、どんな支援をしてきたのか情報をもらって、その後は、やはりしばらくの間は見守りということになったのですが、結局、本人ではなくて、回りの教員や学生から相談があって、本人と面談して支援につなげていったという事例ですね。

Bさん：高校までの支援の情報と言えば、**個別の教育支援計画**がありますが、これは、参考になることも多いのですが、特別支援教育と大学での障害学生支援とでは考え方が違うので、同じような支援を期待されても応えられないことが多いんですよ。



Aさん：支援計画が作成されていないケースもありますよね。この事例の場合、本人に自覚がないこともあって、その場その場で、保護者が学校に連絡して、担任や保健室の先生の裁量で支援していたようでした。

ファシリテーター：障害のある学生が入学してきて、まず必要になるのは、これまでどのような支援を受けてきたのかという情報ですね。出身校の担任や特別支援教育コーディネーターと連携して、情報を入手することが必要です。この事



【高大連携】

初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等（以下、「高校等」という。）に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である。

①高校等が作成している**個別の教育支援計画**等の支援情報に関する資料等を活用し、教育支援内容の効率的な引継ぎを図る。

②支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人（必要に応じて保護者も）の同意を得た上で行なう。

③障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める。

④必要な支援を適切に提供することによって、能力を発揮することが可能となったケース、目標を達成したモデルケースについて、障害のある学生本人の同意を得た上で大学等が積極的に発信する。それにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながると考えられる。

⑤入学後の環境の変化や、障害の状態の変化、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、高校等在籍時に比べ教育活動や生活上の困難・不適応が顕著になるケースもある。そのため、高校等在籍時の支援状況如何に関わらず、支援の在り方については大学等入学後にも検討する。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

例では、本人に自覚がないということで、難しかったと思われませんが、入学が決まったらできるだけ早い時期に、本人や保護者との面談を実施し、希望する配慮内容を把握できるようにし、必要な情報を入手したいですね。また、配慮内容を円滑に把握するためには、そのためのフォーマットを用意しておくことも重要です。入学手続き書類と一緒に提出できるように、配慮希望書の様式を用意しておくといいでしょう。

支援の申し出への対応プロセスの構築



ファシリテーター：では、合格発表から入学までの間にできること、しておくべきことには、どのようなことがあるでしょうか。これに関連して、Bさんから事例を紹介させていただきます。

Bさん：はい、ご紹介させていただくのは、難聴の学生の事例です。この学生は、普通高校の出身で、高校までは補聴器と読唇で対応できていて、特に支援を受けていなかったんですね。ですから、入学時も、支援の申し出はありませんでした。ところが、いざ入学して授業が始まってみると、高校とは教室の規模も違いますし、聞き取れないことが多く、授業についていけなくなって、相談に来たというケースです。結果的にはノートテイクをつけることになったのですが、その学期のノートテイクのシフトも組んだ後だったので、実際に支援を開始するまでに時間がかかってしまいました。



Aさん：肢体不自由の学生の場合なども、キャンパスや施設内の移動、教室への出入りなど、実際に試してみないとわからないことが結構ありますよね。本学でも同じような経験をして、現在は、入学前にキャンパスや教室などの施設を見学してもらったりして、どんな支援が必要かを確認するようにしています。

Cさん：それは、障害のある入学者全員に行なっているということですか。Bさんの事例のように、本人が支援の必要を感じていない場合などは、見学などが必要かどうかかわらないですね。



Aさん：全員ではないですね。まずは、本人や保護者と面談して、障害の内容などを詳しく聞きながら、入学する学部での授業内容なども説明して、見学などが必要かどうか、本人と話し合っ決めていきます。

ファシリテーター：事前に、配慮内容を十分に把握しておかないと、学生が必要な支援を受けられないまま、授業始まってしまうということですね。必要な配慮内容を円滑に把握するためには、やはりなるべく早い時期に、面談を行なうことが重要です。



この面談には、本人、保護者、支援部署の担当者のほかに、入学する学部学科の教員や場合によっては施設・設備の担当部署にも参加してもらいたいと思います。配慮実施に関わる関係者間で情報交換することで、必要な配慮が見えてきます。本人が、大学等での学生生活がどんなもので、自身にとって必要な配慮は何かということを理解し、自身で「配慮願い」を作成することも重要です。合格発表から入学までに支援部署がすべきことには、配慮を提供するための具体的な準備だけでなく、この「配慮願い」作成のための支援も含まれます。その際できるだけ本人が中心になって「配慮願い」を作成していくことが重要です。大学では保護者による意思決定から学生本人の意思決定へと重点を移していくことが重要となります。

インテークにおける建設的対話とは



ファシリテーター：では、本人が希望する配慮を提供できないケースには、どんなものがあるでしょう。Cさんから事例を紹介していただきます。

Cさん：この事例では、是非、皆さんのお知恵を拝借したいのですが、難病の学生から、体調不良のために授業に出席できないので、映像や資料など、自宅で授業内容を見たいという申し出があったんですね。学部の担当教員に配慮の依頼をしたのですが、「本学は通信教育課程ではないんだから、そういう対応はできない」と断られてしまったんですね。こういうケースでは、他の学校さんではどうしているのか、是非教えてください。



Aさん：通信教育課程じゃないからビデオ等はダメというのは、明らかに誤解ですね。ビデオ等でもその授業の本質が満たせると考えられる場合、それは合理的配慮の提供になりますよ。本学では、病弱の学生や、精神障害で通学に支障を生じることのある学生に対して、そういう配慮を提供しています。

Bさん：本学では、体調不良で頻繁に授業を欠席することが予想される学生について、入学前の話し合いの中で、通常2年間のところ、3年かけて単位を取得して卒業するという制度を適応することにした事例がありますよ。ビデオ受講がダメなら、そういう方法も検討してみてもいいでしょうか。



【建設的対話】

- i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行なわれることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。



ファシリテーター：このようなケースでは、教育部門に合理的配慮の提供についての理解を深めてもらうことももちろんですが、「そんなことはできない」という一方的な判断を受け入れるのではなく、まず、配慮の提供を前提とした**建設的対話**の場を設けることが求められます。対話の場には、本人や保護者、そして支援担当

部署のスタッフも加わって、担当教員だけでなく、学部学科の責任者に同席してもらい、学生のニーズの本質は何か、教育の本質を満たして配慮を提供するためには、どんな方法があるか、両者にとって納得のいく配慮の提供を探っていくことが重要です。当面の配慮内容を決定した後も、結果をフィードバックしながら配慮内容に必要な修正を加える等、継続的な対話を維持していくといいでしょう。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



いかがでしたでしょうか。障害のある学生の入学が決まったら、まずは、出身校からこれまで受けてきた支援についての情報を入手すること。その情報を、学生が入学する学部学科等、必要な部署と共有し、提供する配慮内容について検討することが必要です。ただし、学内における個人情報の共有については、その内容と範囲について、学生本人に必ず了解を得ましょう。そのためにも、できるだけ早い時期に、学生や保護者との面談を実施する必要があります。必要な情報を入手し、配慮内容を円滑に把握するためには、本人や保護者、そして出身校と密度の高い連携ができるような信頼関係を築くことが重要です。

参考情報

- ・ 個別の教育支援計画について_文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm
- ・ 障害学生修学支援に関する規程及び様式等-JASSO
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/youshiki01.html

紛争の防止・解決等のための基礎知識(1) 大学等における基本的な考え方

- ・ 6.合理的配慮内容の決定手順..... 8ページ

第 15 回 自己理解と意思表示支援

令和元年 12 月 4 日公開

第 15 回は、障害に関する自己理解や支援意思の表明が困難な学生と、学生を取り巻く意思表示支援者（保護者・家族）との関係を念頭に置いて、本人主体の建設的対話のプロセスについて考えます。このテーマは、ワークショップ形式で検討します。ワークショップの参加者は、障害のある学生本人、保護者、大学等の支援担当者で、障害のある学生本人と保護者が障害学生支援担当者とやりとりをする場面を仮想事例として取り上げます

検討課題

- ・ 学生本人における障害の自己理解
- ・ 障害のある学生本人の意思表示プロセス

登場人物紹介

参加者紹介



学生Aさん



Aさんの保護者Bさん



国立大学Cさん



私立大学Dさん



ことはありますか？

ファシリテーター：大学生は成人年齢に達していることもありますが、まだ完全に自立しているわけではなく、家族のサポートを受けながら自立を目指す時期でもあります。障害のある学生においても、ご家族が合理的配慮の調整プロセスに参加することがあります。みなさんの大学で、ご家族を含めた合理的配慮の調整において、苦慮した

Cさん：少し前にこんなことがありました。他の大学のみなさんにもご意見を頂ければありがたいです。



事例紹介



Cさん：今日は合理的配慮の申請に来られたとのことですが、具体的にどんなことで困っていますか？

Aさん：…………。(緊張した様子で、目をふせる)



Cさん：えっと、話してもらわないと、何も進められないのだけど…………。親御さんは、どうでしょうか？



Bさん：うちの子は小さい時にアスペルガー症候群の診断を受けていて、人とのコミュニケーションが苦手なんです。もう4年生で卒業論文を書かないといけないみたいなんです。9月になるまで親にも何も言わなくて…………。大学の先生から「ゼミにも顔を出していないし、研究も進んでいないようだ」と私に連絡が来て、びっくりしました。勉強は昔からできていたので、小学校・中学校・高校の時には、本人には障害のことは伝えずに、親が先回りをして支援をしてきました。大学では好きな勉強ができる学科に入れたので、一人でできるかと思ったのですが…………。ここに来る直前に障害のことを本人にも伝えました。診断書も持ってきています。本人はびっくりしているのと、何をしたいのか分からなくて困っているのだと思います。親だから分かります。このままだと卒業ができない状況なので、なんとかしてもらえないでしょうか。

Cさん：なんとかしてもらいたい、と言われても…………。合理的配慮の提供には、学生本人の意思表示が不可欠ですので、親御さんからのお話だけでは進めることができません。Aさんは、どうしてほしいですか？



Aさん：…………。(緊張した様子で、目をふせる)

Bさん：さっきからお話している通り、コミュニケーションが苦手なんです。うちの子は、こんな感じで卒業論文の指導を先生に受けに行くこともできなかったのだと思います。だから、今、こうやって「どうしてほしいか？」と聞かれても、何を答えていいかわからないことが障害なんです。理解して頂けないでしょうか？





Cさん:この時は、全くAさんが話をしてくれなかったのと、卒業が危うい状況ということもあったので、仕方なく、保護者の方からの聞き取りをもって合理的配慮の手続きを進めてしまいました……。でも、本当にこれで良かったのか悩んでいます。

Dさん:今のお話だと学生からの申し出が一切ないので、合理的配慮の手続きを進めるのは、マズいのではないのでしょうか。本人にも障害告知が直前までされていないから、本人が自身の障害を適切に理解して合理的配慮を求めたとは言えないと思います。こういう学生の意思を無視して、保護者だけが出てくるパターンは多いので、うちの大学では本人が求めない限り、一律認めないことにしています。



Cさん:ちょっと待ってください。このAさんは、アスペルガー症候群の診断を受けていて、対人コミュニケーションの困難が障害となっているのだと思います。

【建設的対話】

- i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行なわれることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

【意思の表明】

障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。
- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

保護者の方が言うように、合理的配慮の調整プロセスそのものが、アスペルガー症候群の学生にとって社会的障壁になっていたとも考えられます。それなら、コミュニケーションに困難のある学生は、その障害の状況を考慮して、保護者等による代行決定を認めるという考え方もあるんじゃないでしょうか。どうでしょう?

ファシリテーター:とても大事な議論ですね。大学と障害のある学生、そして障害のある学生を援助する人(保護者など)を含めた建設的対話における本人の「意思」とは何かを考えるきっかけになると思います。Cさん、Dさんのどちらの意見も分かりますが、丁寧に論点を整理していくことが大切です。ここでは大きく、2つの論点



があると思います。1つは、「学生本人における障害の自己理解」、そして、「障害のある学生本人の意思表示プロセス」です。1つずつ順番に考えてみましょう。

学生本人における障害の自己理解



ファシリテーター：Aさんは、アスペルガー症候群の診断を受けていたので、障害の状況に関する**根拠資料**はあります。ですが、障害のことについて合理的配慮の申請時まで伝えられていませんでした。これでは、本人が自身の障害について理解をしていない状態のため、必要な合理的配慮を検討することが難しい状況です。文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」では、『（前略）障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。』とされています。つまり、学生が意思表示できるように、必要な情報提供も大学側に求められています。Aさんの場合、根拠資料だけを提出すればいいのではなく、まず、「アスペルガー症候群とは何か?」、「障害とAさんの大学生活の関連性」、「障害のある他の学生が受けている合理的配慮やその他の支援」など必要な情報を支援担当者から提供し、Aさん自身が障害のことについて十分理解した上で合理的配慮の調整についての検討ができると良かったかもしれません。また、授業などを通じて、学生が自身の得意・苦手を適切に理解できる機会を大学側から提供することで、学生からの意思表示が促されることもあります。例えば、1年次向けの導入科目などで発達障害の基礎的な知識を伝える機会を用意したり、キャリアデザイン科目で自身の得意・苦手を振り返るワークなどをすることも有効な場合があります。

【根拠資料】

iii原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種類・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

ivただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

Cさん:そうですね。根拠資料があれば、どんな状況でも合理的配慮を提供しなければいけない、と思っていたのですが、学生本人が自分の障害や周りの状況を十分理解してから対話を進めることが大切ですね。そもそも合理的配慮とは何か、どのように求めたらいいか学生側に十分伝わっていないこともあるので、日頃から障害学生支援について、学生全体に周知しておくことも意思表示には必要ですね。



障害のある学生本人の意思表示プロセス



ファシリテーター:2つ目に「障害のある学生本人の意思表示プロセス」です。今回は、Aさんが自分から支援を「口頭で」求めることは難しく、保護者の方からの支援の申し出となっていたようです。Dさんがおっしゃるように、学生の意思を無視して、保護者の方と大学だけで話を進めることは、建設的対話ではありません。しかしながら、Cさんがおっしゃるように、アスペルガー症候群という障害により、合理的配慮の調整プロセスそのものが社会的障壁となる場合も少なくありません。このようにコミュニケーションに障害のある学生においては、より柔軟に意思表示の「方法」を考えることが重要です。例えば、対面口頭では緊張が高く話せない学生でも、パソコンでの筆記、メール、書字などでは意思を伝えられる場合もあります。今回の場合ですと、『口頭だと話しにくいことがあれば、パソコンや紙に書いてもいいし、メールでのやりとりでもいいから、Aさんの考えていることを教えてください』と伝えるだけでも、意思表示ができたかもしれません。

Dさん:メールでのやりとりだと、保護者の方が代わりにメール文面を打っている可能性もあるのではないのでしょうか?うちの大学でも学生のアドレスなんだけど、明らかに保護者の方が入力したように見える文章で来ることがあって、議論になります。そうすると、本人の「意思」を確認していることになるのでしょうか。



ファシリテーター:たしかにそのような可能性はありますね。本人の「意思」をどのタイミングで確認するのも大事だと思います。合理的配慮の調整をする時には、学生本人や保護者では、具体的な支援内容をイメージすることが難しく、『どうかしてほしい』という申し出だけをいただくこともあります。そのため、『どうしたいですか?』というオープンな質問だと上手く答えられないこともあるので、『例えば、口頭で伝えにくいことをメールで伝えることを認めてもらったり、提出期限をリマインドしてもらうような配慮を受けた学生もいるけど、Aさんにとってあったら助かることはありますか?』など具体例を提示して、自己選択しやすいような

会話の姿勢も重要です。支援内容をメールベースで調整をした場合も、最終的な「意思」を確認する際には、希望する支援内容について学生本人が求めていることが客観的にわかる「方法」で行なうことが大切です。教職員からの質問に対して、首を縦に振る（はい）、横に振る（いいえ）の簡単なジェスチャーで応答する場合もあるでしょう。対面が難しい場合には、自署・押印付きの申し出資料を保護者の方の援助を受けながら、本人が提出することも考えられるかもしれません。

Cさん：なるほど。つい、口頭でやりとりをする意思表示を思い浮かべてしまうのですが、身体障害で発話が難しい学生にも同じような方法で意思を確認することがあるので、意思表示の方法を柔軟に考えることが大切だと思いました。ですが、保護者の方と本人で意見が食い違うことも結構あって……。どうしても子は親に勝てないというか……。



ファシリテーター：保護者と学生の間にも関係性がありますから、その点も考慮して対話を進めることが大切です。確実に言えることは、保護者の方が合理的配慮を希望していても、本人が希望していないことが明らかであれば、その時点で合理的配慮の提供をすることはないという考え方が基本です。

障害者差別解消法の基本方針は、「障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行なう意思の表明も含みます。[改行]なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」と記しています。このように、建設的対話を開始する契機は、大学側が障害のある学生が困っているという状況を明白に分かっている場合となりますが、このような対話の契機も、その後の対話の過程も、本人中心となること、本人の意向を支援したものとなる必要があります。

第二次まとめにおいても、『障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い』が建設的対話とされています。ご本人が支援や配慮を希望しない理由には、「配慮を受けず、自分一人で頑張りたいけど、親の前では言いづらい」という場合もあれば、「何をどうしたらいいかイメージができない」場合などがあるかと思います。前者の理由であるなら、保護者の方の意向に沿って合理的配慮

を提供することは、本人の意思を尊重していないことになるかもしれません。家族関係にとらわれず、本人の意思が確認できるように、教職員と学生が1対1で意思確認を行なえるような機会の設定が必要かもしれません。後者の場合には、意思表示の前段階となる学生自身の障害や環境側の社会的障壁についての理解が不足しているかもしれませんので、学校側から学生に対して情報提供など働きかけることが望ましいでしょう。

Dさん：たしかに支援内容を学生が一人で考えることは難しい場合が多いですね。支援内容を自分で考えて伝えることが「意思表示」ではなく、支援内容は関係者も含めて一緒に考えた上で、その都度、客観的な方法で本人の「意思」を確認することが重要だと思いました。どうしても大学だと画一的なルールを作りたがる感じがあるので、個々の学生の障害に応じて、保護者等の意見も参考にしながら、本人との対話を進めていくことが大切ですね。



ファシリテーター：初等中等教育から高等教育に移行する際には、障害のある方の意思表示プロセスが保護者主体から本人主体に変わってきます。その急激な変化に学生本人はもとより、保護者自身もついていくことが難しいこともあります。大学の教職員は、大学における合理的配慮で重要となる「本人の意思表示」について、保護者の方にもその必要性を改めて理解していただく働きかけが大切です。そのためには、日頃からウェブサイトなどで相談窓口の役割や合理的配慮の例を示すなど相談へのアクセシビリティを向上するような取組が有効です。そして、「本人の口頭による意思表示がなければ一切受け付けない」という一方向の対応ではなく、本人の障害を考慮した意思表示の方法を用いて、不断の建設的対話に努めることが必要です。学生の意思表示を支援することは、大学教職員にとって対応の負担を増すように見えるため消極的になる場合もありますが、長期的に見れば、学生が大学生活をより良く過ごし、社会につながるための大切な教育機会にもなるでしょう。

参考情報

- ・障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第 16 回 教材、授業、試験等における情報保障

令和元年 12 月 25 日公開

第 16 回は、授業への参加に伴う情報保障支援について、支援を提供する過程で直面する課題やその解消のためのプロセスや考え方について扱います。どのような体制で支援を提供すればいいか、支援方法の決定から評価、見直しのプロセスまで含め、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・ 情報保障支援の内容の決定方法
- ・ AT(支援機器)の活用と留意点
- ・ フォローアップ(支援方法の評価と見直し、改善)の必要性

参加者紹介



国立大学支援担当
教員 A 先生



私立大学支援室
職員 B さん



私立大学担任教員
C 先生

情報保障支援の内容の決定方法



ファシリテーター：障害のある学生への情報保障支援については、基本的なノウハウや様々な実践事例の情報が提供され、初めての大学でも取り組みやすい環境になりつつあります。そのような中、支援の現場にはどのような課題があるのでしょうか。私立大学教員 C 先生から今の悩みを話していただきます。

C 先生：数年ぶりに聴覚障害のある学生が入学しました。学部内では、過去に受け入れたことのある別の学生と同じように補聴システムを利用できると考えていたのですが、入学直前の面談で、「授業にはパソコンノートテイクをつけてほしい」「ふだんのコミュニケーション手段は手話」「補聴システムは使うこともあるがあまり効果



はない」と言われ慌てて対応することになりました。急いで調べたところ、ノートテイク支援には予算も養成も必要とわかり、4月からの授業には間に合わないため、学生には後期以降に実施できるよう努力すると伝えて理解してもらいました。授業中は前方の座席を確保し、個別の質問には対応するよう各教員に周知するという体制で前期が始まったのですが、6月の面談で学生に様子を聞くと、「前の席に座っても、先生の話はほとんどわからない。」と言われてしまいました。授業後の質問も、一度もしていないようです。後期に向けて、ノートテイクの講座が開けるよう予算は確保できましたが、前期の残りの授業はこのままで大丈夫なのか、単位が取れるのか心配です。



ファシリテーター:過去の受入経験に関わらず、同じ障害種であっても一人ひとり障害の状況や必要な支援は異なるということを踏まえて、最初の段階で丁寧にニーズを聞き取る体制が必要でしたね。

それにしても、学生さんは当初パソコンノートテイクを要望していたのに、なぜ座席の配慮や教員への理解周知のみで納得したのでしょうか。

C先生:高校の時も前列の席に座っていたということなので、最低限同じ配慮を、ということになったのです。本人も、教科書やスライドを使う授業もあるのでなんとかなると思ったようなのですが…。



Bさん:高校段階と大学の授業とでは事情が変わることが多いですね。でも学生本人も、最初はそのことに気づきにくいかもしれません。私の大学では補聴システムを利用してきた学生が入学しましたが、大学では途中で質疑が入ったりグループで話し合ったり、授業スタイルが多様で情報量も多くなります。聞き取るだけで疲れてしまうと訴えてきたので、パソコンノートテイクをつけることにしました。

【合理的配慮の内容の決定の手順】

合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話(障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い)・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。なお、これらの手順は障害学生支援室等が組織として正式に提供する合理的配慮について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意する。

①障害のある学生からの申出

(中略)

②障害のある学生と大学等による建設的対話

(中略)

③内容決定の際の留意事項

(中略)

④決定された内容のモニタリング

(中略)

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



C先生：なるほど。学期の途中であっても実態に合わせて支援の内容を見直すことがあるのですね。本学も後期の講座を待たずに、とにかく支援者をつけたほうがいいのでしょうか。でも私の授業に関しては小テストの成績も良く、単位は問題なく取れそうなのですが…。



ファシリテーター：支援がニーズに合っているかどうかは、成績の良し悪しとは分けて考える必要があります。無事に単位を取れたとしても、授業中に限られた情報しか入らず、内容を推測することばかりに注意を注いでいたとしたら、授業に参加する機会を保障したとは言えないのではないのでしょうか。

A先生：C先生の大学の学生さんも、授業によってニーズが異なる可能性がありますね。前期中はパソコンノートテイクが難しいとしても、今からでも導入できる方法はないか、一つひとつの授業について考えてみてはどうでしょう。



C先生：ただ、全面的な情報保障支援が必要な学生の受入れは初めてで、今は十分な予算の用意がありません。もし、手話通訳が必要だとか、とても対応できないような方法を希望されてしまったらどうしたらいいのでしょうか。

ファシリテーター：大学が今、提供できる範囲だけで支援方法の選択肢を用意しようとするれば、本当に必要な支援は何かを検討することが難しくなります。まずは、学生の悩みや要望を引き出して、最善の方法がすぐ提供できないのであれば、代替案と一緒に考える。それが建設的な対話の進め方です。学内の人員だけで判断できない場合は、学内の他機関から助言を受けるのもよい方法です。



Bさん：手話通訳の手配がすぐに難しいのはわかりますが、学生さんが手話を使う方だということに、やはり向き合うべきなのではと思いました。本学も、補聴援助だけで解決できないだろうかと大学側の事情で進めてしまい、対応が遅れたことは今もとても反省しています。いずれ必要になった時のために、地域の機関に相談だけはしておくなど、今からできることがあるかもしれません。

C先生：ありがとうございます。今すぐできる対応と、長期的な対応とに整理していくということですね。そういえば、ペアワークの時にTAの大学院生が気を利かせて筆談で補助してくれたことがあり、よくわかったと言っていました。そうしたサポー



トなら、学科の裁量で今からでもできるかもしれません。学生や学科長と相談してみます。

AT(支援機器)の活用と留意点



ファシリテーター：これまで多くの障害のある学生を受け入れ、情報保障支援も安定して提供してきた国立大学の支援担当教員 A さんも、今抱えている課題があるということです。

A 先生：次は本学の悩みです。これまでは要望のあった授業にはすべて、パソコンノートテイクや手書きノートテイクを派遣できるよう調整してきましたが、最近は支援者が不足してしまい、派遣できない授業は音声認識を利用した字幕提示を導入することにしました。ですが同じ機器を使っても授業によって思うように正確な字幕が出ず、情報が得られないから修正者をつけてほしいと学生から不満の声が上がってしまいました。結局人手不足の解消につながられていません。支援技術が進歩したとはいえ、まだ実用は難しいのでしょうか。



B さん：私の大学でも、支援担当できる人材がいない専門科目の授業で、試しに音声認識を使ってみたのですが、順調に使えていますよ。ディスカッションもリアルタイムで文字化されますし、誤字が出ても学生同士、自分たちで言い直したり訂正したりしているようです。

フォローアップ(支援方法の評価と見直し、改善)の必要性



ファシリテーター：人手や予算の不足を補うために支援技術を活用しようという事例をよく聞くようになりましたが、A さんの大学、B さんの大学で状況がだいぶ違うのはなぜなのでしょう。

C 先生：B さんの大学では、ディスカッションで学生同士が修正できるほど、理解が広がっているのですね。



B さん：少人数のゼミのような授業でもあるので、聴覚障害のある学生からマイクの使い方を説明したり、全員が字幕を見られるようにして確認しながら進めるルールを作ったりして、やっているようです。授業の内容が難しくても、運用方法がうまくいっているということでしょうか。

ファシリテーター：発言者自身が修正役も担うということですね。やはり情報保障の質を担保するためには、人手による体制が欠かせないということです。たとえ字幕の誤りが1%であったとしても、どこがどう誤って学生に伝わったのか、誰も責任を持ってないのは、大学の責任による支援の提供とは言えません。Bさんの大学の例では、さらにディスカッションの臨場感を共有できるという音声認識の良さも享受できている、好事例と言えると思います。



A先生の大学でも、音声入力がうまくいっているかなど、改めて見直してみるとよいかもかもしれません。これまでノートテイクをしていなかった新たな学生層を修正者として募集、養成し修正者をつけて提供できるめどが立てば、人材不足の行き詰まりも解決しますし、支援方法の選択肢も増えて、障害のある学生にとっても、支援の運営にとっても、プラスの方向に向いていける可能性がありますね。



C先生：予算のある大学は、支援の手段をどんどん増やせる可能性があっとうらやましいです。

以前、本学と同じような小規模な私大に相談した時にきいた事例ですが、すべての授業に手話通訳を希望する学生がいて、費用がかさんでとても大学から提供できないので、学生が自分で依頼し同行するならよしとした、という話を聞きました。さすがにそのような対応はどうかかと思いましたが、事情の似た大学の者としては他人事とは思えませんでした。

Bさん：でもそれでは、学生の経済的な事情や人脈などによって支援の質や量が左右されてしまいます。大学の授業における合理的配慮は、大学の責任で提供するものです。にもかかわらずその費用拠出やコーディネートに関与しないと公言するのは、結局合理的配慮の不提供にあたるのではないのでしょうか。



A先生：国立大学の場合、障害学生支援に関わる予算補助は一般運営費交付金の中に位置づけられています。実績に応じて配分されますが、一般の経費ということはつまり、大学の責任において恒常的に予算を確保し実施していくものという考え方の表れです。私立大学の場合も私立大学等経常費補助金の一般補助の中に組み込まれているので、考え方は同じでしょう。



いかがでしたでしょうか。学術分野での手話通訳支援以外にも、専門的な内容の教科書の点訳にコストがかかりすぎてしまうとか、また通信教育課程のある大学では、スクーリングや遠隔教材において障害のある学生への合理的配慮を実現する体制整備に難航しているケースもある、など多様な課題が挙がっているようです。これらは、一大学が抱えこみ、独自に解決を図れるような問題ではなく、わが国の障害学生支援全体の課題と言えるでしょう。当然、学生個人に解決をゆだねるようなことではありません。点訳については、教材を蓄積して複数の機関で共有する取組も始まりつつあるようです。今回のワークショップのように、それぞれの大学が直面する困難を共有して、連携しながら少しずつ長期的な問題解決に取り組むことが必要です。

参考情報

- ・ 合理的配慮ハンドブック 「障害のある学生を教えるときに必要なこと」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/03.html#ryuijikou
- ・ 平成 28 年度・平成 29 年度合同ヒアリング報告
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2018/08/06/report2016_2017.pdf
- ・ トピック別聴覚障害学生支援ガイド PEPNet-Japan TipSheet 集 改訂版
<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=353&tmid=74>
- ・ 国立大学法人等の施設整備 (文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm
- ・ 私立大学等経常費補助金
https://www.shigaku.go.jp/s_haibunkijun.htm
- ・ 障害学生支援の財源について (PEPNet-Japan TipSheet 25)
http://www.pepnet-j.org/web/file/tipsheet/2018/25_kanazawa.pdf

第 17 回 メンタルヘルスと合理的配慮

令和 2 年 1 月 15 日公開

大学等において障害のある学生の合理的配慮を検討・実施する際、メンタルヘルスとの関係性やバランスを意識する必要があるケースがあるでしょう。ただし、このようなケースの課題解決にあたっては、メンタルヘルス及び合理的配慮の双方への適切な理解が不可欠であるため、担当者個人又は担当部署のみで解決することは難しい場合があります。また、メンタルヘルスといっても、大学等においてその言葉が指す意味は小さくありません。さらに、合理的配慮についても個人の状況や環境的要因によって、その判断や実施内容には様々な選択肢があるでしょう。このような状況から、本テーマについて画一的な理解やノウハウを示すことは難しいため、今回はこのようなケースに対する考え方を整理するというコラムにしたいと思います。

検討課題

- ・ 合理的配慮とメンタルヘルスの関係性
- ・ 学内の支援部門、学外機関との連携

参加者紹介



講師：国立の総合大学支援部署有り(5年以上)



質問者 A さん国立の総合大学支援部署有り(3年未満)



質問者 B さん私立の中規模大学支援部署有り



質問者 C さん私立の小規模大学支援部署無し

精神障害のある学生の合理的配慮をどのように考えればいいのか



ような質問が目立っています。

A さん：支援部署を設置して数年経ちましたが、この間でメンタルヘルスにも関連するようなケースが増えてきていて、どのように対応すればいいか困っています。具体的には、教員から「学生が何らかの精神的な不調をかかえていて、授業に出てこない、又は研究室に出てこないのも、何か配慮をしたほうがいいのか」という

Bさん：私の大学でも同じようなケースがあります。もちろん、精神障害のある学生に対しても合理的配慮が必要であることは理解しているのですが、実際にはそのような学生が本当に合理的配慮の対象になるのかどうか分からないところもあります。



講師：おっしゃるとおり、精神障害のある学生でも合理的配慮の対象になる場合はあると思いますし、私の大学でも実際にそのようなケースが複数あります。このようなケースに対応する場合は、もちろんメンタルヘルスに関する知識なども必要なのですが、今一度、合理的配慮とは何かということを整理しておくことが必要になるように思います。合理的配慮とは、個人の持つ特性といえる心身等の機能上の障害への配慮というより、社会的な障壁、つまり大学等であれば、教育・研究上の環境的な要因も関係して生じている障害の除去・軽減のアプローチであるといえます。また、このようなアプローチについては、学生の意思表明やその根拠を確認しながら進めていくということも手続き上の前提となるでしょう。

Aさん：そうだと、私が質問したような「教員からのニーズ」は相談の対象にならないということでしょうか？



講師：学生からの意思の表明があるというのが一番スムーズだと思いますが、ケースによってはそのプロセスが出発点にならないということもあるかと思います。大学組織や教職員としては、学生に対して意思表明の働きかけをすることも重要になりますので、専門部署としては「教員からのニーズ」から「どのように学生に働きかけていくのか」ということを相談の対象にする必要があるでしょう。

【合理的配慮】

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

【意思の表明】

障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。
- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Bさん：それでは、学生の意思表示が確認できたとして、**根拠資料**がない場合、つまり不調の原因がよくわからない場合などは、どのように合理的配慮を考えればよいのでしょうか？



講師：ケースによってアプローチが異なると思いますが、いずれにしても、その学生が不調であるという状況について、然るべき対応をすることが前提になるのではないかと思います。どのような担当者が専門部署にいるのか、また、専門部署にどのような

機能があるのかによって異なると思いますが、やはり何の手がかりもない状況や学生本人も自分の状況をしっかりと自覚できていないというような状況である場合は、医療機関等のご相談が必要になるかと思えます。その上で、学生本人の状況について一定の手がかりが得られるでしょうし、その情報と学生の周囲の環境的な要因を考えながら合理的配慮を検討することになるかと思えます。学内に保健管理部署があり、その部署に医師等が配置されている場合などは、重要な連携先になると思えます。

【根拠資料】

iii原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出が必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

Cさん：私の大学は小規模で、保健室はありますが医師はいません。このような場合は、やはり学外の医療機関と連携するということになるのでしょうか？



講師：これもケースによって異なる部分があると思いますが、必ずしも医師だけが連携相手ではないと思えます。学生の状況によっては、看護師や保健師、また、その他にも心理カウンセラー等が連携相手になる場合があると思えます。いずれにしても、

ivただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



画一的な方法を考えるのは難しいと思えますので、学生とも相談しながら進めていくことが大切になるでしょう。ただし、学生の状況によっては、抱えている不調によるリスクや治療可能性について想定しておく必要があると思えます。この点のバランスが難しいところですね。

Aさん：実際にそういう意見もあります。精神的な不調がある場合、合理的配慮以前にまずはその学生の治療を優先すべきではないかという意見です。



Bさん：私の大学でも同じような意見があります。私自身も学生のために思って、どのように考えればよいか迷う部分でもあります。もちろん合理的配慮は前向きに検討したいのですが、それ自体が学生に無理をさせてしまうようなことにならないか心配です。

講師：この点については、こうすればいいという言い方は難しいですね。ただ、やはり難しいケースであればあるほど、合理的配慮は何かということや、そのことを通じて学生と繰り返し対話し、学生の意向を尊重しながら、さらに必要に応じて連携相手とも相談して、方針を検討していくことが必要だと思います。ケースによっては、合理的配慮より優先すべき事があるかもしれませんが、それも学生との対話で方針を考えていくことが重要だと思います。



精神障害のある学生に合理的配慮を構築しているが、精神的な不調により、そもそも出席がままならないケースへの対応



講師：合理的配慮による権利保障とメンタルヘルスにおける治療等の可能性については、その考え方や対応のバランスが課題になると思います。一方で、大学として何をどこまですべきかという点についても、対応に迷うケースがあると思いますが、いかがでしょうか？

Bさん：確かに難しいです。私の大学で双極性障害の学生を支援しているのですが、なかなかうまく対応できていないと思います。具体的には、本人の精神的な波を理解してもらうことを担当教員に依頼しているというケースなのですが、そもそも学生が全然大学に出てくるのが出来ないのも、担当教員から具体的にはどうすればいいかとたずねられています。



【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針



講師：環境的な要因も関連して、学生本人の不調が誘発されているとすれば、それについては合理的配慮によってできる限り改善することが望ましいと思います。もちろん、授業等の本質

に関連する場合は、それを変更することは難しいかもしれませんが、本質に到達するための方法を合理的配慮によって変更・調整していくことは必要です。一方で、欠席についてどこまで配慮すべきかということも、よく課題になることかと思えます。通学課程の場合、大学で授業に出るということが前提になっているわけで、通学や出席そのものが難しいという場合にどのように対応できるかということが課題になりやすいですね。ただし、一定の根拠が確認できて、さらに本質を損なわない代替措置などが検討できるとすれば、そのような合理的配慮を提供することに対して消極的になってはいけないと思います。

Cさん：私の大学でも同じようなケースがあって、学生本人としては出席の配慮をしてほしいと言っているのですが、何回まで休んでいいのかということの判断が難しいです。そもそも、大学全体のルールとして欠席は3回までとなっているので、合理的配慮によってその回数を増やすことができるのかということもよくわかりません。



講師：このケースに限らず、合理的配慮を実施する上で、そもそも大学が慣例として課しているルールそのものの本質を再検討するという段階が生じるかもしれません。仮に慣例として出欠の要件があるとすれば、それは教育上の本質とも齟齬が生じている可能性もあるわけなので、まずはその点について確認が必要になるでしょう。また、仮にその慣例に本質要件を満たすための妥当性があるとすれば、それはルールとして問題ないと思いますが、ただこのようなニーズのある学生が合理的配慮の提供対象にならないということではありません。学生とも対話しながら、出席に関わる合理的配慮や教育上妥当で且つ学生の意向も尊重できるような代替措置について相談していくことも大切です。

Aさん：理念と方法については理解できましたが、例えば、そのような措置をすることが学生が履修する全ての科目で必要となった場合は、対応のコストは小さくありません。この場合、過重な負担と考えられてしまう可能性はないでしょうか？



講師：もちろん、妥当な判断やプロセスに基づいた上で、過重な負担になるのではないかという意見があるのであれば、やはりそのことも含めて対話していく必要があると思いますが、現時点においては、まだ十分に理解やノウハウが積み重なっているとはいえない状況だと思っています。私の大学でも色々なケースがありますが、現時点においては、やはり個々のケースに対して丁寧に関わっていくしかないという印象も持っています。いずれにしても、画一的な対応にならないようにということは心がける必要があるのではないのでしょうか。



今回のコラムでは、メンタルヘルスと合理的配慮というテーマに対して、課題として生じやすい話題を取り上げて、その論点を整理する機会としました。ただ、最初にも述べたとおり、今回のテーマは学生個人の状態や環境要因など、ケースごとに大きく判断や対応が分かれることになるでしょう。また、障害学生支援という言葉が各大学等においてどのような意味を持つのかという観点にも関わってくる部分があります。具体的にいえば、障害学生支援＝合理的配慮なのか、障害学生支援が合理的配慮以外の相談・支援をどの程度含むのかという観点です。この点については、現時点で何かルールがあるわけではないので、各大学等において検討することが求められる部分になると思います。そういう意味においては、「メンタルヘルスと合理的配慮との関係をどのように考えるのか」にとどまらず、「障害学生支援においてメンタルヘルスの課題が生じたことをきっかけに、合理的配慮のシステムや機能を再検討する」ということが必要になるのではないのでしょうか。

参考情報

- ・ 合理的配慮ハンドブック「精神障害」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/08/02.html
- ・ 高等教育アクセシビリティプラットフォーム Q&A 集
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/deliverables/QA/QA.html>

第 18 回 事前的改善措置

令和 2 年 2 月 5 日公開

事前的改善措置とは、施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など、合理的配慮を提供するための環境の整備のことです。障害者差別解消法は第五条で「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行なうため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」としています。第 18 回は、この事前的改善措置において、障害学生支援部署が果たすべき役割を、ワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・教職員の理解啓発
- ・防災・災害対策
- ・ユニバーサルデザイン

参加者紹介



国立大学 A さん



公立大学 B さん



私立大学 C さん

【事前的改善措置】

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備(事前的改善措置)を行なうことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

教職員の理解啓発



ファシリテーター：障害のある学生に合理的配慮を提供するためには、その学生に関わる**教職員の理解**はとても重要です。しかし、すべての大学等の教職員が、障害者差別解消法についてよく理解しているとは言えないのが、現状ではないでしょうか。みなさんの学校ではいかがですか。

Bさん:うちの大学では、新入教職員研修をはじめとして、毎年FD・SDを実施していますが、自由参加の研修にはなかなか人が集まらなくて困っています。参加してくれるのは、ある程度関心のある方ばかりなので、本当に来てほしい人は来てくれないんですね。それに、うちは専門部署ではないので、同じ部署の中にもあまり理解がない職員がいたりするという、お恥ずかしい状況です。



【意識啓発・理解促進】

研修・理解促進

①障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である。

②また、支援補助学生への研修や、障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組を実施することが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Cさん:うちの大学でも同じような状況です。FDやSDは分野によって枠が決まっています、うちの部署は、年1回しか枠がないので、この限られた枠の中でやろうとすると、どうしても概論的になってしまうので、なかなか理解を深めるところまでいかないのが悩みのタネです。



Aさん:全学的な規模でやる研修はどうしても概論的になってしまうよね。非常勤の先生方とかになると、ほとんど不参加だし。ただ、差別解消法ができてからは、合理的配慮の提供は義務だとい

う認識は広まってきているので、むしろ、個別に質問が来るが増えてきました。

そこで、うちでは、障害のある学生が在籍する学部や学科に対して、どのように対応すべきかのコンサルテーションをしますよというアナウンスをして、声がかかれ



ば出かけていって相談にのるという形をとっています。実際に目の前に障害のある学生がいるという状況の中で、より具体的な話ができるので、自然と関心も高くなるし、理解を深めることもできます。

ファシリテーター:同じ学校の中でも、理解度の格差が広がってしまっているという話によく聞きます。具体的な課題についてのコンサルテーションというのは、いい方法かもしれませんね。教授会の中に時間を設けてもらうといった方法で理解啓発をしているという取組も聞いたことがあります。障害者差別解消法では、事業者、いわゆる私立の場合は、合理的配慮の提供は努力義務ですが、いずれ近いうちに法的義務になるとも言われています。こうした情報も含めて、まずは、合理的配慮の提供には全学的に取り組まなければならないということへの理解を図ることが必要ですね。



防災・災害対策



ファシリテーター: 次のテーマは、防災、災害対策です。障害のある学生の中には、災害時に自ら避難できない、あるいは災害に関する情報が入手できない人も少なくありません。そこで、障害学生支援部署としては、障害のある学生に特化した防災、災害対策マニュアルを作成したり、避難訓練を実施したりということも、事前的改善措置として取り組む必要があります。皆さんの学校では、避難訓練などはどうしていますか。

Aさん: うちの大学では、今年初めて、障害のある学生の特性に配慮した避難訓練を実施しました。学内の防災対策担当部署と協力して企画したもので、教職員やピア・サポーターの学生が参加しました。地域の消防署の指導のもと、毛布などの身近な道具を使った搬送方法や、道具を使わない搬送方法を学んだ後、実際にそうした方法を使った避難訓練も行ないました。



Bさん: うちの大学は、数年前の地震で、大きな被害こそありませんでしたが全く準備がない状態で、障害のある学生の身近にいた学生や教職員のそれぞれの機転でなんとか避難させたという経験があります。そこで地震後に、障害のある学生や一緒にいた学生、教職員に体験レポートを出してもらって、防災マニュアルを作るという取組を行ないました。ただ、全学的な避難訓練も行っていない学校なので、マニュアルは作ったものの、これをどう活かしていけばいいのかが課題となっています。

Cさん: うちの大学では、学校にいる時はまだ対応できるけれど、県外から来て一人暮らしをしている学生などが、自宅で被災したらどうなるんだという話が出ています。それは大学の支援の範囲を超えるだろうと言う人もいますが、実際には、住民票を実家に残しているため、自治体の障害者関係の緊急対応名簿には載っていない学生がいるんですよ。



ファシリテーター: そうですね。マニュアルがあっても、災害時にそれを知っている人がそばにいるとは限りません。災害が起きてから読んでいては間に合いません。また、搬送や誘導についてマニュアル化しても、実際には、障害のある学生それぞれに必要な助けは違います。緊急時に、障害のある学生自身が、自分に必要な助けをいかに具体的に簡潔に求めることができるかも重要です。事前にそうしたことについて確認したり、障害のある学生も参加しての避難訓練を実施したりすることが必要なのですが、そうした取組を行っていない学校は少ないようです。これからの課題と言えそうですね。

ユニバーサルデザイン



ファシリテーター：環境の整備という意味では、大学の施設や設備、あるいは教材等についても、障害のある学生にとってのアクセシビリティを考えることは重要です。施設・設備の整備などは、障害のある学生だけでなく、すべての学生、教職員に関わることなので、障害のある人も含め、あらゆる人にとって利用しやすいユニバーサルデザインという考え方が、近年では特に重要視されています。みなさんの学校では、ユニバーサルデザイン化について、何か取組がありますか。



Cさん：うちの大学では、今UDフォントの導入が検討されています。はじめは、附属の小・中学校のインクルーシブ教育の中で、識字障害のある子にも読みやすいということで使われていたのですが、最近は大学の授業でも投影資料やタブレットの使用が増えてきているので、大学全体でこのフォントを使用してはどうかという方向で話が進んでいます。



Aさん：それはいいですね。フォントの導入くらいなら、うちの大学でも予算が取れるかもしれない。校舎とかキャンパスの整備となると、すぐには話が進みません。うちなどは敷地自体が傾斜地にあって、古い校舎はバリアフリーにはほど遠いのが現状です。キャンパスも広いので、その時にいる学生の移動範囲をフォローするので手一杯です。毎年、視覚障害のある学生のガイドヘルプをしている学生や、車椅子移動の介助をしている学生に集まってもらって、段差や溝など、キャンパス内で改修が必要な場所を調べてもらって対応している状態です。



ファシリテーター：国立大学の場合は、施設設備補助金という仕組みがあって、障害のある学生への合理的配慮についても考慮された仕組みなので、一度調べてみるというでしょう。

Bさん：うちの大学は、新キャンパスに移転することになって、今、設計について検討の最中です。バリアフリー法や県のまちづくり条例にのっとったユニバーサルデザインになるという話なのですが、検討会に呼ばれて出席してみたら、それだけでは障害のある学生にとってアクセシビリティとは言えないところが結構あるんですよね。せっかくの機会なので要望書を作って積極的に参加しようということになって、今、障害のある学生や支援学生向けに、施設や設備に関するアンケートを作っているところです。





いかがでしたでしょうか。大学等においても、継続的に障害のある学生を受け入れていくことを考慮した事前的改善措置を行なうことは、今後ますます重要になっていくでしょう。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は次のように述べています。

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行なわれる事前的改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については、個別の場面において、個々の障害者に対して行なわれる合理的配慮を的確に行なうための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

参考情報

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>
- ・ 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- ・ 合理的配慮ハンドブック「教育におけるユニバーサルデザイン」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/04.html
- ・ 障害のある学生の災害時を考えるワークショップの実践(京都大学)
<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/244071>

第 19 回 学外機関との連携、社会資源の活用

令和 2 年 2 月 26 日公開

障害のある学生への支援や合理的配慮の提供は大学等が実施すべきものではありませんが、現実問題としては、学内の資源で提供できるものは限られています。そのため、必要に応じて学外機関との連携や、社会資源を活用することが重要となります。今回のコラムでは、どのような場面でどのような連携、活用ができるかについて、ワークショップ形式で、具体事例を通して考えます。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・ 通学支援（公共交通機関の利用、通学路の安全確保）
- ・ 生活介助（自治体の福祉サービス、医療機関等との連携）
- ・ 点訳、手話通訳、要約筆記等の支援団体との連携

参加者紹介



国立大学 A さん



私立大学 B さん



私立大学 C さん

【社会資源の活用】

大学間連携を含む関係機関との連携

①地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有（他大学等への支援者や支援補助学生の派遣、ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ、講義の映像の蓄積・共有、これらの教材等の利用方法の研修、一般教養科目における単位互換の活用等）、支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築等、支援の量的・質的拡大に資する活動の促進が望まれる。

②障害のある学生から生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等）、寮生活等）を要する相談がある場合には、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供について検討することが望まれる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

通学支援（公共交通機関の利用、通学路の安全確保）



ファシリテーター：では、まず通学支援について考えましょう。ある大学で、車椅子を利用している学生が、大学の最寄駅からキャンパスまでスクールバスを利用したいと申し出てきました。この大学では、バスの運行を委託しているバス会社の決まりで車椅子用のスロープの設置は運転手が行なわなくてはならないとされていたんですね。運転手がスロープを設置して車椅子の乗降を行なうには、バスを駐車しなければなりません。ところ

が、乗車場所になっている駅前ロータリーは、駐車禁止だったんですね。それを理由として、この大学は配慮を提供しませんでした。結局、この学生は、保護者が運転する自家用車で通学することにしたそうですが、この事例、ほかに対応方法はなかったでしょうか。

Bさん:その学生がバスを利用する時間帯に、スロープ設置のための大学職員などの支援者がバスに同乗しておくことはできなかったのでしょうか。



Cさん:毎日、その学生の履修に合わせて支援者を確保するのは、学校の規模によってはかなり難しいんじゃないかな。それに、スロープの設置者を運転手としているのは会社の規約だろうから、ほかの人間が設置してもいいのかという問題もあるよね。

Aさん:バス停を移動させることはできなかったんですかね。駅前ロータリーが駐車禁止でも、そこから少し離れたところで、駐車しておける場所を探すとか、警察署に相談してみたらよかったんじゃないかな。



ファシリテーター:確かに、駅前ロータリーという公共の場所を利用する話なので、大学だけで解決しようとするのは難しいですね。Aさんがおっしゃるように、警察署に相談してみたら解決策が見つかったらと思います。例えば、この学生は車椅子利用者ということですから、おそらく身体障害者手帳を持っているでしょう。各警察署は、身体障害者等に対して「駐車禁止等除外標章」というものを交付していて、これを駐車中の車両の前面窓ガラスの見やすい箇所に提示しておけば、駐車禁止の除外対象になります。警察署に相談していたら、このケースがその対象になるかどうかも含めて、何らかの解決策が見つかったかもしれませんね。

Cさん:うちの大学ではないんですが、やはりスクールバスに関する話で、車椅子でのバスの乗降を介助してほしいという申し出があったけれど、事故が起きた場合の責任がとれないから断ったという話を聞いたことがあります。これはどうなのでしょう。



ファシリテーター:合理的配慮の提供が義務となった以上、バスの乗降だけでなく、学内移動等、事故が起きる可能性のある場面はたくさんありますから、責任がとれないから配慮を提供しないとは言ってられないですね。配慮を提供せずに事故が起きたとしても、責任は追求されることになるでしょう。これは、平成元年、差別解消法ができ

る前ですが、中学校で同級生による車椅子介助によって起きた事故について、中学校を設置する自治体の損害賠償責任が認められた判例があります。腎臓機能障害で人工透析によって骨が弱っている生徒が、同級生の押した車椅子から転落して骨折したケースなのですが、判決によると、「中学校長は障害を持った生徒を受け入れる場合、その病状等について小学校や両親、本人から事情を聴取するのみでなく必要に応じて医者からの診断書あるいは医者からの事情聴取をするべきであり、併せてこの生徒の取扱いについて助言を受ける方策を講じなかったのであり、この点に過失がある」としています。このケースがそのまま障害学生支援にも当てはまるかどうかはわかりませんが、障害のある学生を受け入れる以上、大学等は、合理的配慮の提供において、個々の学生への支援の仕方を正しく把握しておかなければならないといえるでしょう。

生活介助（自治体の福祉サービス、医療機関等との連携）



ファシリテーター：では次に、生活介助について考えましょう。ある大学で、トイレ介助に関する支援の申し出があったけれど、人的支援は難しいので、保護者にやってもらうということで、大学は施設改修だけを行なったという事例があります。みなさんの大学では、こうした申し出について、どう対応されていますか。

Aさん：うちの大学で、普段は自治体の福祉サービスを利用している学生なんですけど、夏休みに学外実習に行くことになって、夏休みは自治体サービスの対象外なので、大学で支援してもらえないかという申し出があった事例があります。この時は、夏休み期間でも大学が定めた資格取得のための実習なので支援してもらえないかと、学生本人から自治体に相談してもらって、サービスは受けられることになったんですが、月に何時間と決まっているので、実習全部はカバーできなかったんですね。そこで、足りない分については大学が負担することにして、委託契約をしている事業所からヘルパーを派遣してもらいました。



Bさん：なるほど、大学が全てをやるんじゃなくて、自治体のサービスも利用しながら、という方法があるんですね。

ファシリテーター：自治体のサービスには、障害の程度などを勘案して支給が決定される「障害福祉サービス」と、自治体の裁量で柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2種類があります。この「地域生活支援事業」を活用することで、大学等だけではできない支援を学生が受けられるようになるケースも少なくありません。自治体の相談支援専門員とうまく連携して、学生とこうしたサービスを結びつける支援を行なうことも、大学等の支援担当部署の重要な役割です。平成30年度から始まった「重度



訪問介護利用者の大学等の修学支援事業」についても知っておいたほうがいいでしょう。また、地域との連携という意味では、医療機関との連携も重要です。学生の主治医から学生の障害の状況や対処方法を聴取することはもちろんですが、発達障害や精神障害のある学生への対応について相談できる医師やカウンセラーが学内だけでは確保できない場合には、地域の医療機関と連携して相談先を確保しておくことも必要でしょう。また、発作等の緊急時に受け入れてくれる医療機関も確保しておきたいですね。

点訳、手話通訳、要約筆記等の支援団体との連携



ファシリテーター：では、次に点訳、手話通訳、要約筆記などの情報保障について考えます。ノートテイクやパソコンテイクについては、支援学生を養成している学校も少なくないと思いますが、点訳や手話通訳については、苦勞されている学校が多いとも聞きます。皆さんの大学ではいかがですか。

Cさん：うちの大学で、初めて全盲の学生が受験することになりまして、入試問題を点訳することになって点訳業者を探したんですが、費用の点でかなり難しくて、どうするか、今ちょうど検討しているところです。



ファシリテーター：点訳業者もいろいろで、かなり高額を要求されるケースもあるようです。入試問題や定期試験問題の点訳については、全国高等学校長協会がやっている入試点訳事業部というところがあります。実績もあり、多くの大学等がお願いしているので、こちらに相談してみるといいと思いますよ。

Bさん：うちでは、難聴の学生から、グループワークに手話通訳をつけてほしいという申し出があるのですが、ゼミのグループワークともなると、かなり専門用語も飛び交うものですから、普通の手話通訳者では対応できないことが多くて困っています。要約筆記についても、学年が上がるごとに難しくなっていて、院生ともなると学会参加の時の情報保障をどうするのが、課題になっています。



ファシリテーター：それは、多くの大学等で課題になっていることですね。要約筆記については、その学科を専攻した先輩学生や卒業生にお願いして、支援チームを作って対応しているといった話を聞きますが、それでもなかなか人数を揃えるのが難しいようです。地域には手話通訳や要約筆記を派遣している支援団体がありますから、そういうところとうまく連携して、支援者を確保できるようにしていくことが必要になりますね。支援団体に

所属する手話通訳者に、事前に教材などを渡して勉強してもらい、専門用語に対応できる手話通訳者のネットワークを構築中という大学の話の聞いたことがあります。また、近年は、国際会議などにも対応できる、学術手話通訳を育てようという動きも出てきているようです。こうした流れに、大学等の側からも協力できることはありそうですし、人材育成と障害学生支援がうまくつながっていくといいですね。



いかがでしたでしょうか。今回は、学内だけでは担保できない支援について、学外機関や社会資源をどう活用していくかについて考えました。みなさんの地域にも様々な福祉サービスや支援団体があります。学生のニーズが、大学等が提供できる配慮、支援だけではカバーできない時に、こうした学外機関や社会資源と学生をつなぐ橋渡し役になること、あるいはコーディネーターになることも、障害学生支援部署に求められている役割の一つです。本コラムが、地域の様々な機関やサービスについて調べたり、今後のための連携の取組のきっかけになれば幸いです。

参考情報

- ・平成 29 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書 2 国内調査 (内閣府)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h2_02.html
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査-保育・教育-(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28houritsu/index-w.html>
- ・障害福祉サービスについて (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/service/naiyou.html
- ・地域生活支援事業について (厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/chiiki/gaiyo.html>
- ・全国高等学校長協会入試点訳事業部
<https://www.braille-exam.org/index.html>
- ・2019 年度「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」
<https://fields.canpan.info/report/detail/23206>

第 20 回 障害のある留学生、障害のある学生の海外留学

令和 2 年 3 月 18 日公開

海外から障害のある留学生を受け入れる場合、障害に対する配慮等に加えて、言語や文化の違いも相談・支援の方法や内容などに影響がある場合があるでしょう。また、大学等における障害学生支援の状況は国によっても異なるため、対象となる学生像も多様であり、画一的な方法論では対応が難しい場合もあります。また、学内に在籍する障害のある学生が海外留学する場合、留学先である海外の大学等との連携など、どのような準備や具体的な支援が可能になるのかについて、現状では課題は少なくないでしょう。今回のコラムでは、障害のある留学生への支援や障害のある学生の海外留学について、支援担当部署が果たすべき役割を考えるとともに、支援のスタンスや学内外の連携の在り方を考える機会にしたいと思います。

検討課題

- ・ 障害のある留学生への支援
- ・ 障害のある学生の海外留学

参加者紹介



国立の中規模大学 A さん



私立の大規模大学 B さん



私立の小規模大学 C さん

障害のある留学生への支援



講師：大学等における障害のある学生への支援について、その必要性についての認識は随分広まってきたかと思います。このような中で留学生に関するトピックスも少しずつ聞かれるようになりましたね。

Aさん：本学では、数年前にはじめて障害のある留学生を受け入れることになりました。その時は、車椅子を利用している方で、基本的には大学生活のほ



とんどもご自身で対応可能な方だったのですが、課題になったのは住居のことでした。留学生用の宿舎にはバリアフリー対応の部屋がなく、大学の近隣で下宿を探すことになったのですが、車椅子を利用していただけで、学生、且つ留学生であるということで、なかなか下宿先が決まりませんでした。最終的には、大学生協や留学生部署、そして地域の不動産屋も一緒になって下宿先が決まったということがありました。



講師：なるほど。確かに下宿探しは簡単にいかないこともあるでしょうね。本学でも同様のケースを経験したことがありますが、留学生の場合、長期的に部屋を借りずに短期間で母国に帰ってしまう場合もあるので、その点でも下宿先を見つけにくいということがありますね。留学生に限ったことではありませんが、大学等の寮や宿舎にはバリアフリールームなども用意されているといいですね。ちなみに、授業等では特に対応の必要はなかったのですか？

Aさん：そうですね。受講する授業の教室を変更したり、専用の昇降機を用意することはありませんでしたが、この点については留学生だからという理由で困ることはありませんでした。同様のニーズがある日本人の学生と同じ対応で十分だったと思います。一方、留学生を対象としたイベントや行事のようなものでは少し対応が必要でしたが、このあたりは留学生部署や留学生のコミュニティをうまく活用していましたね。



Bさん：本学では、多くの留学生を受け入れています。これまでは障害のある留学生はいませんでした。ただ、今度、交換留学の協定校から「限局性学習症（SLD）の学生が留学したいと言っている。対応は可能か。」という連絡がありました。実は本学では、日本人でも限局性学習症（SLD）の学生に対応した経験がなく、どのように対応すればいいか悩んでいます。

講師：確かに日本の現状では、限局性学習症（SLD）の学生はそれほど多くないとされており、発達障害のなかでは自閉スペクトラム症（ASD）の割合が高いというのが現状です。ただ、欧米では必ずしも日本と同じではなく、限局性学習症（SLD）や注意欠如・多動症（ADHD）の割合のほうが高くなっています。これには様々な要因が考えられますが、まずはこの事実を知っておく必要があるでしょう。また、このような状況があるため、日本の多くの大学等においては限局性学習症（SLD）の学生に対する支援について、まだ十分なノウハウが無いという状況だと思います。一方、欧米の大学では限局性学習症（SLD）の学生に対し



でも支援が行なわれているので、留学生としてこのような学生が日本にやってくるというのも当然の流れだと思います。



Bさん:なるほど。確かに、その留学生の母校からは、ある意味で淡々と支援を求めてくるような連絡が届いており、根拠資料や具体的な支援の記録なども提供されました。言語や文化の違いだけでなく、障害学生支援の状況についても国によって違いがあるということですね。ただ、正直なところ、そのようなニーズに十分に応えられるか不安もあります。

Cさん:本学には留学生対象の語学コースがありますが、このコースで聴覚障害のある留学生を受け入れたことがあります。確かに大変なこともありました。留学生自身が明確な支援のニーズを持っていたので、とにかく1つずつ一緒に課題解決をしていったという印象です。ただ、そうは言っても外国語ネイティブの学生に対する情報保障支援は難しかったですね。最終的には、大学全体で語学が堪能な日本人の学生を探してサポーターになってもらいました。



講師:支援に関しても文化的な違いはあると思いますが、大学等において合理的配慮を提供するというスタンス・責任には違いはないと思います。言語的なハードルもあるかと思いますが、留学生部署などとも連携して、留学生や授業担当教員など対話を繰り返していく。このような対話をきっかけに可能な範囲から支援を進めていくということが

大切だと思います。

Aさん:やはり、留学生であっても合理的配慮を提供する対象になるということなのですね。



【対象とする学生】

(検討対象とする「学生」の範囲)我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む(第一次まとめと同じ取扱い)

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



講師:はい、そうなると思います。短期間なのか長期間なのか、又は私費留学なのか国費留学なのかなど、様々な状況があると思いますが、その教育機関が主体的に(責任の範囲で)留学生を受け入れている場合は、障害のある

留学生への合理的配慮の提供はその機関の役割になると思います。ただ、周辺的な課題については、どの程度大学等で対応できるか調整が必要になることがあるでしょう。例えば、投薬等の治療で医療機関の受診が必要になるような場合やメンタルヘルスの課題があるような場合は、母国で受けている治療やケアが日本でそのまま受けられるとは限りません。このようなニーズがある場合

は、事前に十分連絡をとる必要があると思いますが、障害学生支援の部署では言語的・文化的な要素への配慮が行き届かない場合もあると思います。場合によっては、留学に関する部署や受入学部等とも連携して、受入体制を整えていくことが必要になるでしょう。

障害のある学生の海外留学



Bさん:私の大学では、障害のある学生の海外留学が課題になることがありました。車椅子を利用している学生が留学する場合は、比較的スムーズに話が進んだのですが、メンタルヘルスの課題がある学生の留学にあたっては、学生の所属学部とも少し調整が必要でした。学部としては、メンタルヘルス上のリスクがあり、受け入れ先の大学との関係性を気にされていたという例です。

Cさん:本学でも同じようなケースがありました。その時は、大学から30名くらいの学生と一緒に短期間の語学留学プログラムに行くことになっていたのですが、対人関係上の課題を抱えている学生がいました。最終的には本人や主治医とも相談して、休養の取り方に気をつけたり、本来複数人で寝泊まりする予定だったのを1人部屋にするなどの工夫をして、プログラムに参加したということがありましたね。



講師:もちろん、教育機関として学生の安全面を考えるとというのは当然のことではありますが、あまりにそれが過剰になってしまうと、障害のある学生の留学に制限がかかってしまうということがあるかもしれませんし、それは避けないといけないですね。当然ながら、本人とも十分対話して、事前に可能な準備、そして現地での対策などを検討していく必要があると思います。そして、必要に応じて留学先の教育機関等とも連携を図ることが大切です。

Aさん:そのように連携を図ろうとしても、留学先の大学等から断られてしまうということは無いのでしょうか。



講師:状況によっては、そういう展開もあり得るかもしれません。ただ、その時にはこちら側からも丁寧に学生のニーズや支援の考え方、そして具体的な対応策を伝えて、先方の大学等にも理解してもらえるように促す必要があると思います。あくまで、他の学生と同じ権利を障害のある学生にも保障するために、大学等としては必要な対応を講じていくことが大切だと思います。

Aさん:具体的にはどのような準備があるといいでしょうか。





講師:海外への留学については、多くの学生がそうであるように言語や文化などを理解するための事前準備は必要になると思います。そして、それに加えて必要な支援についても十分に整理しておくことが大切になるでしょう。これは特に留学の準備に限ったことではなく、日々の支援について適切な考え方や具体的な方法を用いて対応する、そして、そのような状況を丁寧に記録しておくということが一番だと思います。

Bさん:私の大学では、留学というのが一つのアピールポイントでもあります。また、留学生が多いということも大学としての価値だと思っています。大学としての強みが、障害の有無によって制約されてしまわないように連携体制や具体的な支援を検討したいと思います。



いかがでしたでしょうか。障害のある留学生の受入と障害のある学生が海外留学する場合には、支援部署として関わり方の違いは生じると思いますが、根本的な考え方が変わるわけではないと思います。ただ、当然ながら文化的な違いや社会状況の違いが前提となるため、必ずしもこちら側の価値観や考え方だけで対応することは避けるべきでしょう。例えば、日本の現状ではあまり生じていないニーズであったとしても、それが支援を提供できないという理由にはなりません。合理的配慮の考え方や判断の構成要素をふまえて、個別具体的な対応が必要になるでしょう。言語の壁がある場合もあり、このようなやりとりが難しい場合もあると思いますが、やはり早い段階から丁寧な対話を繰り返すということに尽きると思います。一方で、このような理解や意識を学内で共有できるように、研修等を通じて伝えていくことも重要です。また、留学関係の部署や学部等との連携もより重要な基盤になると思います。具体的なケースが生じなければ検討が難しいということがあるかもしれませんが、事前に部署間の連携についても考え方を整理しておくことで対応がスムーズになるでしょう。

参考情報

- ・全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN)
<https://ahead-japan.org>

AHEAD JAPAN の全国大会では、第4回大会(2018年)及び第5回大会(2019年)の分科会プログラムにおいて、障害のある留学生の受入や障害学生の海外留学を取り上げています。

紛争の防止・解決のために (今後の課題)

「障害者差別解消法」施行から4年、合理的配慮の提供については事業者も法的義務とすべきとの有識者会議の提言もあり、改正の方向に進んでいます。大学等においても、不服申し立て等の件数増加に伴い、より一層の取組が必要とされています。支援現場における今後の課題について解説します。

- 第21回 人材の確保と育成
- 第22回 学生の多様なニーズと配慮
- 第23回 合理的配慮のモニタリングと調整(1)
- 第24回 合理的配慮のモニタリングと調整(2)
- 第25回 合理的配慮のモニタリングと調整(3)
- 第26回 建設的対話とは(参考対話集)
- 第27回 紛争の防止と解決

第21回 人材の確保と育成

令和2年9月30日公開

第21回は、障害学生支援の体制整備に欠かせない人材を、どのように確保すればよいのかについて考えます。このテーマについてはワークショップ形式で検討します。参加者は大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・ 支援の立ち上げ期に必要な人材確保
- ・ 支援担当部署の人材養成
- ・ 人材確保に関わる大学間連携とは

参加者紹介



国立大学教員
Aさん



私立大学
コーディネーター
Bさん



私立大学職員
Cさん

【人材の養成・配置】

組織的な支援を適切に行なうためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行なうカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材(以下、「支援人材」という。)の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す。

- ①大学等において支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする。
- ②支援人材の更なる専門性の向上やキャリアパスの構築を推進する。特に、継続的な関わりが重要となる障害のある学生への支援の性質に鑑み、支援人材が長期的に支援を担うための身分的位置づけを確保する。
- ③支援人材が業務を円滑に遂行できるよう、サポート体制の整備や相談できる仕組みを構築する。
- ④支援人材の養成・研修等と、そのためのノウハウの蓄積・共有を推進する。なお、これらのことについては、支援補助学生にも同様の措置を進めることが有効である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

支援の立ち上げ期に必要な人材確保



ファシリテーター:障害のある学生への支援体制を整えるため、支援室などの部署を新設したり、障害学生支援の専任担当者を新たに採用する際、どのような人材をその担当にするかは大きな課題です。Cさんの大学の様子を紹介していただきます。

Cさん:本学では、学生課の職員が兼任で支援業務にあたってきたのですが、体制を見直すことになり、専門職員をおくことになりました。初めは、長く兼任で担当してきた私がコーディネーターを担うという話だったのですが、これから新しい体制を育てていくためにも専門性のある人材を新たに入れたほうが良いと訴えて、事務職員の私とは別にコーディネーターを採用する方向で進めています。ただ、どんな資格や条件で採用すればいいのか、初めてのことで手探り状態です。ある研修で目にした資料を見たら、「コーディネーターに求められる能力」が非常に多岐に渡っていて、大変な専門性を求められる仕事だと改めて理解しました。ですが、上層部からはパートタイム職員としての雇用を提案されていて、どうすべきか悩んでいます。



Bさん:私は本学の支援室ができた時にコーディネーターとして採用されました。募集では、臨床心理士か精神保健福祉士の資格、パソコンを使った基本的な事務作業、対人支援の経験などが条件に挙げられていて、以前は障害者施設に勤めていて学生支援の分野は初めてだったのですが、資格や経験が活かせると思って応募しました。当時は発達障害のある学生への対応が多かったのですが、最近は様々な学生への支援が必要になってきたので、今後はもう1人、身体障害のある学生の対応を中心に担えるコーディネーターを採用する予定です。



ファシリテーター:Cさんが言われるように、障害学生支援という分野で求められる力は実に幅広く、例えば大学という組織を理解して調整・連携する力、課題を捉え解決方法を提案する力、各障害やその支援方法についての知識や理解、大学生活全体を見通した学生への働きかけ、など様々です。社会福祉や心理臨床など、他の領域の専門性が活かされる面もちろんありますが、初めから1人の人材にすべてを期待し任せることは現実的ではありません。

Bさんの場合は、当時の大学の状況として発達障害学生支援が重点課題であったことを踏まえた人材確保だったと言えるでしょう。今回の場合は、Cさんご自身が学内調整や組織理解に長けてい

るので、例えば新たに採用される方には、学生への対応や支援方法の検討などを中心に担っていただくという視点で、検討されてはでしょうか。

Cさん:なるほど。事務職員とコーディネーターが協働することを前提に、まず今、必要な専門性について考えてみるということですね。そうすると、資格はもちろんですが、チームで働く力や、学生に寄り添う姿勢なども大切になりそうです。ですが、障害学生支援の経験がない方を採用した場合、その後どうやってフォローアップしていけばいいのでしょうか。



Bさん:今は様々な機関が障害学生支援に関する研修やシンポジウム、講演会などを開催しているので、採用されてから視野を広げ、知識を増やしていく道が開かれています。私も初任の時から学外の研修に参加させてもらい、地域福祉とは違う学生支援の視点や専門性を学ばせてもらいました。

Aさん:国立大学では支援担当教員の配置が進んできましたが、Cさんの大学のように雇用形態が難しい問題となる場合もあるのです。ですが、障害者差別解消法の見直しで、事業者、つまり私立大学も合理的配慮の提供が義務となる方向で検討されているようです。今後はBさんの大学のように、支援を担当する人材の確保、拡充を重視する大学が増えていくのではないのでしょうか。



ファシリテーター:継続して業務に従事しながら、経験や研修を通じて専門性を高め、その蓄積が障害学生支援の質の向上につながれば、それは大学にとっての財産になります。担当者の任期などの問題で、せっかく培った専門性や支援体制を手放すことにならないよう、大学には、支援担当者の安定した雇用形態を模索してほしいと思います。

支援担当部署の人材確保と養成



Aさん:本学では支援室に専任教員をおいていますが、最近は障害のある学生が多様化し、教員の負担も増えてきました。もちろん研修に参加したり他大学との情報交換に努めていますが、この先支援ニーズが増えていくことを考えると、どのような体制を組むのがよいのかと悩んでいるところです。

Cさん:私立大学でも、社会福祉学部や特別支援学校の教員養成課程などがあって、障害や支援の専門の先生がいるところはよいですが、本学はそうではないので、



学内に専門家いません。コーディネーターを採用しても、多様な学生に対応する体制を維持できるのか、不安です。



Bさん:本学で初めて生活介助を必要とする身体障害の学生を受入れた時は、学外の専門機関に相談をしてかなり助けていただきました。初めは、自校の学生の問題を学外機関に相談することについて、躊躇する声もあったのですが、受入れ経験のある他大学を紹介してもらって話を伺ったり、地域のリソースや制度について情報提供していただいたりして、なんとか初動の体制を組むことができました。今も、FD/SD 研修の講師をお願いするなど、学内の専門家不在を補う貴重な存在として、力をお借りしています。

Aさん:確かに、障害学生支援の研修会で個別相談の機会があった時、専門知識のある方から具体的なアドバイスをもらえるのは心強いと思いました。あのような機会を積極的に利用していくという考え方は大切かもしれません。また、少し違う話かもしれませんが、障害のある学生の就職活動のサポートをした時に、障害者専門の就職情報サイトがあることを知り、活用させてもらいました。大学生活や修学を支援するために活用できるリソースが、学外にはいろいろあるということに改めて気づいた経験でした。



ファシリテーター:学内で支援体制を充実させていく努力は欠かせませんが、学外に情報を求めていく姿勢も同じように重要ではないでしょうか。大学間でも、障害学生支援に関する連絡協議会が、各地域、又は全国規模でも運営されていて、中には大学からの個別相談を受け付けているところもあります。そうしたネットワークには、支援のノウハウや事例、法律や制度についての資料や情報、また支援に関する考え方(スタンダード)などが蓄積されていきます。Aさんが言われるように、それらをうまく活用していくことが、支援充実のための鍵になりそうです。就職関係や医療など、他の社会資源についても同様でしょう。

Cさん:本学はこれから体制整備をするところで、学内の意識もまだ高まっていない状況なので、学外機関との連携に消極的な雰囲気があります。



Bさん:急に組織的な関わりを持つのは難しいかもしれませんが、まずは他大学の担当者と交流するところから始めてはどうでしょうか。私の地域では、年に数回、障害学生支援担当者同士の情報交換の場が設けられているので、その場でお知り合いになった方と、その後もメールでちょっとした相談や情報交換ができています。そうしたコミュニティに加わるだけでも人脈ができて視野が広がり、学内に持ち帰れるものがたくさんあると思います。

ファシリテーター:今は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行の影響で、実際に集まって交流することが難しい状況ですが、だからこそ、メールやウェブサイトで得られる情報やオンラインで学外とつながれる機会を大事にして、積極的に外に情報や出会いを求めていくことが大切です。



支援者の確保と大学・機関間連携



ファシリテーター:大学間ネットワークの話題が出ましたが、他大学とのつながりは、支援担当教職員だけでなく、実際の支援を担当する人材の確保や育成にも有効なのではないでしょうか。

Cさん:本学は学生数が少ないため、学内で募集をかけて一定数のノートテイクを養成するのは、簡単ではなさそうです。人材豊富な他大学からノートテイクの派遣をしてもらえるしくみがあったらいいのですが。



Aさん:支援学生のシェアについては、実は以前、お隣の大学と試みたことがあったんですが、時間割の時間設定が違う、謝金基準が違うといった問題を始めとして、現地で支援する場合の交通費の保障や移動時の保険、遠隔支援の場合は授業資料のやり取りや通信不通時のバックアップ体制を整える必要がある、など調整すべきことが山ほどあったんです。支援学生がたくさんいても、大学を超えてコーディネートできる担当者や体制がなければ運用は難しく、もう少し長期的な視点で取り組む問題だと実感しました。そんなわけで、組織的な支援学生のシェアはまだできていないのですが、隣の大学とはそれをきっかけに養成講座を共同開催するようになり、現在も続いています。一方の大学が支援者不足で体力がない時も、隣の大学の上級生テイクが指導に来てくれたり支援上の悩みを聞いてくれたりして、支援コミュニティの維持には大いに役立っています。

Bさん:本学も、別の大学から依頼を受けて、支援学生が交流を兼ねて講習会のお手伝いをしたことがありました。とてもいい機会でしたが、支援学生の状況は年によって波があって、安定して人材を確保できるか不安は尽きません。他大学をサポートするほど余裕がない時もあります。ノートテイクの指導を大学の正規授業の中で行なっているところがあるようですが、それなら支援活動が根つきそうで、うらやましいと思いました。





ファシリテーター:障害に関する知識やサポート方法、あるいは手話や手話通訳技術の指導を授業で扱う例もあります。ただ、授業であっても履修者の変動はあり、支援者コミュニティを維持する努力が必要なものに変わりはないかもしれません。とはいえ、障害についての基本的な知識を持つ学生が増えれば、仮にノートテイク者にならなくても、学内でふとした時に声を掛けたり手を貸したりできる、社会に出てからも障害者支援の視点を持って働ける、そんな広い意味での人材養成につながっていくと言えるでしょう。

Cさん:支援を担う人材は、やはり学内の学生が中心ということなのでしょうか。



Bさん:本学ではなく、別の大学の例ですが、カリキュラムが詰まっていたりして学生が空き時間に支援活動することが難しいので、パソコンノートテイクを学外の団体に依頼しているケースがありました。もちろん費用は発生しますが、必要な予算をとって支援の人材を確保するという選択肢もあるのだなと思いました。



Aさん:大学行事の時に、地域の派遣センターに手話通訳を依頼したことがありますが、授業の支援で学外の人材を頼るのは難しい印象があります。人材確保が比較的しやすい地域でも、授業の支援を学外の人材に担当してもらうのはハードルが高いのではないのでしょうか。



ファシリテーター:授業での情報保障支援は定期的、継続的に必要になりますし、通訳する情報自体が学術的な内容になるので、地域生活の支援を中心とする派遣センター等では対応が難しいと言われることもあるでしょう。仮に支援者の派遣が可能であったとしても、大学の授業や研究発表の情報保障を担っていただき、その質を担保するためには、事前資料の提供や事前打合せ、研修等が必要で、派遣センターと大学とでこまめな情報交換を行なうなど、長期的で細やかなコーディネートが欠かせません。学外に人材を求める場合も、支援の主体はあくまで大学です。時間をかけて学外機関と協力関係を築くことが必要で、それを担うことができる支援担当者の存在が、やはり重要になるでしょう。



いかがでしたでしょうか。障害学生支援に欠かせない人材の確保や養成は、多くの大学等にとって継続的な課題だと思われます。どのような人材を求めればいいのか、その雇用形態をどのように考えるか、また学内の人材だけでは対応が難しい場合

に活用できる学外資源とは、といった視点で検討してきました。本コラムが、各大学等での人材の確保、養成の一助となれば幸いです。

参考情報

- ・ PHED 障害学生支援スタンダード
<https://phed.jp/about/standard.html>
- ・ 聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務
http://www.pepnet-j.org/web/file/tipsheet/2018/22_tsuchihashi.pdf
- ・ 支援に関わる人材を確保し適切に配置する(「一歩進んだ聴覚障害学生支援」)
<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=157&tmid=261>
- ・ 手話サポーター養成プロジェクト室(日本財団と群馬大学の取組)
<https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/index.html>
- ・ アクセシビリティリーダー育成協議会
<https://al-pc.jp/web/>
- ・ 手話通訳ニーズに応えるためのコーディネート体制のあり方(第15回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム報告書)
https://tsukuba-tech.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1807&item_no=1&page_id=13&block_id=21
- ・ AHEAD JAPAN
<https://ahead-japan.org/>
- ・ PEPNet-Japan
<http://www.pepnet-j.org/>
- ・ 日本学生支援機構(JASSO)障害学生支援イベント情報(各種研修)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

第 22 回 学生の多様なニーズと配慮

令和 3 年 1 月 13 日公開

第 22 回は、診断名だけでは見えない学生の多様なニーズと配慮について、様々なケースを取り上げながら考えます。このテーマでは、私からの問題提起をもとに、障害学生支援の実務担当者が意見交換するワークショップ形式で検討します。参加者は、大学等の支援担当者です。

検討課題

- ・診断名だけでは見えない学生の多様なニーズ
- ・配慮の対象

参加者紹介



W 大学(通学制)
障害学生支援担当
A さん



X 大学(通学制)
障害学生支援担当
B さん



Y 大学(通学制)
障害学生支援担当
C さん



Z 大学(通学制)
障害学生支援担当
D さん

診断名だけでは見えない学生の多様なニーズ



ファシリテーター: これまでのワークショップでは、主に医学的な診断に基づいて学生の機能障害を考えてきました。ですが、実際に大学等の教職員が関わる学生にはより多様なニーズがあると思います。ここでは、診断名だけでは見えない学生のニーズについて、みなさんの経験や意見をお聞きしたいと思います。また、ここで扱うテーマは、全国的にコンセンサスが得られているものではまだありません。意見交換をしながら、どのように対応すればいいか考える機会にしましょう。

Aさん: 診断名だけでは見えないニーズということで、精神障害のある学生への対応について、これで良かったのか皆さんにお聞きしたいです。



双極性障害の診断のある学生が合理的配慮の申し出をしてきたのですが、学期の途中で授業への出席に関して配慮してほしい、という希望がありました。実際にこの学生は障害の性質上、1日の中でも週によっても障害の状態がかなり変動する傾向があるので、特に問題なく出席できている時もあれば、急に動けなくなってしまい家から出られなくなることもありました。実は学期のはじめは、とても調子が良くて、主治医からも通学可能だと言われていて、「この調子なら問題なく授業に出られそうです」と本人は言っていました。でも、授業がはじまり、学期の中頃になると少しずつ動けなくなってきてしまいました。この時には、「原則的に配慮申請は学期はじめに行なうことと決まっているので、途中からの配慮申請や変更は認められない」という決定をして、学生に伝えました。ですが、その後、学生は大学に全く来られなくなり、今は退学するかどうかを考えている、という状況です。このような学生と関わるのは初めてだったので、みなさんであればどのように対応するのか、ぜひ聞いてみたいです。



Bさん: 学期の途中で調子が悪くなるっていうのは、別に、障害のある学生に限ったことではないように思います。双極性障害とは言っても、主治医からは通学の許可も出ていますし、出席について配慮しなかったのは、いい対応ではないでしょうか。なかなか、配慮を断るという決断をするのも難しいことだとは思っているので、よく決断された! と思って聞いていました。通学制の大学だと、そもそも大学に通うことが前提なので、出席に関する配慮って、**教育の本質**を曲げた配慮なんだと思います。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

Cさん: 私たちの大学は通信制大学なのですが、似たような学生がいました。発達障害の傾向のある学生で、その時は授業に全く来られないっていうわけではなくて、「グループワーク」が精神的負担になって、スクーリングに出席することが難しい状況でした。特に英語の授業はネイティブの先生が積極的にグループワークをすることが、アクティブ・ラーニングを押し進めている、うちの大学のウリでもあって…。でも、発達障害でコミュニケーションが苦手というのは障害の診断名を考えても納得できたので、この時には「グループワーク」の出席を個別課題に代替する配慮をしました。結果的に、その学生は問題なく課題をこなせたのですが、後で他の学生から色々言われまして……。





Bさん:え!?グループワークが教育の本質なんだったら、それを曲げちゃダメですよ。これまで、そうやって研修でも聞いてきましたよ。いくら障害があるからと言っても、やるべきことはちゃんとやらないといけませんよ。個別課題に代替しても、それだとグループワークと同じ評価とは言えないと思いますし……。あと、発達障害の傾向って、発達障害にも自閉スペクトラム症(ASD)や注意欠如・多動症(ADHD)など色々ありますよね。傾向だけで配慮していいんですか?

Aさん:Bさんの気持ちもよく分かります。でも、障害に関する診断書が出ていると、何も対応しないわけにもいかないように感じるんです。根拠資料としても使えますし、合理的配慮の申し出があるのに代替案もなく、断るだけで本当に適切なかどうか迷っています。現に、日本学生支援機構さんの実態調査でも「出席に関する配慮」って結構な割合で他の学校でも行なわれていると聞きました。



Bさん:うーん、それはそうなんですけど……。出席について配慮しちゃうと、それって、うちの場合、もう通学制じゃなくなりますし……。

Dさん:ここまで、みなさんの話を聞きながら、思ったことがあります。診断書を根拠に合理的配慮を検討しているんですけど、やっぱり診断名だけじゃ分からないニーズってあるんだと思っています。あとは、特に精神障害のある学生だと症状が時期によって変わることも多いので、診断だけだと分からないことも多くって……。私の大学だと、診断書とは別に精神症状に関する心理検査を行ったり、必要に応じて、学期の途中に主治医に意見書を求めたりして、なるべく症状の変化をつかみながら、学期の途中でも配慮内容を調整しています。出席に関する配慮は、授業によっても異なることが多いので、直接、一人ひとりの授業担当教員と話をし、どこまでだったら対応できるのか相談の上、対応しています。なかなか難しいですけど……。



あと、通信制や通学制の話題も出ていますが、今、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行ってから、オンライン授業も通学制の大学で非常に増えていますよね。ますます、「出席」ってなんだろうって思うようになっていきます。



ファシリテーター:いろいろな話題が出ましたね。私もなかなか答えが見つけれないテーマですが、今までの話の論点をまとめると下記の内容になるのかと思います。

(1) 診断名だけでは見えない学生のニーズについて

多くの大学等では医師の診断書を**根拠資料**として合理的配慮が行なわれていると思います。ですが、精神障害や内部障害のように症状の変動がある場合、あるいは「抑うつ傾向」「発達障害の傾向」など診断書の病名が不明瞭な場合もあります。ここで大切なのは「診断名では見えないニーズもありうることに注目することです。もちろん、それは個人の主観ではなく、客観的に状況を把握する必要があります。例えば、身体障害のある学生でも、在学途中から精神状態が悪化することもあります。全てのニーズが診断名に表れているわけではないことに留意が必要です。文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」(第二次まとめ)では、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見も根拠資料の例として挙げられています。診断名だけで機械的に考えるのではなく、学生からニーズを漏れなく聞いた上で、配慮が必要なニーズの存在を示す客観的な資料がないか取得を試みるのが大切です。また、これらのニーズは時期により変化することも多いため、申請時だけでなく、適切なタイミングで継続的に確認をしていくことが重要です。

(2) 出席等に関する配慮について

通学制や通信制など、大学等の教育課程によっても違いはありますが、「出席」に関する配慮は、各大学等で方針を確認しておくことが必要です。米国の大学では「Attendance Accommodation」のような名称で出席に関する配慮のポリシーを対外的に示している所もあります。例えば、どの程度までなら出席や課題の締め切りを柔軟に変更できるかについて、障害のある学生が各授業担当教員と誓約書を結ぶ、という大学もあるようです。発達障害のような先天的な障害ではなく、症状の可変性のある精神障害や内部障害などの学生での適用があるようですが、一律に「できる」「できな

【根拠資料】

iii原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

ivただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

い」という考え方ではなく、障害のある学生のニーズが多様であることを考慮して、個別に調整することが大切であると考えられます。特に、最近では通学制の大学等でもオンライン授業が行なわれるようになり、一つひとつの大学等で方針を改めて確認することが重要です。

配慮の対象



ファシリテーター:さて、ここまでは診断名だけでは見えない学生のニーズについて話題にしましたが、最近よく挙げられる「LGBT等」のように、障害としてみなすことが難しいニーズについても考えてみましょう。

Bさん:うちの大学はLGBT等の学生に対応するような専門的な窓口はないので、学生支援部署だということで、障害学生支援部署で対応することがあります。ただ、ICD-11(WHO「国際疾病分類」最新版)では、「性同一性障害」が「精神疾患」から外されました。そのため、LGBT等の性別違和を障害とは捉えない方向になっていると思います。そうすると、合理的配慮の対象にはならないのでしょうか。



Cさん:私たちの大学ではあまり話題にならないんですけど、障害ではなくなるなら、障害者差別解消法で示す合理的配慮の対象にはならないのかなと思います。本人も「自分は障害者なのか」と誤解をしてしまうかもしれませんし……。

Dさん:私のところには、ダイバーシティ推進室という部署があって、LGBT等の学生はそこで対応をすることになっています。そこでは「合理的配慮」という名称は使いませんが、使用するトイレのことや名簿の性別表記、着替えの場所など教育組織と相談しながら変更・調整することがあるようです。



Aさん:「性同一性障害」って精神疾患じゃなくなったんですね!?初めて聞きました。実は私たちの大学には「性同一性障害」という医師の診断書を持っている学生がいて、診断書があるので、Dさんの大学と同じような対応を障害学生支援部署で行なって、配慮依頼文書も出しています。それって、もうこれからはやらない方がいいんですかね?

ファシリテーター: LGBT 等や性別違和など性に関する話題には立場もいろいろあることがわかりますね。ここで押さえておくべきポイントも、先ほどと同じく「診断名では見えないニーズもありうること」に注目することです。たしかに、ICD-11 で性同一性障害は精神疾患から外されましたが、それ以前に「性同一性障害」として診断書が発行されている方もいますね。また、LGBT 等に関する相談部署がある大学や、そうではなくて障害学生支援室で対応する大学など、大学等の所管の違いも出てくるようです。また、障害者差別解消法の中には障害者の性別、年齢等も考慮することが記載されています。障害ではないから大学として対応しないということでは、これらの多様なニーズを無視してしまうことになります。多様な性を理解することは障害学生支援担当者に限らず必要ですし、「合理的配慮」という名称を使うかどうか、障害学生支援として行なうかは別として、大学として何らかの環境調整が必要であることを認識しておくといいでしょう。



いかがでしたでしょうか。医師の診断は障害の有無を考えるために、わかりやすい資料の一つではありますが、ここまでの議論であったように診断名だけでは見えない学生の多様なニーズを理解して、大学として適切な対応をしていくことが重要であることをお伝えしてきました。ただ、メンタルヘルスや性別違和のある学生への対応については、まだ十分にコンセンサスが得られているものではありません。障害に関する考え方が変更されることもありますし、人に固定的な障害が内在し、その障害によって決まった困難が生じるという考え方から、人の多様な機能や症状と社会の様々な障壁(バリア)との関係の中で、その人に種々の困難さがもたらされるという考え方へ、さらに、困難さを解消するためにその障壁を除去していくことを重視するという考え方への転換が、今後は一層求められることになります。障害学生支援担当者は、日々更新されるこれらのトピックについて、情報収集や知識の研鑽、学内における対応方針を考えることが必要になるでしょう。

参考資料

・障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

・ICD-11における Gender Incongruence の定義
<https://icd.who.int/browse11/l-m/en#/http%3a%2f%2fid.who.int%2ficd%2fentity%2f411470068>

《日本語訳》

「個人の経験する性(gender)と割り当てられた性別(sex)の顕著かつ持続的な不一致によって特徴づけられる。ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない」

第 23 回 合理的配慮のモニタリングと調整（1）

令和 3 年 1 月 27 日公開

障害のある学生が苦勞して勉学に努めているのを見て、良い支援を合理的配慮として進めたい、という気持ちを持たない方はいないでしょう。事前調整で教員を説得し、なけなしの人材や資源をなんとかやりくりして、合理的配慮の企画をつくりあげる。それなりに動きはじめた際には、そこに至るまでかけられた労力や熱意を考えると、まさに報われた、という思いがする瞬間かもしれません。

しかし、合理的配慮は、企画し実施する、だけで終わりというわけではありません。支援一つをとっても、それが長期的に継続されているか、公平でありつつも学生の主体的な学びを促し続けているか、さらには高等教育機関としての本質的な学習提供に繋がっているか、常に問われていると言わなければならないでしょう。

そのために必要な、合理的配慮提供後のモニタリングや建設的対話継続について、今回から 3 回に分けて考えていきます。ある私立の中小規模大学の障害学生支援室に絞って、そこでのケーススタディを体験していただくワークショップとしたいと思います。どういったモニタリングが求められ、どういった調整がなされるのか、会話形式で考えてみましょう。第 23 回は、モニタリングとは何か？ その必要性和重要性について考えます。

検討課題

- ・モニタリングとは何か？ その必要性和重要性

登場人物紹介



A さん：支援室・ディレクター……40 代男性

この大学の障害学生支援室の責任者です。学部所属の教員の兼任で障害学生支援が専門ではありませんが、支援室の業務には意欲的です。



B さん：支援室・障害学生支援コーディネーター……30 代女性

この大学の支援現場の取りまとめをしています。障害学生支援に対しての経験は豊かで、専任として実質的な差配をしています。



Cさん:支援室スタッフ……20代後半男性

支援のスタッフとして勤務しています。一方で大学院に通っていますので、事務職員と学生の双方の立場がわかります。障害学生支援を勉強中です。



Dさん:支援室・学生ボランティア……20代前半女性

この大学では学内で支援者養成の研修をしており、その受講生です。障害学生支援をテーマに卒論を書きたいとのことで、よく支援室に顔を出しています。

合理的配慮におけるモニタリングの重要性と必要性



Aさん:今年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で授業がオンライン化されているので、いろいろ大変ですね。先日の検討会議で決まった視覚障害のある学生への対応はどうなりましたか?

Bさん:Eさんですね。その授業では、教員への質問や授業資料のダウンロード等を行なうアプリケーションとして Google Classroom を使用することになりました。画面の情報を読み上げるスクリーンリーダーが Google Classroom に対応できるかどうか、Eさんと授業担当 TA の Cさんとで、事前に「できる・できない」を一から確認してもらったんです。



Cさん:その時は、結局、十分に対応できないことがわかったので、授業担当の先生から Eさんに、直接メールで教材や課題を送付していただくことになりました。デジタルデータになっていない教材は、私がスクリーンリーダーで読める形にして提供しています。

Aさん:いい対応ですね。



Cさん:でも、そこで問題が発生してしまったようで、教材や課題の提供の方は、計画どおり進んでいるんですが……。

Bさん:もしかして、何か授業に急な変更が出た、とか?



Cさん:そうなんです。授業が進んで、急遽、学生の皆さんとQ&AをWeb会議システムのGoogle Meetでやることになっていました。

Bさん:え! そうなの? Eさんが、スクリーンリーダーでGoogle Meetを使えるか、急いで確かめないと……。講師の先生は何か言っていませんでした?



Cさん:もう決定事項という感じで、来週からやりますと履修生にアナウンスされていました。私はびっくりして、詳しくお伺いしようと思ったのですが、「音声で話すんだから視覚に障害があっても大丈夫かと思っていた」とのことです…。

Bさん:そうですね……。わかりました。早速、先生とEさんに連絡をとって、もう一度、支援計画を練り直してみます。Cさんも、手伝って下さいね。



Dさん:お疲れ様です。私はまだ勉強し始めたばかりですが、支援の現場って大変なんですね。せっかくBさんとCさんが緻密にプランニングしても、授業環境の変化によってやり直しになってしまうなんて、ちょっともったいないですね。

Bさん:いえいえ、そんなことはないですよ。むしろ合理的配慮というものは、何度も繰り返し、当事者の学生や授業を担当される先生から聞き取りをして、細かく調整したり改善したりしていくことの繰り返しなんです。



Cさん:Bさんは今回の支援計画の前に、Eさんご本人にもずいぶん丁寧に聞き取りをされていましたよね。カウンセラーの方と協力して各種の検査までされて、私もお手伝いしながらその詳細なやり方に感動しました。

Aさん:Cさんが言っているのは支援計画のために事前に行なわれる「アセスメント」ですね。一方で、Bさんが言っているのは支援過程の経過を把握する「モニタリング」とそれによる「建設的対話」です。



Dさん:「アセスメント」と「モニタリング」は違うんですか? Bさんはよくヒアリングをされているので、違いがわからないのですが……。 「モニタリング」は「アセスメント」ではわからなかったことを観察する

追跡調査のようなイメージですか?

Aさん:うーん、いい質問ですね……。Bさんはどのように答えますか?



Bさん:そうですね……。 「アセスメント」は支援計画を立案するために必要な情報を、支援を受ける障害のある学生から聴取するヒアリング、「モニタリング」は実際の支援実施状況に絞り込んで、その経過が順調か、変更が必要などころはないかを定期的に把握していくヒアリングでしょうか。

Cさん:なるほど。では、先日Bさんをお手伝いして行なったヒアリングは、事前の環境の確認ですから「アセスメント」になるわけですね。Bさんは、夏休み前に、授業が終了した学生から前期の支援の結果はどうだったかをヒアリングされていましたが、あれが「モニタリング」ですか。



Bさん:あれは支援計画が最終的にどうだったかの「評価」をお伺いして夏休み以降の支援計画に活かそうというものなので、「モニタリング」ではなく、「事後アセスメント」という言い方をするかもしれませんね。

【モニタリング】

決定された内容のモニタリング

合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、提供した支援についてのモニタリングを行ない、必要がある場合には内容の調整を行なう。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

【建設的対話】

i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。

ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Aさん:アセスメントにも、支援企画の前に行なう「事前アセスメント」と支援終了後に行なう「事後アセスメント」がありますから、なかなか区別が難しいですね。教育学において assessment は、1990年代にテストの evaluation が発展する形で導入された概念で(Komos,2005 など)、支援の効果を「評価」するものとして、知られていま



Cさん:なるほど、そう考えると、モニタリングは「評価」というよりは、支援そのものがどううまく実施できているか、問題が発生していないのかどうかを「把握」するものだ、と言えるのかもしれないね。

Dさん:「モニタリング」というと、何か「監視」したり「管理」したりというイメージを持っていたんですが、だいぶ違うことがわかりました。アセスメントの簡易版がモニタリング、というわけでもないですね。



Bさん:そうですね。モニタリングは「途中観察」を行なって、まさに今、行われている支援の改善に活かすという視点がありますね。一方で、事前にしろ事後にしろ、アセスメントが支援の評価に重点を置いているのとは、力点が違うところがあります。それぞれ定義に関しては様々な議論があるようですが、アセスメントだけではなくモニタリングの視点が求められている、ということは言えるかもしれません。



Cさん:今回もきちんと定期的に「モニタリング」ができていれば、もっと早く、授業方法の変更などを把握できたかもしれませんね。今後は気をつけたいと思います。



Dさん:でも、Google Meet が導入されることを事前に掴むことができたわけですから、Cさんによる「モニタリング」ができていたと言ってもいいんじゃないですか？

Bさん:いいえ、「モニタリング」はそんなふうに偶発的だったり省力化されたりしていいものではありません。そもそも合理的配慮だけでなく、どのような支援であっても偶然に判ったという幸運に頼ってはいけません。その状況については、実際に支援しているスタッフがその経過を一番よく知っています。例えば、該当学生や教員に聞いたり授業を見学したりする「直接的モニタリング」だけでなく、支援スタッフの報告書など



の文書を元に「間接的モニタリング」を実施するのはいいですね。スケジュールや人材の調整の負担が少なくてすみます。



Dさん: 私たちが支援後で提出する「ボランティア報告書」も、「モニタリング」の一部を担うともいえるんですね。事前アセスメントはもちろん、支援の企画、その実施、その事後アセスメントに加えて、さらにモニタリングまでと、支援室の負担増加が気になっていましたが、私たちを含めてみんなで協力できるものである、というのは、なんだか、うれしいです。

Bさん: そうですね! 現在の支援が、計画立案時の予想通りに効果を発揮しているか、学生の状態や周りの状況の変化によって予想していなかった問題は起きていないかなど把握するためのものなので、むしろアセスメントなどの評価過程に増して、支援をしているスタッフやボランティアはもちろん、障害のある学生自身、担当教員、さらには学内の関連部局などに、広く関係してきます。



それでは次回は、「モニタリング」をすることでどういった良い効果があるのか、「建設的対話」の継続という観点から、考えてみましょう。

第 24 回 合理的配慮のモニタリングと調整(2)

令和3年2月10日公開

第 24 回は、「合理的配慮のモニタリングと調整」の第 2 回目として、モニタリングと「建設的対話」の継続について考えます。

検討課題

- ・合理的配慮のモニタリングと建設的対話の継続

モニタリングと建設的対話の継続

なぜ、モニタリングが必要か?…(1) 合理的配慮における「主体性」



Bさん: 前は、モニタリングとは何か? その必要性和重要性について考えました。今回は、「モニタリング」をすることでどういった良い効果があるのか、「建設的対話」の継続という観点から考えてみましょう。

Dさん: なぜ、多くの学校で「モニタリング」は制度化されていないのですか? 通常のヒアリングや「アセスメント」とひとくくりになされてきたからですか?



Bさん: それもあるんですが、もっと大きな理由は、やはり、その必要性が理解されていなかったことにあるんでしょうね。例えば、日本学生支援機構(JASSO)が各大学向けに実施した調査結果では、「モニタリング(フォローアップ)」を行っていない理由として、

- ・「配慮内容について、その後問い合わせがないため」
- ・「配慮内容を事前に合意できているため」
- ・「本人来室時のみ施設利用に係る配慮を行っており、恒常的な支援はしていない」

といった回答が挙げられていたようです。

【建設的対話】

- 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

Cさん:なるほど……、配慮を企画した時点で本人から意見を聞き取っているので、その後本人から特別な意向がない場合は「モニタリング」をする必要がないと考えられているかもしれませんね。でも、支援が順調に進んでいたり、学生本人が何もいってこないからといって、本当に「モニタリング」は要らないと言えるのでしょうか。



Aさん:あれ、でも、ちょっと待ってください。合理的配慮はそもそも、障害のある学生本人からの申告があって、行なわれるものですよね？ 本人が言い出さなければ、自主性を重んじてあえて「モニタリング」をしないほうがいいということはないですか。

Bさん:いえ、原則として、全ての合理的配慮において「モニタリング」はされるべきだと思います。支援が一見、順調に見えるからこそ、支援者や教員が気づかない問題があり得るのではないのでしょうか。支援を受けている側の学生にとっては、受講中に気がついた問題点をなかなか言い出しにくいということがあり得ます。むしろ、学生が自分の意志を反映できる機会を増やし維持するという意味でも、「モニタリング」などの支援のフォローは積極的にされるべきでしょう。



Dさん:そういえば、以前、学生向けの支援研修で、Bさんが、「合理的配慮の主体性」が重要だとお話されていましたね。そもそも支援を受ける側は、支援の質や内容を言い出しにくかったりするんですよね。

Cさん:そうですね。サービスをする側もサービスを受ける側も主体的に意見を言う機会を作ることが、重要なポイントだと思います。「モニタリング」は、そのきっかけになりますね。



Aさん:「言われたことだけやる」のではなく、やっていることの過程もしっかりフォローすることで、支援を受ける側も積極的に内容改善に関わっていけるんですね。

モニタリングと建設的な対話…(2) 合理的な配慮の「公平性」

Dさん:「モニタリング」はとても重要なんですね。それならどんどん、それこそ支援の度に毎回「モニタリング」をした方がいいのですが、実際には難しいですよね。支援室は人手も少なく常に業務オーバー状態ですもんね。





Bさん:「モニタリング」の困難さは人員や時間の不足だけではありません。授業担当の教員の中には、支援室の「モニタリング」を負担に感じる先生もいらっしゃいます。



Cさん:先日、発達障害の診断を受けている学生から、「試験問題とレポート課題について、多数の媒体で提示されたり、曖昧な表現があって理解にくいので明確に伝えてほしい」という依頼を受けたので、担当の先生に事情を伺いに行ったのですが……。



Bさん:ああ、ありましたね。少し、先生と意見の違いが出てしまいましたね。

Cさん:そうです。先生はいろいろな表現を用いるのは授業の特性だし、多様な媒体を使うのは他の学生の利益にもなる。そこで使用を控えるなどの配慮をすると、他の学生の不利益となり、不公平になるのではないかとのお考えでした。



【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針



Dさん:「モニタリング」していく途中で、障害のある学生の要望が担当教員の考えとかみ合わないこともあるんですね……。

Bさん:支援の経過と結果を詳細に評価する「モニタリング」は、時に障害のある学生と教員との立場がぶつかるようなコンフリクトを生むことがあります。自分がどう学ぶかに関わる障害のある学生にとってはもちろん、専門家としてその授業の内容に全面的に責任を持つ教員にとっても、それぞれ自分の観点からの意見がしっかりあることは、むしろ当然だということもできるでしょう。



Cさん:私としては、相談を受けた障害のある学生の立場にたって考えてしまいましたが、担当の先生のおっしゃることもよくわかります。支援室は、障害のある学生と担当教員との間に挟まれる立場になってしまうこともありますね。

Aさん:実施前にせっかく合意できた合理的配慮なのに、「モニタリング」するといくつものすれ違いやコンフリクトが浮かび上がってしまう。授業をする教員としても支援室の職員としてもやりきれなかつたりするんじゃないですか？





Bさん:いえ、そんなことはありません。コンフリクトというとそれを避けた方がいいのではないかという恐れを抱きがちですが、教える側と教わる側のコンフリクトは悪いことばかりではないんです。むしろそれが授業の内容を改善するきっかけになることもあるんですよ。

Cさん:先程の例もそうでした。最初は先生のご意向と学生の思いがすれ違っていたのですが、先生の言い方を変えていただくのではなく、指示情報を具体的に板書していただくというだけで、障害のある学生のわかりやすさは随分改善されました。きちんとご相談してみれば、お互いの意見の違いを埋めることができるということがよくわかりました。



Dさん:確かに、ちょっと黒板に書いていただいたり、プロジェクタに投影していただけるだけで、ずいぶんわかりやすさが違うんですね。

Cさん:はい。授業の一般的な内容とは別に、教材の所在や今後の予定、さらには課題内容や締切などのスケジュールや特に成績に直結する情報は、単純明快に表記していただくことにしました。例えば授業の最初に「今日はテキスト何ページ、配布PDFの何ページ、さらにYouTubeのリンクと、最後にGoogle Classroomで課題が出ます」と配布資料やスライドなどで表示していただくだけで、障害のある学生も問題なく多様な媒体について行くことができるようになりました。



Aさん:ちょっとした工夫だけで、これまで行なっていた授業を変更することなく合理的配慮が実現したわけですね。学生自身だけでなく、先生にとっても良い結果になることもあるんですね。

Bさん:「モニタリング」を通してコンフリクトを解消することが、授業や教育環境をより建設的に改善することに繋がる例はいくつも見受けられます。「モニタリング」はそのきっかけを得る機会でもあるといえます。このような「建設的対話」を実現するような「モニタリング」が求められます。



Cさん:今回の例でさらによかったのは、このようにスケジュールや課題の情報を事前・事後に文字表示する工夫が、障害のある学生だけでなく、他の一般の学生にもとても好評だったという点です。今回の配慮は障害のある学生だけに実施する必要がありませんから、先生から授業全体に対して表示してもらうことになりました。

Aさん: 教員にとっては、1人に対してやるのも全体に対してやるのも負担は変わりませんからね。



Cさん: そうです。一般の学生は、授業中に多様な媒体を使用することや口頭での課題指示に、ついていけなかったわけではないのですが、文字で示されることでよりわかりやすくなり、授業の進行や目的を事前に知ることによって理解を深めることができるようになったようです。

Aさん: 障害のある学生のための合理的な配慮が一般の学生に対しても提供されることは、逆に障害のある学生に対して不公平になってしまったりはしないのですか？



Cさん: いいえ、「文字情報で提示する」という今回の配慮内容は、全体に対して良い影響がある上に特定の障害のある学生の状況に大きな改善を促すので、むしろ教育環境全体を改善し公平性を高めている例だといえます。

Dさん: 「モニタリング」によって、対立を協働に変えていく姿勢が大事ということですか。まさに「建設的対話」ですね。



Bさん: 配慮の「モニタリング」ばかりか配慮実施そのものが公平性を妨げかねないと感じる先生方もまだいらっしゃいますが、的確な配慮と「モニタリング」は、障害の有無に関わらず、つまり学生を選ばずに授業を実施できるようになるという効果が期待できます。「建設的対話」を続けることで授業全体の改善のきっかけを、学生も、そして教員も得ることができるわけですね。



では、次回はこのテーマの最終回、合理的配慮の連携と持続性について考えます。

第 25 回 合理的配慮のモニタリングと調整 (3)

令和3年2月24日公開

第 25 回は、「合理的配慮のモニタリングと調整」の最終回として、合理的配慮と対話・連携の持続性、そしてその発展性について考えます。

検討課題

- ・縦軸と横軸を視野に入れた合理的配慮のモニタリング
- ・ポストコロナ (COVID-19) のオンライン教育とモニタリング

縦軸と横軸を視野に入れた合理的配慮の調整

モニタリングの発展・縦軸と横軸…合理的配慮の「持続性」



Bさん: 前は、合理的配慮のモニタリングと建設的対話の継続について考えました。今回は、合理的配慮をどのようにして持続していくかについて考えましょう。

Dさん: 前回は、「モニタリング」を通じた「建設的対話」が重要なことはよくわかりました。時間をかけて丁寧に「モニタリング」を続けていくのがいいんでしょうが、長く対話に繋げていくのも大変そうですね。



Aさん: そもそも、支援室は人手不足ですね。

Cさん: 先日も一つ、解決に苦勞した例がありました。依頼した学生は、発達障害の傾向があり、場面緘黙の疑いがあるため、授業で先生から当てられたり意見を求められたりする場合には、どうしても発言が難しく困っていました。



Aさん: 外国語や実習・実験などは、ディスカッションやグループワークが求められることも多いですが、そういう授業ほど学科によっては必修科目になっていますからね。そのような相互交流を重視する科目で、コミュニケーションができないというのは、成績にも関わってきそうですね。

Cさん:ただし、口頭での発話に困難があっても、板書やノートへの筆記、パソコン、スマホでのタイピングはできそうだったので、Bさんのコーディネートによって、授業によっては、そのようなデジタル機器によってサポートする可能性を検討することになりました。



Dさん:でも、授業によってはスマホやパソコンの使用が許されていないものがあります。1人だけ使っている学生がいるというのはなかなか理解されない気がします。

Bさん:デジタル機器の使用の場合は、その必要性をきちんと説明してから導入する必要があります。そのため、まずはパソコンやスマホではなく、支援室で用意している筆談ボードや専用のコミュニケーション用の機器を用意することになりました。ただ、実際に使うところまではいかなかったみたいです。



Aさん:うーむ、教員の立場からは、1人だけ筆談ボードでという環境では、なかなかディスカッションを進めにくいですね。むしろ2020年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応として進んだリモート授業の方が対応が楽そうですが、実習など、授業によってはリモートに向いていなくて、対面で積極的にディスカッションをしたいものも多いですね。

Cさん:先程の例は、授業がZoomを使って行なわれたことで、チャットを使っただけでディスカッションが可能になって、だいぶ改善しました。他にもGoogle Meetなど、リモート会議システムは、大学でもどんどん導入されていますね。これらは、チャット、ブレイクアウトルーム、さらに画面共有などの使用法を工夫することで、コミュニケーションに課題を抱える障害のある学生にとって、ディスカッションに参加しやすくなったりしているようです。一方で、知らない人といきなりブレイクアウトルームに分けられてしまうなど、逆にハードルが上がったという意見も聞きました。



Bさん:大学全体の設定によって機能がうまく使えなかったりしている例もあるようです。これらのネットワーク・システムを活用する効果は、障害のある学生にとっても大きいものがありますが、設定変更は担当教員だけではなく、情報システム部門の担当領域が出てきます。教員の方で設定変更できてもやり方がわからないということもあります。これからの合理的配慮は、教員や支援室だけでなく、情報システム部門の積極的な支援が不可欠といえます。

Dさん:それこそ、先ほどのパソコンやスマホでの筆談も、学生全員がタブレットを使用していたら改善できるのではありませんか?



Bさん:そうすると、そのような備品、設備を用意できていることが理想ですから、情報システム部門だけでなく、設備や建物の管理部門の協力も必要になってくるかもしれませんね。当初の合理的配慮では関係してこなかった担当部局とも、「モニタリング」の結果、幅広く協力していくといった「横軸の連携」が求められているともいえます。

Aさん:これらの工夫は教員の積極的な参加が不可欠なので、FD研修などで常にノウハウを深めるようにしています。教員としても、全員がタブレットを使ったり高速で多機能なりモットが可能な環境は、それが使いこなせるかはともかく理想ではあるんです。でも、授業は色々、先生の理想も色々で、環境整備の話を言いはじめたら、いくらお金があっても足りません。しかもどうしても、学生全体ではなく少数の障害のある学生のためとなると、どの程度の資金を、という話にはなりません。



Dさん:なるほど……、先生の理想、学生の理想、支援の理想、言い出したらキリがないですね。学生向けの支援研修では、「合理的配慮の継続性」について、一回限定だったらできるが学期に渡っての支援は問題があるという話がありました。理想があっても、それが継続的に実現可能かは考えないといけないということですね。

Bさん:合理的配慮は先例になるものですから、「今年はできるけど来年はできなさそう」といった配慮案は、そもそも無理があるといえそうです。その意味で、時間的な縦軸を踏まえた「継続性」は、経済面や人材面の面からも、とても大事ですね。ただその観点は、支援室など1つの部門のみで判断されるものではありません。情報システム部門や設備管理部門の「横軸の連携」によって、長期的にも実現可能になるものはあるでしょう。



Cさん:そういえば、先の場面緘黙の学生も、「事前にシラバスにグループワークの記載があったり、発言が授業への参加度の評価に含まれるといった記述があれば、相談のしようがあった」と話していました。「モニタリング」前に把握できれば、当初段階での連携が図れたかもしれませんね。

Bさん:シラバスの記載は、おそらく教務部門などの担当ですね。シラバスへの合理的配慮に関する記載のルールを設け、徹底しておくことで、授業実施前に効率的に配慮案を考えたり、障害のある学生の履修計画に活かしたりすることができるかもしれません。ここでも「横軸の連携」が活きそうですね。



【本質の可視化】

3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



Cさん:そういった連携で、できることを改善していくことで、デジタル化などコストのかかる環境構築を効率的に提案できれば、大学全体としても改修に踏み切りやすくなるかもしれませんね。

Aさん:教員の側も、相互交流が重視される時代だとしても、急に発言を強いることなく、心の準備も可能なプレゼンテーションを検討したり、段階的にインタラクションに誘導するなど、できる工夫は残されていそうですね。これも「連携」の活性化の一つといえるかもしれませんね。



Bさん:大学全体から見れば小規模な障害学生支援室だからこそ、障害のある学生本人との建設的関係はもちろん、周りとの建設的関係を構築しなければ、支援を持続できません。視野の広い「モニタリング」が、そのきっかけとなります。



Dさん:安定的な配慮を継続するためにも、縦にも横にも視野を広げた「モニタリング」が必要というわけですね。

ポストコロナ(COVID-19)の配慮とモニタリング…合理的配慮の「本質性」

Dさん:ここまで考えてくると、合理的配慮の「モニタリング」というのは、障害学生支援だけではなくて、授業の工夫や環境改善など、教育全体に関わってくるように思えます。





Aさん:確かに、これまで「モニタリング」の中で求められてきた、授業の改善、環境面での連携、学生の自主性の尊重など、教員の立場からすると、いずれも障害学生支援というよりは、どんな授業にも関係する観点だと言えます。

Bさん:「建設的な関係」もあらゆる場面で求められていると言えるかもしれませんが。特に「モニタリング」は、障害のある学生個人に合わせていく合理的配慮の企画段階にも増して、丁寧に状況をつかみ効果を論じていく段階ですから、高等教育全体に求められるものと変わりませんね。



Cさん:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)下で進む大学のオンライン化だからこそ、という例も、最近ありました。オンライン授業で、Zoomなどの会議システムでリアルタイムに実施する科目を、難聴の学生が受講していたのですが、「モニタリング」によって、どうしても音声聞き取りにくい点が残ることがわかりました。「モニタリング」と並行して、音質の改善からはじめ、自動字幕やパソコンテイクでの情報保障を試していたものの、なかなかフィットしませんでした。そこで障害のある学生、担当教員、支援室、さらには会議システムを担当する情報部門など話し合っ、「タイムラグ受講」という配慮を実施することになりました。

Dさん:それはリモート授業ならではの支援なんですか?オンライン教育での「モニタリング」というと、カメラやセンサーでの監視空間といったイメージでしたが、実際はだいぶ違うんですね。



Cさん:そうなんです。オンライン授業は、リアルタイムで実施される場合も、会議システムによっては自動的に録画する機能があります。本学では、この機能を利用して、授業当日にネットワークやパソコンの不調で聞くことができなかった人のために、できる限り録画しておいて回線が安定している時間でも見たり復習したりできるようにしているんです。

Aさん:一昔前は、授業を録画して見られるようにするなんて、技術的・コスト的にハードルが高いと思われていたんですが、あっという間に可能になりました。録画で保存されるのに消極的な教員もいましたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大で、ムードが変わりましたね。





Bさん: そうなんです。その録画された授業の音声を支援室で文字起こし(トランスクリプト化)すれば、難聴などで聞き取りにくい学生に、文字情報として提供することができます。学生はそれを見ながら遅れて受講することで、すべての音声を視覚情報に変えて学習することができるわけです。

Cさん: 当日の授業が録画データとして整備されるのに2日、私たちスタッフがそれを文字起こしするのに4日、約1週間遅れて、録画データを元に情報保障された授業を受講できますが、課題提出を後ろにずらす調整は必要です。



Bさん: この「タイムラグ受講」の良いところは、難聴の学生だけではなく、その他の障害のある学生にとっても、とても便利だということです。一度、トランスクリプトに文字起こししてしまえば、視覚情報の方が学びやすい傾向のある障害のある学生がスクリーンリーダーで読み上げる、視覚障害のある学生にとっても点訳がしてもらいやすい、日本語の理解が不得手な留学生の方が印刷して教材に使うなど、応用範囲は劇的に広がります。

Aさん: 教員にとっても、録画データから文字起こしたトランスクリプトがあるのは、学生の復習にも役立ちそうですし、記録・忘備録としても便利です。課題提出を1週間後ろにずらすだけで、定期試験の作問にも役立ちそうだ。



Cさん: はい、授業によっては、担当の先生が希望されることがあります。録画を動画サイトに限定公開し、その際に挿入する字幕として使えば、難聴や聾の学生向けの配慮にもなりそうです。

Dさん: 一つの「モニタリング」の結果が、このように幅広い可能性を持つこともあるんですね。通年にわたるリモート教育は弊害が大きいと思っていたんですが、障害学生支援にとっての飛躍のきっかけにもなり得るんですね。



Aさん: このように授業の環境が変わったり、それにあわせて教員が授業を改善し続けたり、さらに学生の側も工夫したりしていくと、「合理的配慮」の内容もどんどん変わっていくことになり、キリがないということはないんですかね。

Bさん:おっしゃるとおりで、だからこそ継続的な「モニタリング」が重要ということになります。ただし、できそうなことを全てやればいいというわけではありません。「タイムラグ受講」が良かった点は、それが「多くの学生にとって、わかりやすくなる」支援であり、「教員にとってもわかりやすく伝える」手助けとなっているところにあるでしょう。



Aさん:確かに、それは、「学びたい人に、学ぶべきことを、学べるように」教えるという、教育の「本質」そのものだと言えるかもしれませんね。



D:「合理的配慮」は、そのような教育の「本質」を支える一部なんです。



Cさん:「モニタリング」はその意味で、「合理的配慮」、先生方の「授業」、そして大学での「教育」そのものが、その本質を忘れないようにするための道しるべと言えるのかもしれませんね。



いかがでしたでしょうか。全3回にわたって、合理的配慮のモニタリングと調整について考えてきました。ポイントを「主体性」「公平性」「持続性」「本質性」の4つに整理し、それぞれ学生、教員、そして支援者の立場から議論してもらいましたが、いずれも、「モニタリング」のような継続的な取組が重要なことを理解いただけたと思います。合理的配慮を単に企画したり実施したりするだけではなく、建設的な対話、幅広い連携、そして教育の本質的改善につながる契機として、ぜひ考えてみてください。

参考情報

- ・障害学生支援専門テーマ別セミナー
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/theme/index.html
JASSOの専門テーマ別セミナーの記録がまとめられています。最新の知見に基づく資料を入手できます。
- ・障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究
<https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/index.html>
同じくJASSOが委託した調査研究です。本コラムでは十分触れられなかった、学生本人による評価についての貴重な研究成果です。
- ・大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化報告書
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160.html>
公益社団法人全国脊髄損傷者連合会がまとめた報告書です。本コラムで触れられなかった通学という観点ですが、モニタリングの必要性が豊富な観点から言及されています。

- ・ 大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム
<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>
国立情報学研究所が COVID-19 による大学のオンライン化のために、2020 年に開催したシンポジウムの記録集です。障害学生への情報保障でも参考になる情報が集められています。
- ・ Judit Kormos, 2017, "Assessing the Second Language Skills of Students with Specific Learning Difficulties", *The Second Language Learning Processes of Students with Specific Learning Difficulties*, Routledge.
配慮、アセスメント、モニタリングの関係が簡潔にまとめられています。

第 26 回 建設的対話とは(参考対話)

令和3年3月10日公開

障害のある学生に対する合理的配慮の提供においては、「建設的対話」による合意形成のプロセスが大切です。学生の意思表明を発端にして、個々の状況や環境的要因をふまえて支援の必要性を確認し、画一的ではない支援のあり方について対話を通じて見いだしていくことが合理的配慮の重要なプロセスとなります。今回のコラムでは、このような「建設的対話」に関して参考となる対話を紹介することで、その重要性やポイントを確認したいと思います。

登場人物紹介



障害のある学生 A さん:学部 1 年、車椅子を利用、上肢にも障害があり筆記に時間がかかる



教員 B さん:学生が所属する学部の教務主任



事務職員 C さん



コーディネーターD さん:障害学生支援室

【建設的対話】

- i 障害のある学生本人と大学等(担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等)による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

参考対話：肢体不自由のある学生の定期試験における合理的配慮



Aさん：大学に入学してから初めての定期試験が近づいて来たので、受験方法について相談したいです。支援室のコーディネーターに相談したところ、なるべく早いタイミングで所属学部にご相談したほうが良いということだったので、事務職員の方をお願いして相談の機会をつくってもらいました。今日はよろしくお願いします。

Bさん：大学の場合、試験の実施も各授業の教員に任される場合がありますし、授業ごとに試験の実施方法などが異なります。早い段階で方向性を決めて、履修している科目の先生方にも伝える必要があるので、早めに相談してもらって良かったです。それでは、どのような点が心配か教えてもらえますか。



Aさん：まずは、試験期間中の移動についてです。車椅子でキャンパス内を移動する際、他の学生に比べて少し時間がかかってしまいます。通常の授業でも遅れそうになることもありますし、実際に遅刻してしまう場合もあるのですが、大学の場合は多少遅刻しても気にならないところがあるので、特に配慮の希望などは出していませんでした。

Bさん：なるほど。ただ、定期試験となると遅刻によるリスクが生じますので、余裕をもって試験会場の教室に到着するほうがいいでしょうね。支援室として、例えば車椅子を押すなどのサポートはできないでしょうか。



Dさん：確かに人的支援によって移動のサポートをすることは考えられますが、Aさんは移動そのものが遅いわけではなく、誰かがサポートしてもそれほど速さが変わるわけではありません。例えば、教室を変更してAさんが受講する科目の教室を近いところに設定するというのはいかがでしょうか。

Cさん：事務的には授業を開講する教室を調整することは可能です。定期試験の時間割や教室についてはまだ確定していないので、今からならAさんの受講科目をふまえて教室を設定することができます。ただ、それなら通常時の授業でも変更できたほうが良いということでしょうか。学期の途中なので、少し検討が必要ですが。



Aさん：自分の都合だけで教室を変更してもらおうということは考えていませんでした。ただ、通常の授業だとそれほど困っていないので、とりあえず今回は定期試験の時

だけで構いません。でも、教室の変更ができると有り難い時はあると思いますので、今後そのようなことがあれば相談させてください。

Dさん:あと、教室を変更していただく際には、現在Aさんが教室で使用している昇降式の机も試験会場となる部屋に運ぶ必要がありますよね。



Aさん:そうでした。私が受講している授業の部屋には、車椅子に乗ったまま使用できる昇降式を設置してもらっているのですが、それも試験会場の部屋に運んでいただきたいです。

Cさん:はい、それも大丈夫です。試験前の最後の授業が終わったら、試験会場となる教室に移動させるようにしますね。



Bさん:それでは、まず教室変更についてはそのような形で対応することにしましょう。その他にも配慮が必要になりそうなことはありますか。

Aさん:一番気になっているのは筆記による解答です。障害の影響で筆記がとても遅くなってしまうため、入試の時には時間延長による受験を認めてもらっていました。これはセンター試験(共通テスト)でも同じでした。今回もそのようなお願いは可能でしょうか。



Cさん:入試の時にも障害を理由とした必要性や妥当性が認められて時間延長の措置をしていたので、それを定期試験で実施することは検討できると思いますが、事務的な対応としては通常の教室以外に別室を確保することや試験監督の調整が必要になった場合に対応できるのか気になります。

Bさん:定期試験の期間中は多くの教職員が忙しいですし、かなり多くの教室が使用されています。どこまで個別的な対応ができるかわかりませんね。また、連続した授業で時間延長を行なう場合などは、双方の授業に影響が出てしまいそうです。支援室として何か意見はありますか。



Dさん:Aさんの障害状況を考えると、筆記の困難さに対する時間延長という措置は妥当といえます。それだけに、もし時間延長という措置を考えるなら、教室や試験監督についてはなんとかうまく確保していただきたいところです。一方で、Aさんは通常の授業では筆記はほとんどされていませんよね。確かノート作成なども全てパソコンを使用されていたと思います。

Aさん: はい、授業中や自分で自習する時は基本的には筆記はしておらず、全てパソコンでノートをとったりしています。授業内でちょっとしたコメントシートを書くような場面でも、授業担当の先生にお願いしてメールでコメントを送ることを許可してもらっています。



Dさん: ちなみに、パソコンを使用する場合のスピードはいかがですか。筆記をする時のような困難さはありますか。

Aさん: パソコンは高校時代から家で使っていて、パソコンで文字を打つだけなら他の人とあまり変わらないスピードで作業することができると思います。



Dさん: なるほど。例えば、定期試験でもパソコンによる解答をしたいというような要望はありませんか。科目や試験の内容などにもよりますが、最近の入試や定期試験などにおいて、パソコンでの解答を認めるようなケースもあるようですよ。

Aさん: もちろん、パソコンでの解答が認めてもらえるなら、それが一番有り難いですが、そもそもそれは無理なことだと思っていたので、考えていませんでした。



Bさん: パソコンでの解答を認めるというのは、運営上クリアしておく課題がありそうですが、仮にそれが認められるなら時間延長の必要はないということでしょうか。

Aさん: はい、私としては必要ありません。あと、パソコンを使わせていただけるなら、単純に筆記よりスピードが早くなるということだけでなく、疲労が溜まりにくいので長い時間の作業が可能になります。1日のなかで試験が連続する日もあると思いますので、認めていただけるなら私としてはとても有り難いです。



Bさん: わかりました。Aさんの履修科目では論述形式の科目が多いですし、筆記の代替としてパソコン資料を認めるというのは、比較的認めやすいように思います。ただ、それをふまえても、一応不正防止という側面がありますので、ご自身が持ち込むパソコンを使ってもらうというわけにはいかないように思います。事務室から貸与してもらうことなどは可能でしょうか。

Cさん: 何台必要になるかにもよりますが、ある程度は貸出が可能だと思います。万が一のトラブルにも備えて、予備のパソコンもあったほうがいいですね。あとは、教



室変更を検討する際に、教室内の電源や座席の位置などを確認する必要があるそうなので、この点は事務室で確認しておきます。



Dさん: 支援室でもパソコンの貸出は可能です。また、非常に重要なことですが、パソコンでの解答にあたっては、データ保存や解答データの提出方法について、きちんと確認しておくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

Bさん: 確かにそうですね。これは試験の実施や評価に関わることなので、一番確実な方法について学部内で一度検討するようにしたいと思います。非常勤の先生方もいらっしゃるので、学部のほうで対応ルールを作って、統一した方法で試験を実施できるようにしておく必要があるそうです。



Aさん: 時間延長しか方法がないと思っていたので、とても有り難いです。大学での定期試験は初めてで、おそらく文字を書く量も多いだろうと思っていたので、自分の力が発揮できるのか心配していました。よろしくお願いします。

ポイント

まず、このような協議をする際には、関連する立場の教職員がそれぞれ参加していることが望ましいです。また、障害による必要性を確認するだけでなく、学生としてどのような意向があるのかというを確認するところが協議のスタートラインとなります。一方で、学生が自分の困難さや社会的障壁(この場においては大学組織としての事情等も含む)を全て理解しているとは限りませんので、それぞれの立場から、大学という環境のなかでどのような事情があるのか、又どのような解決策やアイデアがあるのかを能動的に意見し合うことが大切です。

学生と大学は対立的に協議するわけでは無く、あくまで建設的に双方の状況などを共有して、そのなかで妥当な措置を検討していくことで、合意形成を目指すことができるでしょう。このプロセスのなかでは、時には当初考えていた方向性と異なる方向性が見いだされる可能性もあります。今回の参考対話でも、学生が当初想定していたニーズや解決策だけにとどまらず、周囲の教職員が能動的に関わることで新たな意思表示に繋がる場面がありました。

建設的対話とは、今回の参考対話のように何度も情報をキャッチボールしながら、双方が歩み寄っていくというようなプロセスです。もちろん、この協議にあたっては、大学としての本来の業務や授業等の本質など、合理的配慮の必要性・妥当性を検討する上で必要になる要件を丁寧に検討していくことが必要ですが、いずれにしても対立的な交渉ごととして捉えるのではなく、教育の権利保障を目指すという双方に共通する目的にむかって、まさに「建設的に」関わり合うことを意識することが大切になるでしょう。

【合理的配慮の内容の決定の手順】

合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話(障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い)・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。なお、これらの手順は障害学生支援室等が組織として正式に提供する合理的配慮について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意する。

①障害のある学生からの申出

(中略)

②障害のある学生と大学等による建設的対話

(中略)

③内容決定の際の留意事項

(中略)

④決定された内容のモニタリング

(中略)

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

第 27 回 紛争の防止と解決

令和3年3月24日公開

第 27 回は、障害学生支援にあたる方々が紛争の防止と解決を考える際に依拠すべき基本的な視点を考えます。このテーマについてはワークショップ形式で検討します。参加者は教員や支援担当者です。

検討課題

- ・紛争の概念
- ・紛争の防止
- ・紛争の解決
- ・障害の社会モデル

参加者紹介



法学部教員 A さん 支援室職員 B さん コーディネーター C さん

紛争とは



ファシリテーター：障害者差別解消法が 2016 年 4 月 1 日に施行されてから 2020 年度の末で丸 5 年となります。この間、高等教育機関において紛争を防止・解決することに関心が高まっていますが、紛争の概念がよくわからないという声もよくきかれます。

紛争の防止と解決については、障害者差別解消法第 14 条に言及があります。本条は「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができよう必要な体制の整備を図るものとする。」と定めています。もっとも、そこでいう紛争の防止、紛争の解決がどのようなものであるかは必ずしも明確ではありません。

まず紛争の概念から考えていきましょう。



Aさん:これまで障害学生支援の実践において「紛争」という言葉を聞くと、例えば裁判などの大きな揉め事をイメージされる方もおられたと思います。しかし、紛争は裁判沙汰である、というのは紛争の一面のみを強調したものです。紛争は、裁判に至らないような小さなものから、それこそ裁判で争われる大きなものも含みます。

「紛争」の概念は、両当事者が「対立した状況」で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスである、と理解できます(六本佳平『法社会学』有斐閣、1986年)。

Bさん:「対立した状況」、「相互に要求と拒絶」というのは、どのようなことを意味していますか。



Aさん:「対立した状況」とは、例えば学生がエレベーターを設置してもらいたいと考えているのに対して、大学はエレベーターを設置したくないと考えている状況です。つまり、エレベーターの設置をめぐる、学生と大学に両立できない欲求がある状況です。このような「対立した状況」は一般によくあることです。

そのような「対立した状況」で、相手方に対して直接的に働きかける行為が行なわれると、「紛争」が発生することがあります。つまり、「対立した状況」で、学生がエレベーターの設置を大学に要求し、大学がその要求を拒絶するなど、相互に「要求」と「拒絶」をしているプロセスが「紛争」です。

紛争の防止とは



Bさん:「紛争」とは両方の当事者が対立して要求と拒絶をしているプロセスだということですね。「紛争」は当然、防止すべきですし、解決されるべきものですね。

Cさん:「紛争」はただ防止されればそれでよい、というものではないと思いますよ。例えば、ある障害のある学生が、大学等と「紛争」になるのが嫌で、合理的配慮の要望そのものを躊躇し控えてしまうこともあるかもしれません。そうすると、「紛争」は発生しないことになります。つまり、「紛争」を防止するために、障害のある学生に対して、自分自身のためだからといって自助努力を求め、よほどのことでないかぎり合理的配慮を要求しないよう指導することもできるわけです。



Bさん:なるほど。たしかにそんなふうに「紛争」を防止してしまったら、障害のある学生をとりまく社会的障壁取り除かれ、つまり除去されないままになってしまいますね。

Aさん:そうです。障害者差別解消法は、大学等に対して、障害のある学生をとりまく社会的障壁を除去することにより、障害のある学生と障害のない学生との間の機会平等を確保することを求めています。そのため、障害のある学生が社会的障壁に直面して不利益や各種の制限を抱えているかもしれないのに、合理的配慮をなるべく控えるよう指導することは、この法律の趣旨に反します。



大学等において障害のある学生をとりまく社会的障壁には、物理面・情報面・認識面・態度面・制度面のバリアなど様々なものがあります。そこには合理的配慮のための建設的対話を妨げるバリアも含まれます。障害者差別解消法の下で、「紛争」の防止を進めるためには、そのような社会的障壁をあらかじめ取り除いておくということが重要となります。これは障害者差別解消法第5条の「環境の整備」(事前改善措置)です。

各種の社会的障壁を取り除くことで、障害のある学生が平等な教育機会を享受しやすくなり、障害のある学生への偏見が解消され、学内の建設的対話も円滑に進むようになれば、それだけ将来の「紛争」も防止されやすくなるからです。

【事前改善措置】

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備(事前改善措置)を行なうことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)

紛争の解決とは



Bさん:「紛争」の防止では社会的障壁を取り除くという視点が重要だということがよくわかりました。では、「紛争」の解決はどう考えたらいいですか?

Aさん:同様に考えていいでしょう。「紛争」解決の要点も、障害のある学生の平等な教育機会の享受を妨げる社会的障壁を取り除くことが

重要となります。



「紛争」の防止で述べたことと同様、「紛争」はただ解決されればそれでよい、というものではありません。例えば障害のある学生が合理的配慮を要求した場合に、教職員の態度やスキルに難があり、もしも学生がその状況を苦痛に思い、納得しないままに、合理的配慮の不提供を我慢し諦めた場合にも、「紛争」がなくなったという意味では、「紛争」は解決されています。そのような「紛争」の解決は、やはり社会的障壁を除去するという観点からは妥当ではありません。



Cさん:「紛争」の解決でも社会的障壁を取り除くことがポイントになるということですね。教育機会の平等を確保するためには、あらかじめ社会的障壁を除去しておくことによって、紛争をできる限り防止しておくべきだけれど、その上で、現実が発生してしまった個々の「紛争」を解決する場合も、社会的障壁を取り除くという適切なやり方で行なう

必要があるということを意識しておかなくてはけませんね。

障害の社会モデルとは



Aさん:社会的障壁の問題性を強調する視点は「障害の社会モデル」と言われています。障害者は生活を送る上で様々な制限を経験していますが、その原因を障害者の機能障害のみに求めていく視点(「障害の医学モデル」)がこれまで支配的でした。しかし、障害者差別解消法は、その原因として社会的障壁の問題性を強調する視点(「障害の社会モデル」)を採用しています。

Bさん:では、「障害の社会モデル」という視点から紛争の防止と解決を考えたら、高等教育機関は障害のある学生の要望をすべて受け入れるべきなんですか。



Aさん:必ずしもそうではありません。障害者差別解消法の下では、例えば過重な負担があれば、配慮の不提供は認められます。教育の本質を変更する配慮や、大学の本来の業務に付随しない配慮も提供する必要はありません。

つまり、大学等は、その本来の業務に付随する範囲で、教育の本質部分を変更しない限りにおいて、金銭面等の過重な負担がない場合に、教育機会の均等化のために、障害のある学生の意向を最大限尊重して合理的配慮を提供する義務を負っています。個別具体的な事案について、その義務を果たす際には、「障害の社会モデル」という視点に依って立つことが求められます。



いかがでしたでしょうか。紛争の防止と解決は、多くの大学等に共通する課題です。今回は、大学等で紛争の防止と解決の制度を整備する際に、どのような視点が基本的に重要となるか、を考えました。本コラムが、各大学等での取組の一助となれば幸いです。

参考情報

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

【社会モデル】

障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとされている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



平成 30 年度にスタートした本コラムは、今回が最終回となります。皆様からご提供いただいた事例を元にしつつ、架空の事例やワークショップを舞台に、大学等における障害のある学生に関する紛争の防止・解決等に役立つ情報等を様々なテーマで綴ってまいりましたが、参考にしていただけたでしょうか。

障害者差別解消法が施行された平成 28 年当時と比較すると、合理的配慮とその提供についての理解はすいぶん広まってきたと思われませんが、合理的配慮の提供は、障害のある学生個々について、その都度、個別に検討し模索し続ける必要があるため、今後も、支援現場の皆様は、その都度、様々な問題や障壁に遭遇され、時に紛争につながりかねない状況が起きることもあるかと思えます。そんな時に、本コラムの存在を思い出していただき、ご参照いただけましたら幸いです。

参考情報



本参考情報は、JASSO ウェブサイトからもご確認いただけます。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/column/index.html

障害者差別解消法と関連情報

内閣府

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

平成 29 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書 2 国内調査（内閣府）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h2_02.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査-保育・教育-(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28houritsu/index-w.html>

文部科学省

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

障害学生支援情報

全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN)

<https://ahead-japan.org/>

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

<http://www.pepnet-j.org/>

アクセシビリティリーダー育成協議会

<https://al-pc.jp/web/>

高等教育アクセシビリティプラットフォーム Q&A 集

<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/deliverables/QA/QA.html>

障害学生支援スタンダード

<https://phed.jp/about/standard.html>

日本学生支援機構 (JASSO)

障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

事例に学ぶ 紛争の防止・解決等につながる対応や取組

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/ref/index.html

合理的配慮ハンドブック

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html

教職員のための障害学生修学支援ガイド

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html

障害学生支援イベント情報(各種研修)

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究

<https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/index.html>

平成 28 年度・平成 29 年度合同ヒアリング報告

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afiel_dfile/2018/08/06/report2016_2017.pdf

平成 30 年度合同ヒアリング報告

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afiel_dfile/2020/03/19/int_report2018_2.pdf

障害学生修学支援に関する規程及び様式等

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/youshiki01.html

ウェブコラム各回に関連する情報

重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業(厚生労働省) [第 6 回] [第 19 回]

<http://www.kaigoseido.net/topics/18/syugakusien.htm>

大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化成果報告書(厚生労働省) [第 6 回] [第 23~25 回]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160.html>

障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるアドミッション・ポリシーの課題 [第 12 回]

<https://ci.nii.ac.jp/naid/40021423495/>

障害者差別解消法施行に伴う日本の国立大学におけるディプロマ・ポリシーの課題 [第 12 回]

<https://ahead-japan.org/journal/01-01/74.html>

「個別の教育支援計画」について(文部科学省) [第 14 回]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm

障害学生支援の財源について [第 16 回]

http://www.pepnet-j.org/web/file/tipsheet/2018/25_kanazawa.pdf

私立大学等経常費補助金(日本私立学校振興・共済事業団) [第 16 回]

https://www.shigaku.go.jp/s_haibunkijun.htm

国立大学法人等の施設整備(文部科学省) [第 16 回]

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm

障害のある学生の災害時を考えるワークショップの実践(京都大学) [第 18 回]

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/244071>

全国高等学校長協会入試点訳事業部〔第 19 回〕

<https://www.braille-exam.org/index.html>

2019 年度「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」〔第 19 回〕

<https://fields.canpan.info/report/detail/23206>

障害福祉サービスについて(厚生労働省)〔第 19 回〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/naiyou.html

地域生活支援事業について(厚生労働省)〔第 19 回〕

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/chiiki/gaiyo.html>

聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務(PEPNet-Japan)〔第 21 回〕

http://www.pepnet-j.org/web/file/tipsheet/2018/22_tsuchihashi.pdf

手話通訳ニーズに応えるためのコーディネート体制のあり方(第 15 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム報告書)(筑波技術大学)〔第 21 回〕

<https://tsukuba->

tech.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1807&item_no=1&page_id=13&block_id=21

支援に関わる人材を確保し適切に配置する(「一歩進んだ聴覚障害学生支援」)(PEPNet-Japan)〔第 21 回〕

<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=157&tmid=261>

トピック別聴覚障害学生支援ガイド PEPNet-Japan TipSheet 集 改訂版〔第 21 回〕

<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=353&tmid=74>

手話サポーター養成プロジェクト室(日本財団・群馬大学)〔第 21 回〕

<https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/index.html>

大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム〔第 23~25 回〕

<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>

協力者会議

五十音順 敬称略 ※は議長

平成 30 年度

柏倉 秀克	日本福祉大学	社会福祉学部 教授
川島 聡※	岡山理科大学	経営学部経営学科 准教授
近藤 武夫	東京大学	先端科学技術研究センター 准教授
白澤 麻弓	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター 准教授
村田 淳	京都大学	学生総合支援センター 准教授／障害学生支援ルーム チーフコーディネーター

令和元年度

柏倉 秀克	桜花学園大学	大学院人間文化研究科保育学部 教授
川島 聡※	岡山理科大学	経営学部経営学科 准教授
佐々木 銀河	筑波大学	ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授
中島 亜紀子	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター支援研究部 助教
村田 淳	京都大学	学生総合支援センター 准教授／障害学生支援ルーム チーフコーディネーター

令和 2 年度

川島 聡※	岡山理科大学	経営学部経営学科 准教授
佐々木 銀河	筑波大学	人間系 准教授
柴田 邦臣	津田塾大学	インクルーシブ教育支援室ディレクター／准教授
中島 亜紀子	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター支援研究部 助教
村田 淳	京都大学	学生総合支援センター 准教授／障害学生支援ルーム チーフコーディネーター

索引

本索引は、意味・解説がある語句及び各ページの引用文（「基本方針」「第二次まとめ」等）等に登場する語句を記載しています。コラム各回の主たるキーワードについては目次でご確認ください。

〔あ〕

アクセシビリティ	11,15,44,58,76,78,124,137
意識啓発・理解促進	10
意思の表明	8

〔か〕

(対象とする)学生	3
(対象となる)学生の活動の範囲	4
学内規程	7,66,76,119,178
過重な負担	6
キャリア教育	14
教育の本質	77,86,165
建設的対話	1,8,102,108,114,175
高大連携	13
合理的配慮	2,5,8,30,50,90,94,116,147
合理的配慮の内容の決定の手順	8
心のバリアフリー	10
個人情報保護	11,54,95
個別の教育支援計画	13,54,95
根拠資料	9

〔さ〕

支援学生	16
事前的改善措置	7,66
社会資源の活用	15
社会的障壁	3,25,79,90,94,102,114,119,178,180
社会モデル	3
就職支援	14
重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業	45
手話通訳	8,15,137
障害福祉サービス	48,54,126,128
情報発信	13,95
専門性のある人材	15
相談体制の整備	7

〔た〕

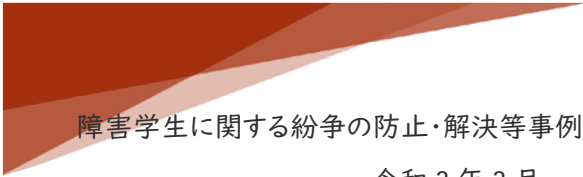
第三者組織 -----	8,10,66
体制の整備 -----	7,66,78,137
(一般的・)抽象的な理由 -----	5,20,39,49,92
同等の機会 -----	6,50,56,61,116,145

〔は〕

引継ぎの円滑化 -----	13
不当な差別的取扱い -----	4,10,66
紛争 -----	1,10,66,178
本質的な変更 -----	7,56
本質の可視化 -----	11
本質変更不可 -----	6,159
本来業務付随 -----	6,56

〔ま〕

モニタリング -----	8,10,108,175
--------------	--------------



障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集ウェブコラム総集編

令和3年3月

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

TEL:03-5520-6176 FAX:03-5520-6051

E-Mail:shienka02@jasso.go.jp

本報告書はUDフォントを使用しています。